

するため、兼務辞令の発令を必要としない事務として、兼務辞令は令和5年3月31日をもって解除された。

## 第4章 感染防止措置

### 第1節 手指消毒・飛沫防止

#### 第1項 感染症予防物品の配布

国内及び県内での感染者発生によりマスクや手指用消毒液の国内需要が急激に高まったため、令和2年2月以降、品薄や価格の高騰といった入手困難な状態が続いた。

##### 1 使い捨てマスクの配布

本市では、使い捨てマスクについて、新燃岳噴火の際に寄附を受けたマスク（保管マスク）を活用することとし、医療機関や介護施設、小・中学校等へマスク配布を行った。加えて、医療機関には、新型コロナウイルス感染症対策用として新たに寄附のあったマスクやフェイスシールドの配布を行った。

#### 【市の感染予防物品配布内訳】

区分	主な配布先	配布数（枚）		配布月
		マスク	フェイスシールド	
保管マスク	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師会、都城市北諸県郡薬剤師会	110,000		令和2年3月
	介護施設（デイサービス、グループホーム、ショートステイ等）	70,000		令和2年3月及び4月
	養護老人ホーム、障がい者入所施設、自立支援給付事業所等	10,600		令和2年3月
	小・中学校	21,000		令和2年3月及び5月
	子育て支援センター、保育所、認定子ども園・放課後児童クラブ等	30,000		令和2年3月
	都城医療センター	10,000		令和2年4月
	妊婦（母子手帳交付時）	78,000		令和2年4月～随時
	民生委員・児童委員	16,000		令和2年4月
	公の施設、市各窓口等従事者	72,000		令和2年4月～6月
新型コロナ寄付	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師会、都城市北諸県郡薬剤師会	26,500	350	令和2年4月～6月
	合計	444,100	350	

## 2 国からの感染予防物品の配布

介護施設などの社会福祉施設等に対し、厚生労働省から使い捨てマスク及び使い捨て手袋の配布が行われた。使い捨てマスクは令和2年8月以降毎月、使い捨て手袋は令和2年10月以降毎月、市に配布があり、介護保険課、福祉課、保育課、こども課の担当課が各施設に配布を行った。

【国の社会福祉施設への感染予防物品配布内訳(令和2年8月～令和3年3月)】

施設区分	マスク		使い捨て手袋	
	施設累計 (箇所)	数 量 (枚)	施設累 計 (箇 所)	数量(枚)
高齢者向け施設(介護施設・養護老人ホーム)	859	143,600	291	348,800
児童向け施設(保育所、認定子ども園等)	467	64,400	181	131,000
障害児者向け施設(障がい者入所施設等)	198	50,000	87	102,000
合計	1,524	258,000	559	581,800

## 3 手指消毒液の配布

手指消毒液について、総務部危機管理課が保管していた新燃岳噴火の際に寄附を受けた手指消毒液(令和3年3月9日時点：400m<sup>l</sup> 2,260本)を活用し、来庁者用、来場者用として各課窓口及び施設所管課(指定管理施設は除く。)に配布を開始した。

また、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症対策用として寄附のあった手指用消毒液(500m<sup>l</sup> 40本、550m<sup>l</sup> 150本)も同様に活用を行った。

## 第2項 飛沫防止用仕切り製作

新型コロナ感染防止のために、ビニールカーテンの製作を委託し、本庁舎及び南別館の窓口カウンターと応接机に設置した。

### 1 委託の内容

委託名：窓口コロナ対策仕切り製作委託業務

委託期間：令和2年4月17日から令和2年4月27日まで

委託金額：316,690円

受注者：つやげん九州株式会社

### 2 設置箇所数

天井吊り下げ型 21か所、カウンター上置型 67か所の計 88か所

## 第3項 奉仕による抗菌材コーティング作業

ヤマモトホールディングス株式会社様が抗菌材を開発し、取扱店である株式会社富田美装様が、無償で、市民が行き来する本庁舎1階へのコーティング作業を行っていただいた。

### 1 抗菌材等

抗菌材：抗菌効果のある塗布材「Dr.ハドラス」

作業日時:令和2年6月13日(土) 8時から14時まで

奉仕者:株式会社富田美装(代表者を含め3名)

## 2 抗菌場所及び作業前後の菌数

抗菌場所	作業前菌数	作業後菌数
相談コーナー引き手	652	34
キッズコーナー	6,967	489
エレベーター押しボタン	2,060	116
福祉課カウンター	69,551	176

## 第4項 足踏み式消毒スタンド寄贈

都城地区清掃業協会様から「足踏み式消毒スタンド」の寄付の申し出があり、令和2年9月18日、市長室において贈呈式が開催され、寄贈のあった5台を本庁舎の出入口に設置した。

### 【都城地区清掃業協会】

	会社名	代表者氏名
1	株式会社栄美社	椎屋 昌俊
2	つやげん九州株式会社	小田 浩司
3	童夢企画	太田 一久
4	誠商事	片平 誠
5	有限会社都城アート美装	大田 陽三
6	都城ビルサービス株式会社	松山 浩一郎
7	株式会社MORIMO	森茂 洋司
8	日本スリーアイ株式会社	松田 達典
9	株式会社Win企画	水谷 慎一郎

## 第2節 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公の施設の利用及びイベント等の実施による感染拡大の防止と施設利用者等の感染リスクを低減する対応が必要となったことから、市として統一的な対応を図るため、市の対応方針を策定することとなった。

対応方針については、国・県の対応や市内の感染状況等に応じて、随時、見直しを行った。

### 第1項 令和元年度

#### 1 令和2年3月9日付け方針

##### (1) 経緯

令和2年3月4日、宮崎県内における新型コロナウイルス感染症の感染1例目が宮崎市で確認されたことを受け、宮崎市からの利用者が6割を占める青井岳荘(温泉施設のみ)を、令和2年3月7日(土)から臨時休館とした。

また、本市で発生した場合を想定し、公の施設等の利用方針を定めることとした。

##### (2) 公の施設等の利用方針

- 公の施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設については、原則、臨時休館とする。
- ただし、各種福祉サービス等を受けなければ自宅で過ごすことができない利用者を対象とする福祉や子育て関連施設は、通常どおり運営する。
- なお、庁舎等における窓口業務等については、市民サービス維持の視点に立ち、通常どおり運営する。
- 通常どおり運営する施設については、運営に当たり、下記の留意事項を厳守するものとする。
- ・施設で入り口にアルコール消毒薬を設置すること。
  - ・発熱等の風邪症状のある方の窓口利用を控えていただくよう要請すること。
  - ・施設内の換気等をこまめに行うこと。
  - ・施設職員の健康管理に十分留意すること。

※屋内施設については、感染リスクが低いため、通常どおり運営するものとした。

(3) 本市発生の翌日から休館する施設

施設名	施設名
総合福祉会館	高城地区公民館
山之口勤労福祉センター	高城地区公民館石山分館
高城老人福祉館	高城地区公民館有水分館
高崎老人福祉館	高城地区公民館四家分館
都城市高崎福祉保健センター(ホール等の貸館業務)	山之口地区公民館
老人いこいの家	高城横原地区コミュニティセンター
山田元気な高齢者健康増進センター	高崎地区公民館
子育て世代活動支援センター	前田多目的集会所
都城山田地域子育て支援センター	縄瀬多目的集会所
鷹尾児童館	高城農村婦人の家
梅北児童館	農業伝承の家
太郎坊児童館	山田農村婦人の家
高木児童館	高崎大牟田農産加工センター
下水流児童館	高崎江平農産加工調理センター
安久児童館(児童クラブのみ開設)	山田パークゴルフ場
高城児童館(児童クラブのみ開設)	高崎総合公園(パークゴルフ場)
石山児童館(児童クラブのみ開設)	山之口屋内ゲートボール場
山田谷頭児童館(児童クラブのみ開設)	勤労身体障害者教養文化体育施設
神柱児童センター	林業総合センター
都原児童センター(児童クラブのみ開設)	早水公園体育文化センター(アリーナ・文化施設)
桜木児童館	早水公園体育文化センター(サブアリーナ・武道場)

山田中央児童館	早水公園体育文化センター（近的弓道場・遠的弓道場）
高城健康増進センター	早水公園体育文化センター（多目的室・トレーニング室）
山田総合交流ターミナル複合施設	都城運動公園体育施設（洋弓場）
山田温泉交流センター	都城運動公園体育施設（弓道場）
高崎総合公園（温泉交流センター）	都城運動公園体育施設（体育館）
高崎総合公園（温水プール）	山之口運動公園（山之口体育館）
観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	山之口運動公園（山之口武道館）
高崎総合公園（RVパーク高崎）	山之口運動公園（山之口相撲場）
高崎総合公園（たちばな天文台）	高城運動公園（総合体育館）
図書館	高城運動公園（弓道場）
高城図書館	高城運動公園（屋内競技場）
美術館	高城運動公園（クラブハウス）
都城島津邸	山田体育館
都城歴史資料館	山田運動公園（柔剣道場）
高城郷土資料館	山田運動公園（弓道場）
山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）
高崎たちばな学び館	庄内地区体育館
高城地域交流センター	中郷地区体育館
中央バス待合所	志和池地区体育館
ふるさとセンター	沖水地区体育館
長寿館	小松原地区体育館
山之口ふれあいの館	五十市地区体育館
高崎介護予防ふれあい交流センター	祝吉地区体育館
山田食文化伝統伝承館	上長飯一万城地区体育館
山田工芸伝統伝承館	横市地区体育館
山田活性化センター	西岳地区体育館
高崎縄瀬地区活性化センター	今町地区多目的研修集会施設
高崎後平総合地域施設	武道館
高崎農村活性化支援センター	勤労青少年体育センター
江平農村環境改善センター	高崎大牟田地区体育館
弥五郎どん交流活性化センター	山之口健康増進センター
高城生涯学習センター	山之口上富吉地区体育館
高城ふれあいセンター	山之口花木地区体育館
高城竹楽のおサト	山之口弓道・四半の場

高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	高城多目的研修集会施設
山之口多目的研修センター	高城農村環境改善センター
西岳地区農業総合センター	高城勤労青少年ホーム
山之口畜産総合センター	石山体育センター
山之口木材加工センター	高城原ふれあいスポーツ館
山田総合センター	ふれあい武道館
山之口飛松地区集会場	山田木之川内体育センター
東霧島多目的集会所	山田農業者トレーニングセンター
大牟田多目的集会所	リサイクルプラザ（さいせい館）
笛水多目的集会所	川の駅公園
菖蒲原集会所	緑の相談所
広原教育集会所	関之尾緑の村（ケビン・バンガロー）
梅北教育集会所	金御岳公園（サシバの館）
コミュニティセンター	山之口ふるさと産品販売所
中央公民館	山之口農林水産物直売・食材供給施設
小松原地区公民館	山之口農林水産物処理加工施設
妻ヶ丘地区公民館	チャレンジショップ
五十市地区公民館	職業訓練センター
横市地区公民館	カンガエールプラザ
祝吉地区公民館	未来創造ステーション
沖水地区公民館	まちなか広場
志和池地区公民館	まちなか交流センター
庄内地区公民館	ウェルネス交流プラザ
西岳地区公民館	総合文化ホール
中郷地区公民館	

## 2 令和2年3月26日付け方針

### (1) 経緯

令和2年3月19日政府の専門家会議の提言を踏まえ、3月23日、県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針が国に準じ改訂されたことを受け、市主催のイベント等の開催基準を、県の方針を踏まえて改正した。

### (2) 都城市主催のイベント等・公の施設の対応基準

#### 1 基本的な考え方

原則として、3月19日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び3月23日付け県の対応方針を踏まえる。

#### 2 開催の必要性の判断

主催者判断

3 リスク判断の基準

(1) フェーズごとに取り扱いを決める市内イベント等・公の施設

フェーズ※1	一例	取扱い	
(A) 感染状況が確認されていない	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	感染対策に配慮の上、実施又は通常開館等を行う	
(B) 感染状況が終息に向かい始めている・一定程度に収まっている	感染者が発生した場合又は感染者が一定数に収まっている	感染が発生した場合、原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を行う	本市における市中感染は否定的（帰国者等）で、かつ濃厚接触者も限定的と判明した段階で、感染対策を徹底の上、実施又は開館等を行う 本市で発生した患者の感染経路が追えない又は濃厚接触者が追えない場合は、原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を継続する※2
(A) 感染状況が確認されていない	クラスターを含め新たな感染者の発生が想定される	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等を行う※2	

※1 フェーズは県公表のものとする。

※2 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に対応する。

(2) 市内の全域で、原則、制限等するイベント等

①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの

②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発生が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策を徹底する。

(4) 市民や関係団体等に対して、一律の要請は行わないが、市の方針を踏まえた対応を要請する。

(5) 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等の休業（休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む）を要請する。

第2項 令和2年度

1 令和2年4月17日付け方針

(1) 経緯

令和2年4月16日、全国での緊急事態宣言の発令を受け、本市における利用制限を設ける公の施設の基準を見直し、公の施設を休館とした。

(2) 休館する施設

人の移動・接触を押さえるとする緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、既に決定している本市の感染者1例目の発生時に休館する施設（屋内施設）に加え、利用許可申請が必要な屋外施設を休館する施設に加える。

- ・運動公園施設（陸上競技場、野球場、ソフト球場、テニスコート、パークゴルフ場、多目的広場、芝生広場）
  - ・市民広場
  - ・ふれあい広場（パークゴルフ場、多目的広場）
- ※ただし、利用許可申請の必要のない公園部分は制限しない。

(3) 休館期間

令和2年4月22日(水)から緊急事態宣言終了日の令和2年5月6日(水)まで

2 令和2年4月27日付け方針

(1) 経緯

令和2年4月17日、国の緊急事態宣言を受け休館とした公の施設については、緊急事態宣言の延長等の国の判断が5月5日となることから、周知期間の短いことによる施設予約者への影響を考慮し、休館期間を延長することとした。

(2) 休館期間の延長期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月10日(日)まで

3 令和2年5月5日付け方針

(1) 経緯

令和2年5月10日まで休館している施設のその後の対応として、5月11日から開館することを決定した。ただし、宿泊施設（キャンプ場を含む）は5月末まで休館することとし、5月14日の国の専門家意見を踏まえて、必要に応じて見直すこととした。

(2) 休館を継続する宿泊施設（キャンプ場を含む）

担当課	施設名	備考
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	温泉・売店・レストラン
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設	は運営
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	

	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	都城市高城ふれあいセンター	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	都城市関之尾緑の村 (ケビン・バンガロー)	
山田産業建設課	都城市山田活性化センター	会議室は利用可能

(3) 休館を継続する施設の休館の延長期間

令和2年5月11日(月)から令和2年5月31日(日)まで

4 令和2年5月15日付け方針

(1) 経緯

令和2年5月31日まで休館している宿泊施設等(キャンプ場を含む)について、6月1日から開館することとし、6月1日以降の利用予約の受付を5月15日から再開することとした。また、これまで市外住民の利用自粛をお願いしていたが、5月15日から5月末までの間は、国の緊急事態宣言の解除の趣旨を踏まえて、県外住民の利用自粛に変更した。

5 令和2年7月26日付け方針

(1) 経緯

令和2年7月26日、本市1例目の感染が確認されたことを受け、公の施設を休館とする市の対応方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設
・屋内施設(学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。)は、原則として、当分の間休館する。
2 イベント等
・市及び指定管理者主催のイベント等は、原則として、当分の間実施しない。
・市が支援する各種団体等が主催するイベント等は、当分の間自粛するようお願いする。

(3) 休館期間

令和2年7月27日(月)から当分の間

※今後、国県の動向や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、改めて判断する。

(4) 休館する施設

① 令和2年7月27日から休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	都城市総合文化ホール	
環境政策課	都城市ふるさとセンター	
森林保全課	都城市林業総合センター	
環境施設課	都城市リサイクルプラザ(さいせい館)	
福祉課	都城市総合福祉会館	ファミリーサポートセンター

		の一時預かりのみ開設
	都城市老人いこいの家	
	都城市長寿館	
	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	都城市鷹尾児童館	
	都城市梅北児童館	
	都城市太郎坊児童館	
	都城市高木児童館	
	都城市下水流児童館	
	都城市安久児童館	児童クラブのみ開設
	都城市高城児童館	
	都城市石山児童館	
	都城市山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	都城市桜木児童館	
	都城市山田中央児童館	
保育課	都城市子育て世代活動支援センター・ふれ びか	一時預かりのみ開設
	都城市山田地域子育て支援センター	
	都城市山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	都城市農業伝承の家	
商工政策課	都城市チャレンジショップ	
	都城市ウェルネス交流プラザ	
	都城市未来創造ステーション	
	都城市まちなか広場	
	都城市まちなか交流センター	
	都城市中央バス待合所	
	都城市カンガエールプラザ	
道路公園課	都城市川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等（総合支所管内 の施設を含む）	
山之口地域振興課	都城市山之口勤労福祉センター	
	都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	都城市弥五郎どん交流活性化センター	

	都城市山之口多目的研修センター	
	都城市山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	都城市山之口健康増進センター	
	都城市山之口上富吉地区体育館	
	都城市山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	都城市山之口ふれあいの館	
	都城市山之口屋内ゲートボール場	
	都城市山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	都城市山之口畜産総合センター（研修検診施設）	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市山之口木材加工センター	
高城地域振興課	都城市高城郷土資料館	
	都城市高城生涯学習センター	
	都城市高城多目的研修集会施設	
	都城市高城農村環境改善センター	
	都城市高城勤労青少年ホーム	
	都城市石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	都城市高城老人福祉館	
高城産業建設課	都城市高城地域交流センター	
	都城市高城横原地区コミュニティセンター	
	都城市高城農村婦人の家	
	都城市高城原ふれあいスポーツ館	
	都城市ふれあい武道館	
山田地域振興課	都城市山田総合センター	
	都城市山田木之川内体育センター	
	都城市山田農業者トレーニングセンター	
山田市民生活課	都城市山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	
山田産業建設課	都城市山田食文化伝統伝承館	
	都城市山田工芸伝統伝承館	

	都城市山田活性化センター	
	都城市山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	都城市高崎たちばな学び館	
	都城市江平農村環境改善センター	
	都城市東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
高崎市民生活課	都城市高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	
高崎産業建設課	都城市高崎縄瀬地区活性化センター	
	都城市高崎後平総合地域施設	
	都城市高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市高崎大牟田農産加工センター	
	都城市高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	都城市高城運動公園	
	都城市山田体育館	
	都城市山田運動公園	
	高崎総合公園	
	都城市庄内地区体育館	
	都城市中郷地区体育館	
	都城市志和池地区体育館	
	都城市沖水地区体育館	
	都城市小松原地区体育館	
	都城市五十市地区体育館	
	都城市祝吉地区体育館	
	都城市上長飯一万城地区体育館	
	都城市横市地区体育館	
都城市西岳地区体育館		

	都城市今町地区多目的研修集会施設	
	都城市武道館	
	都城市姫城地区体育館	
	都城市高崎大牟田地区体育館	
生涯学習課	都城市立図書館	
	都城市立高城図書館	
	都城市広原教育集会所	
	都城市梅北教育集会所	
	都城市コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
中郷地区公民館		
文化財課	都城歴史資料館	月曜日は通常休館
美術館	都城市立美術館	
島津邸	都城島津邸	

② 令和2年7月28日から休館する施設

担当課	施設名	備考
商工政策課	都城市職業訓練センター	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	滝水亭	
	都城市高城健康増進センター	
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設	
	都城市山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	改修のため休館中
	高崎総合公園（温水プール）	故障のため休館中
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ	

	場)	
	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	高崎総合公園 (たちばな天文台)	
	都城市高城ふれあいセンター	
	都城市高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	都城市関之尾緑の村 (ケビン・バンガロー、 自然環境活用センター)	
	金御岳公園 (サシバの館)	
山之口産業建設課	道の駅山之口	

## 6 令和2年7月27日付け方針

### (1) 経緯

令和2年7月26日に確認された本市1例目の感染者本人の行動履歴が限定的であり、公共施設の利用がなかったことと、濃厚接触者1名のPCR検査結果が陰性であったことを受け、本市内での感染拡大の恐れはないと判断し、公の施設及びイベント等に関する市の対応方針を見直した。

### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設

- ・現在、臨時休館している施設は、原則として7月28日(火)から通常どおり開館する。

#### 2 市及び指定管理者が主催するイベント

- ・県内及び近隣市町村の感染状況等を踏まえた上で、個別に開催を判断する。  
なお、中止するイベントについては、ホームページで公表する。

#### 3 市が支援する各種団体等が主催するイベント

- ・開催の可否は、主催者判断とする。  
なお、開催する場合は、感染防止対策の徹底をお願いする。

## 7 令和2年8月7日付け方針

### (1) 経緯

市内の感染状況を踏まえ、公の施設及びイベント等に関する市の対応方針を見直した。

### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設

- ・屋内施設(学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。)は、準備が整った施設から、順次休館の手続きに入り、令和2年8月19日(水)まで休館する。
- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とする。

#### 2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等は、8月末まで実施しない。

・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請する。  
この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

(3) 休館期間

令和2年8月7日(金)から令和2年8月19日(水)

※休館準備等の必要に応じて、8月7日以降に順次休館することとした。

(4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	都城市総合文化ホール	
環境政策課	都城市ふるさとセンター	
森林保全課	都城市林業総合センター	
環境施設課	都城市リサイクルプラザ(さいせい館)	
福祉課	都城市総合福祉会館	ファミリーサポートセンターの一時預かりのみ開設
	都城市老人いこいの家	
	都城市長寿館	
	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	都城市鷹尾児童館	
	都城市梅北児童館	
	都城市太郎坊児童館	
	都城市高木児童館	
	都城市下水流児童館	
	都城市安久児童館	児童クラブのみ開設
	都城市高城児童館	
	都城市石山児童館	
	都城市山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	都城市桜木児童館	
	都城市山田中央児童館	
保育課	都城市子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	都城市山田地域子育て支援センター	
	都城市山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	都城市農業伝承の家	
商工政策課	都城市チャレンジショップ	

	都城市ウェルネス交流プラザ	
	都城市未来創造ステーション	
	都城市まちなか広場	
	都城市まちなか交流センター	
	都城市中央バス待合所	
	都城市カンガエールプラザ	
	都城市職業訓練センター	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	※宿泊は既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	青井岳キャンプ場	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	青井岳会館	
	滝水亭	
	都城市高城健康増進センター	
	都城市観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	都城市高城ふれあいセンター	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	都城市高城竹楽のおサト	
	都城市山田温泉交流センター	
	都城市山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	高崎総合公園（温泉交流センター）	改修のため休館中
	高崎総合公園（温水プール）	故障のため休館中
	高崎総合公園（たちばな天文台）	
	高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	※既予約者のみ受入。休館期間中の新規予約は不可。
	高崎総合公園（RV パーク高崎）	
	都城市関之尾緑の村（ケビン・バンガロー、自然環境活用センター）	※宿泊は、既予約者のみ受入。宿泊の休館期間中の新規予約は不可。
	金御岳公園（サンバの館）	
道路公園課	都城市川の駅公園	
	緑の相談所	

住宅施設課	市営住宅における集会所等	総合支所管内の施設を含む
山之口地域振興課	都城市山之口勤労福祉センター	
	都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	都城市弥五郎どん交流活性化センター	
	都城市山之口多目的研修センター	
	都城市山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	都城市山之口健康増進センター	
	都城市山之口上富吉地区体育館	
	都城市山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	都城市山之口ふれあいの館	
	都城市山之口屋内ゲートボール場	
	都城市山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	都城市山之口畜産総合センター (研修検診施設)	屋外の係留審査施設は通常ど おり使用可能
	都城市山之口木材加工センター	
	道の駅山之口	
高城地域振興課	都城市高城郷土資料館	
	都城市高城生涯学習センター	
	都城市高城多目的研修集会施設	
	都城市高城農村環境改善センター	
	都城市高城勤労青少年ホーム	
	都城市石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
高城地区公民館四家分館		
高城市民生活課	都城市高城老人福祉館	
高城産業建設課	都城市高城地域交流センター	
	都城市高城横原地区コミュニティセンタ ー	
	都城市高城農村婦人の家	
	都城市高城原ふれあいスポーツ館	
	都城市ふれあい武道館	
山田地域振興課	都城市山田総合センター	
	都城市山田木之川内体育センター	

	都城市山田農業者トレーニングセンター	
山田市民生活課	都城市山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	
山田産業建設課	都城市山田食文化伝統伝承館	
	都城市山田工芸伝統伝承館	
	都城市山田活性化センター	
	都城市山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	都城市高崎たちばな学び館	
	都城市江平農村環境改善センター	
	都城市東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設	
高崎市民生活課	都城市高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	
高崎産業建設課	都城市高崎縄瀬地区活性化センター	
	都城市高崎後平総合地域施設	
	都城市高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	都城市高崎大牟田農産加工センター	
	都城市高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	都城市高城運動公園（総合体育館）	
	都城市高城運動公園（弓道場）	
	都城市高城運動公園（屋内競技場）	
	都城市高城運動公園（クラブハウス）	

	都城市山田体育館	
	都城市山田運動公園（柔剣道場）	
	都城市山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	都城市庄内地区体育館	
	都城市中郷地区体育館	
	都城市志和池地区体育館	
	都城市沖水地区体育館	
	都城市小松原地区体育館	
	都城市五十市地区体育館	
	都城市祝吉地区体育館	
	都城市上長飯一万城地区体育館	
	都城市横市地区体育館	
	都城市西岳地区体育館	
	都城市今町地区多目的研修集会施設	
	都城市武道館	
	都城市姫城地区体育館	
	都城市高崎大牟田地区体育館	
生涯学習課	都城市立図書館	
	都城市立高城図書館	
	都城市広原教育集会所	
	都城市梅北教育集会所	
	都城市コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	月曜日は通常休館
美術館	都城市立美術館	

## 8 令和2年8月18日付け方針

## (1) 経緯

令和2年8月18日、県の「感染拡大緊急警報」が8月末まで継続されたことを受け、休館期間を延長することとした。

## (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

## 1 公の施設

- ・屋内施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、令和2年8月31日(月)まで休館します。
- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とします。

## 2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
  - ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
  - ・市及び指定管理者主催のイベント等は、令和2年8月31日(月)まで実施しません。
- なお、9月以降に予定しているものは、個別に判断します。
- ・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請します。

この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

## (3) 休館期間の延長期間

令和2年8月20日(木)から令和2年8月31日(月)まで

## 9 令和2年8月31日付け方針

## (1) 経緯

令和2年9月1日から県の「感染拡大緊急警報」が解除されること及び市内の感染者の確認が減少してきていることから、休館施設を令和2年9月1日から順次開館することとした。

## (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

## 1 公の施設

- ・屋内施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、各関係団体等が作成している業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染防止対策（以下、「感染防止対策という。」）を講じた上で、令和2年9月1日から順次開館します。
  - ・感染防止対策が講じられており、感染拡大の恐れがないと認められる利用に限り、許可します。
  - ・施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、消毒のため、原則3日間休館します。
- なお、感染拡大防止対策を徹底して、感染拡大の恐れがないと判断した段階で開館します。
- ・屋外施設は、感染防止対策を講じた上で、利用を可とします。

## 2 イベント等

- ・市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染防

止対策を徹底します。

- ・市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、感染防止対策の徹底を要請します。

この対応方針は、市内での感染状況や感染者の濃厚接触の状況等を踏まえ、適宜改正する。

10 令和2年1月6日付け方針

(1) 経緯

令和3年1月5日、県は県内での新型コロナウイルス感染が拡大していることから、県内全域を対象に「感染拡大緊急警報」を発出。本市を含む都城北諸県圏域について、「爆発的な感染拡大」段階にあり、これまでにない最大限の対策が必要であると判断し、令和3年1月9日から1月22日まで、本圏域を県独自の新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域（赤）」に指定すると発表した。

これを受け、本市では、令和3年1月6日、公の施設を休館とする方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設  
 公の施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、感染急増圏域の指定が解除されるまでの間は、原則として、休館する。  
 なお、休館する屋外施設においては、個人が健康維持のために散歩等で利用することを妨げるものではない。

2 イベント等  
 感染急増圏域の指定が解除されるまでの間は、原則として、中止又は延期する。

(3) 休館期間

令和3年1月7日(木)から感染急増圏域の指定が解除されるまで

※休館準備等の必要に応じて、1月7日以降に順次休館することとした。

(4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	総合文化ホール	
環境政策課	ふるさとセンター	
森林保全課	林業総合センター	
環境施設課	リサイクルプラザ（さいせい館）	
	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
福祉課	総合福祉会館	
	老人いこいの家	
	点字図書館	
	長寿館	
	勤労身体障害者教養文化体育施設	

こども課	鷹尾児童館	
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	児童クラブのみ開設
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	桜木児童館	
	山田中央児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	農業伝承の家	
商工政策課	チャレンジショップ	
	職業訓練センター	
	カンガエールプラザ	
	未来創造ステーション	
	まちなか広場	
	まちなか交流センター	
	ウェルネス交流プラザ	
	中央バス待合所	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	青井岳自然公園	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	
	観音池公園（バンガロー・キャンプ場）	
	高崎総合公園（RVパーク高崎）	

	高崎総合公園（たちばな天文台）	
	高城ふれあいセンター	
	高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園（たちばな北斗ハウス）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	
	観音池公園（バンガロー・キャンプ場以外）	有料施設
	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	
	山田かかしの里市民広場	
	関之尾緑の村	
	母智丘関之尾公園	
	北前公園	
	金御岳公園	サシバの館含む
	サシバ広場	
道路公園課	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等	総合支所管内の施設を含む
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	弥五郎どん交流活性化センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口ふれあいの館	
	山之口屋内ゲートボール場	
	山之口弓道・四半的場	
山之口産業建設課	道の駅山之口	
	山之口畜産総合センター（研修検診施設）	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	山之口木材加工センター	
高城地域振興課	高城郷土資料館	
	高城生涯学習センター	
	高城多目的研修集会施設	

	高城農村環境改善センター	
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	高城老人福祉館	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
	高城農村婦人の家	
	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田総合センター	
	山田木之川内体育センター	
	山田農業者トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
	山田総合福祉センター（会議室等の貸館業務）	デイサービス事業は通常どおり運営
山田産業建設課	山田食文化伝統伝承館	
	山田工芸伝統伝承館	
	山田活性化センター	
	山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	高崎たちばな学び館	
	江平農村環境改善センター	
	東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	

高崎市民生活課	高崎老人福祉館	
	高崎介護予防ふれあい交流センター	
	高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
高崎産業建設課	高崎縄瀬地区活性化センター	
	高崎後平総合地域施設	
	高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター（アリーナ・文化施設）	
	早水公園体育文化センター（サブアリーナ・武道場）	
	早水公園体育文化センター（近的弓道場・遠的弓道場）	
	早水公園体育文化センター（多目的室・トレーニング室）	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	既予約者のみで、やむを得ない場合に限る
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
祝吉地区体育館		

	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	武道館	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	既予約者のみで、やむを得ない場合に限る
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	
生涯学習課	図書館	
	高城図書館	
	広原教育集会所	
	梅北教育集会所	

	コミュニティセンター	
	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	
美術館	美術館	
島津邸	都城島津邸	

## 1.1 令和3年1月20日付け方針

### (1) 経緯

令和3年1月7日、県は、県全体で爆発的に感染拡大していることを受け、県独自の「緊急事態宣言」を発令。更に、同1月20日、県内の感染者数の高止まりの状況を踏まえ、県独自の「緊急事態宣言」の継続を決定。県内すべての圏域で「感染急増圏域（赤）」が継続されたため、公の施設の休館期限を「県独自の緊急事態宣言の継続期間を踏まえて判断する」とした。

### (2) 休館期間

令和3年1月7日(木)から感染急増圏域の指定が解除されるまで

※県の緊急事態宣言の継続期間を踏まえ、2月7日を目途に感染状況を見極めながら判断

## 1.2 令和3年2月5日付け方針

### (1) 経緯

令和3年2月5日、県は、県独自の緊急事態宣言により、県内の感染状況が国指標のステージ2にまで落ち着いてきたとし、警報レベルを「レベル4（緊急事態宣言）」から「レベル3（感染拡大緊急警報）」に移行し、感染区分を「感染急増圏域（赤）」から「感染警戒区域（オレンジ）」に変更した。

これを受け、市は、休館している公の施設を2月8日から順次開館することとした。

### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設

公の施設（学校、保育所及び放課後児童クラブ等を除く。）は、感染防止対策を徹底した上で、令和3年2月8日から順次開館する。

ただし、依然として、県下全域で、感染が再び拡大しかねない状況にあり、会食制限及び県外との往来自粛等が継続されていることに鑑み、高い警戒レベルを維持するものとする。

なお、開館後、施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、消毒のため、原則として、3日間休館する。

## 2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染が再び拡大しかねない状況にあることを踏まえて、感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、同様に感染防止対策の徹底を要請する。

### 第3項 令和3年度

#### 1 令和3年5月20日付け方針

##### (1) 経緯

令和3年5月9日、県は、宮崎市での感染爆発及び全国の感染急拡大を踏まえ、県独自の緊急事態宣言を発令。この時点では、都城・北諸県圏域の感染状況は、国指標のステージ2の状況であったが、令和3年5月20日、都城市内の感染者数が増加していることから、公の施設の休館を決定した。

##### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設等

公の施設等は、原則として令和3年5月21日(金)から6月10日(木)までの間は、休館する。ただし、道の駅都城、道の駅山之口、高崎大牟田農産加工センター、職業訓練センター及び新型コロナワクチン接種会場は、感染防止対策を徹底した上で開館する。

なお、休館する屋外施設においては、個人が健康維持のために散歩等で利用することを妨げるものではない。

#### 2 イベント等

原則として、令和3年5月21日(金)から6月10日(木)までの間は、中止又は延期する。

##### (3) 休館期間

令和3年5月21日(金)から6月10日(木)まで

##### (4) 休館する施設

担当課	施設名	備考
コミュニティ文化課	総合文化ホール	
環境政策課	ふるさとセンター	
森林保全課	林業総合センター	
環境施設課	リサイクルプラザ(さいせい館)	
	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
福祉課	総合福祉会館	

	老人いこいの家	
	点字図書館	
	長寿館	
	勤労身体障害者教養文化体育施設	
こども課	鷹尾児童館	
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	児童クラブのみ開設
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	児童クラブのみ開設
	桜木児童館	
山田中央児童館		
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	一時預かりのみ開設
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
農村整備課	農業伝承の家	
商工政策課	チャレンジショップ	
	カンガエールプラザ	
	未来創造ステーション	
	まちなか広場	
	まちなか交流センター	
	ウェルネス交流プラザ	
	中央バス待合所	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	青井岳会館	
	青井岳自然公園	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぽっぽ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	

	観音池公園 (バンガロー・キャンプ場)	
	高崎総合公園 (RV パーク高崎)	
	高崎総合公園 (たちばな天文台)	
	高城ふれあいセンター	
	高城竹楽のおサト	
	高崎総合公園 (たちばな北斗ハウス)	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園 (パークゴルフ場)	
	観音池公園 (バンガロー・キャンプ場以外)	有料施設
	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	
	山田かかしの里市民広場	
	関之尾緑の村	
	母智丘関之尾公園	
	北前公園	
	金御岳公園	サシバの館含む
	サシバ広場	
道路公園課	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	
	弥五郎どん交流活性化センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口飛松地区集会場	
	山之口地区公民館	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口ふれあいの館	
	山之口屋内ゲートボール場	
	山之口弓道・四半的場	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
山之口産業建設課	山之口畜産総合センター (研修検診施設)	
	山之口木材加工センター	
高城地域振興課	高城郷土資料館	1歳6か月児健診については利用可能

	高城生涯学習センター	
	高城多目的研修集会施設	
	高城農村環境改善センター	加工室のみ5/22までの既存予約分のみ利用可。
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
	高城地区公民館	
	高城地区公民館石山分館	
	高城地区公民館有水分館	
	高城地区公民館四家分館	
高城市民生活課	高城老人福祉館	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
	高城農村婦人の家	5/22までの既存予約分のみ利用可。
	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田総合センター	
	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
	山田総合福祉センター(会議室等の貸館業務)	デイサービス事業は通常どおり運営
山田産業建設課	山田食文化伝統伝承館	
	山田工芸伝統伝承館	
	山田活性化センター	
	山田農村婦人の家	
高崎地域振興課	高崎たちばな学び館	
	江平農村環境改善センター	
	東霧島多目的集会所	
	大牟田多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	高崎地区公民館	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	放課後子ども教室のみ開設
高崎江平市民広場		

	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
高崎市民生活課	高崎介護予防ふれあい交流センター	
	高崎福祉保健センター（ホール等の貸館業務）	
高崎産業建設課	高崎縄瀬地区活性化センター	
	高崎後平総合地域施設	
	高崎農村活性化支援センター	屋外の係留審査施設は通常どおり使用可能
	高崎江平農産加工調理センター	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	都城運動公園体育施設（洋弓場）	
	都城運動公園体育施設（弓道場）	
	都城運動公園体育施設（体育館）	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
今町地区多目的研修集会施設		
武道館		

	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	
生涯学習課	図書館	予約本の貸出、返却ポストへの返却など一部のサービスは継続。
	高城図書館	
	広原教育集会所	ひばり文庫の貸出、返却など一部のサービスは継続。
	梅北教育集会所	
	コミュニティセンター	

	中央公民館	
	小松原地区公民館	
	妻ヶ丘地区公民館	
	五十市地区公民館	
	横市地区公民館	行政サービスコーナーは通常どおり開設
	祝吉地区公民館	
	沖水地区公民館	
	志和池地区公民館	
	庄内地区公民館	
	西岳地区公民館	
	中郷地区公民館	
文化財課	都城歴史資料館	
美術館	美術館	
都城島津邸	都城島津邸	

## 2 令和3年6月1日付け方針

### (1) 経緯

令和3年6月1日、県は、都城市及び三股町管内の飲食店等の営業時間短縮要請を6月3日(木)で解除すること、また、これまで感染急増圏域(赤)に指定していた都城・北諸県圏域を6月4日(金)から感染警戒区域(オレンジ)に引き下げることを発表。

これを受け、市の公の施設を6月4日(金)から開館することを決定した。

### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設

公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、令和3年6月4日(金)から順次開館する。開館後、施設において感染が判明するなど、開館を継続することで感染拡大の恐れがある施設は、原則として、3日間休館する。

#### 2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、同様に感染防止対策の徹底を要請する。

## 3 令和3年8月11日付け方針

### (1) 経緯

令和3年8月11日、県は、県独自の緊急事態宣言を発令し、県内全域を感染急増圏域(赤)に指定。これを受け、体育施設(ワクチン接種会場を除く)及び温泉施設等の休館を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

<p>1 公の施設</p> <p>公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし、体育施設（ワクチン接種会場を除く）及び温泉施設等については、原則として令和3年8月12日(木)から令和3年8月18日(水)まで休館する。</p> <p>8月19日(木)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。</p> <p>《主な感染防止対策（例）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策の徹底（マスクの着用、手指の消毒等）</li> <li>○圏域外からの利用自粛</li> <li>○国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等）</li> <li>○利用人数の制限（密回避の協力依頼）</li> <li>○利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設）</li> <li>○共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等）</li> </ul> <p>2 イベント等</p> <p>市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。</p> <p>市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 休館期間

令和3年8月12日(木)から令和3年8月18日(水)まで

(4) 休館施設等

① 休館する施設

担当課	施設名	備考
環境政策課	ふるさとセンター	
環境施設課	志和池中央ふれあい広場	
環境施設課	南部ふれあい広場	
農村整備課	農業伝承の家	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	高崎総合公園（温水プール）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	

	都城市観音池公園（子ども村プール）	令和3年度は営業しない
	都城市山田かかしの里流れるプール	
	山田かかしの里市民広場	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口弓道・四半的場	
高城地域振興課	高城多目的研修集会施設	
	高城農村環境改善センター	
	高城勤労青少年ホーム	
	石山体育センター	
高城産業建設課	高城原ふれあいスポーツ館	
	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
高崎地域振興課	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
高崎産業建設課	高崎江平農産加工調理センター	9月末まで利用休止中
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（屋内競技場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	

	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	上長飯一万城地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	
	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口運動公園（芝生広場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	

	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	小松原市民広場	

② 一部利用を制限する施設

担当課	施設名	備考
森林保全課	林業総合センター	集会室のみ利用休止
福祉課	総合福祉会館	入浴のみ利用休止
	老人いこいの家	
	長寿館	ホールのみ利用休止
	勤労身体障害者教養文化体育施設	体育室のみ利用休止
こども課	鷹尾児童館	都城北諸県圏域以外にお住まいの方の利用自粛
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	
	高城児童館	
	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	
	桜木児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
みやこんじょ PR 課	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	多目的広場のみ利用休止
	関之尾緑の村	テニスコートのみ利用休止
	母智丘関之尾公園	多目的広場のみ利用休止
山田産業建設課	山田活性化センター	体育施設のみ利用休止
高城地域振興課	高城生涯学習センター	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	
高崎地域振興課	江平農村環境改善センター	

	東霧島多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	
美術館	美術館	混雑状況により利用制限を行う場合がある

#### 4 令和3年8月18日付け方針

##### (1) 経緯

令和3年8月13日、県は、飲食店等における営業時間短縮要請を県内全市町村に拡大することを発表（対象期間：8月14日～8月24日）。

本市の公の施設については、県内の新規感染者数の状況を踏まえて、休館している施設の休館期間を8月25日（水）まで延長することを決定した。

##### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

###### 1 公の施設

休館中の体育施設（ワクチン接種会場を除く）及び温泉施設等については、引き続き、令和3年8月25日（水）まで休館する。

8月26日（木）以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策（例）》

- 国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等）
- 利用人数の制限（密回避の協力依頼）
- 利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設）
- 共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等）

###### 2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

##### (3) 休館期間の延長期間

令和3年8月19日（木）から8月25日（水）

#### 5 令和3年8月24日付け方針

##### (1) 経緯

令和3年8月24日、県は、デルタ株のまん延により、県内はかつてない感染爆発に見舞われており、このままでは、県内の医療がひっ迫し、医療崩壊の危機にあるとする、県知事の緊急メッセージを発表。県教育委員会は、8月31日まで部活動を中止とした。

この県内の状況を踏まえ、市は、休館している公の施設の休館期間を8月31日まで延長することと

した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年8月31日(火)まで閉館する。

9月1日(水)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年8月26日(木)から8月31日(火)

6 令和3年8月31日付け方針

(1) 経緯

令和3年8月26日、県は、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、宮崎市、日向市及び門川町を重点措置区域に指定し、指定期間を8月27日(金)から9月12日(日)までとした。あわせて、県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を9月12日(日)まで延長することを決定。

8月31日、市は、県の対応を踏まえ、休館している公の施設の休館期間を9月12日まで延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年9月12日(日)まで閉館する。

9月13日(月)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県

の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月12日(日)

7 令和3年9月10日付け方針

(1) 経緯

令和3年9月9日、県は、県独自の「緊急事態宣言」の発令や国の「まん延防止等重点措置」の適用により、新規感染者数は減少しているものの、依然として高い水準で推移していること等を理由に、宮崎市へのまん延防止等重点措置区域の指定期間を9月30日(木)まで延長し、あわせて、県独自の「緊急事態宣言」の発令期間も9月30日(木)まで延長することとした。

9月10日、市は、県の対応を踏まえ、休館している公の施設の休館期間を9月30日まで延長することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

休館中の公の施設は、引き続き、令和3年9月30日(木)まで閉館する。

10月1日(金)以降の対応については、感染状況を踏まえ判断する。

《主な感染防止対策(例)》

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間の延長期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで

8 令和3年9月29日付け方針

(1) 経緯

令和3年9月29日、県は、県独自の「緊急事態宣言」の発令や国の「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、人流が大幅に減少したこと等により、新規感染者は大きく減少し、医療提供体制への付加も軽減され、県内の感染状況は、ステージ2の段階まで改善したとして、県の警報レベルをレベル4「緊急事態宣言」からレベル3「感染拡大緊急警報」へ移行することとした。

これを受け、市は、休館している公の施設を令和3年10月1日から順次開館することとした。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、令和3年10月1日(金)から順次開館する。

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

9 令和4年1月19日

(1) 経緯

令和4年1月13日、県は、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、過去にないスピードで感染が急拡大する中で、今後一気に医療のひっ迫や社会経済活動への甚大な影響が懸念されるとして、令和4年1月13日(木)から令和4年2月2日(水)までを目途に「感染拡大緊急警報」を発令。あわせて、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が57.6人となった都城・北諸県圏域を「感染急増圏域(赤圏域)」に指定。

令和4年1月19日、県は、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、都城市及び三股町を重点措置区域に指定し、指定期間を令和4年1月21日(金)から2月13日(日)までとした。あわせて、「感染拡大緊急警報」の発令期間を令和4年2月13日(日)まで延長することを決定。

これを受け、本市では、体育施設(ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く)及び温泉施設等を原則として令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで休館とする方針を決定した。

(2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし体育施設(ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く)及び温泉施設等については、原則として令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで休館する。

《主な感染防止対策(例)》

○感染防止対策の徹底(マスクの着用、手指の消毒等)

○圏域外からの利用自粛

○国・県の行動要請等に基づく対応(ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等)

○利用人数の制限(密回避の協力依頼)

○利用者名簿の提出(利用許可の必要な施設)

○共有部分の利用制限(雑誌コーナーの利用中止等)

2 イベント等

市及び指定管理者主催のイベント等については、原則として令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで中止又は延期する。

市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

(3) 休館期間

令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで

(4) 休館施設等

① 休館する施設

担当課	施設名	備考
環境政策課	ふるさとセンター	
環境施設課	志和池中央ふれあい広場	
	南部ふれあい広場	
みやこんじょ PR 課	総合交流活性化センター（青井岳荘）	
	高城健康増進センター	
	山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）	
	山田温泉交流センター	
	高崎総合公園（温泉交流センター）	
	山田パークゴルフ場	
	高崎総合公園（パークゴルフ場）	
	山田かかしの里市民広場	
道路公園課	梅北運動公園	
	川の駅公園	
	緑の相談所	
住宅施設課	市営住宅における集会所等 （総合支所管内の施設を含む）	
山之口地域振興課	山之口勤労福祉センター	
	山之口多目的研修センター	
	山之口健康増進センター	
	山之口上富吉地区体育館	
	山之口花木地区体育館	
山之口市民生活課	山之口弓道・四半的場	
高城地域振興課	高城多目的研修集会施設	
	石山体育センター	
高城産業建設課	高城原ふれあいスポーツ館	

	ふれあい武道館	
山田地域振興課	山田木之川内体育センター	
	山田谷頭トレーニングセンター	
	山田第2運動公園	
山田市民生活課	山田元気な高齢者健康増進センター	
高崎地域振興課	高崎江平市民広場	
	高崎縄瀬市民広場	
	高崎前田市民広場	
	高崎東霧島市民広場	
	高崎示野原市民広場	
スポーツ振興課	早水公園体育文化センター	
	山之口運動公園（山之口体育館）	
	高城運動公園（総合体育館）	
	高城運動公園（弓道場）	
	高城運動公園（クラブハウス）	
	山田体育館	
	山田運動公園（柔剣道場）	
	山田運動公園（弓道場）	
	高崎総合公園（総合体育館、武道場含む。）	
	庄内地区体育館	
	中郷地区体育館	
	志和池地区体育館	
	沖水地区体育館	
	小松原地区体育館	
	五十市地区体育館	
	祝吉地区体育館	
	横市地区体育館	
	西岳地区体育館	
	今町地区多目的研修集会施設	
	姫城地区体育館	
	高崎大牟田地区体育館	
	都城運動公園体育施設（庭球場）	
	都城運動公園体育施設（陸上競技場）	
	高城運動公園（庭球場）	
	高城運動公園（芝生広場）	
	山田運動公園（陸上競技場）	

	山田運動公園（野球場）	
	山田運動公園（庭球場）	
	山田運動公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（陸上競技場）	
	高崎総合公園（多目的広場）	
	高崎総合公園（野球場）	
	高崎総合公園（庭球場）	
	山之口運動公園（芝生広場）	
	山之口佐土原市民広場	
	沖水市民広場	
	姫城市民広場（姫城公園運動広場）	
	鷹尾市民広場	
	横市市民広場	
	志和池市民広場	
	庄内市民広場	
	西岳市民広場	
	中郷市民広場	
	下長飯市民広場	
	大岩田市民広場	
	妻ヶ丘地区体育館	
	小松原市民広場	

② 一部利用を制限する施設

担当課	施設名	備考
森林保全課	林業総合センター	集会室のみ利用休止
福祉課	総合福祉会館	入浴のみ利用休止
	老人いこいの家	入浴のみ利用休止
	長寿館	ホールのみ利用休止
	勤労身体障害者教養文化体育施設	体育室のみ利用休止
こども課	鷹尾児童館	都城北諸県圏域以外にお住まいの方の利用制限
	梅北児童館	
	太郎坊児童館	
	高木児童館	
	下水流児童館	
	安久児童館	
高城児童館		

	石山児童館	
	山田谷頭児童館	
	神柱児童センター	
	都原児童センター	
	桜木児童館	
	山田中央児童館	
保育課	子育て世代活動支援センター・ふれびか	
	山田地域子育て支援センター	
	山之口地域子育て支援センター	
みやこんじょ PR 課	山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	多目的広場のみ利用休止
	関之尾緑の村	テニスコートは利用休止 プールは営業していない
	母智丘関之尾公園	多目的広場のみ利用休止
高城地域振興課	高城農村環境改善センター	体育室のみ利用休止
	高城勤労青少年ホーム	
高城産業建設課	高城横原地区コミュニティセンター	体育施設のみ利用休止
山田産業建設課	山田活性化センター	宿泊利用のみ利用休止
高崎地域振興課	江平農村環境改善センター	体育施設のみ利用休止
	東霧島多目的集会所	
	笛水多目的集会所	
	前田多目的集会所	
	縄瀬多目的集会所	
スポーツ振興課	高城運動公園（屋内競技場）	プロキャンプ等の既予約者 （1/19 時点）のみで、やむを 得ない場合を除く。
	都城運動公園体育施設（野球場）	
	高城運動公園（野球場）	
	高城運動公園（多目的広場）	

## 10 令和4年2月10日付け方針

### (1) 経緯

令和4年2月10日、県は、本県への「まん延防止等重点措置」適用の延長を受け、「重点措置区域」の指定期間を延長。都城市への重点措置区域の指定期間は、令和4年3月6日(日)まで延長されることとなった。

これを受け、市は、休館している公の施設の休館期間を令和4年3月6日(日)まで延長することとした。

### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

#### 1 公の施設

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、引き続き、開館する。ただし体育施設（ワクチン接種会場及び市議会議員選挙投票所を除く）及び温泉施設等については、原則として引き続き、令和4年3月6日(日)まで休館する。

《主な感染防止対策（例）》

○感染防止対策の徹底（マスクの着用、手指の消毒等）

○圏域外からの利用自粛

○国・県の行動要請等に基づく対応（ガイドラインの遵守、イベントの開催制限等）

○利用人数の制限（密回避の協力依頼）

○利用者名簿の提出（利用許可の必要な施設）

○共有部分の利用制限（雑誌コーナーの利用中止等）

## 2 イベント等

市主催のイベント等は、原則として令和4年3月6日(日)までの間、中止又は延期する。

指定管理者又は市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

### (3) 休館期間の延長期間

令和4年2月14日(月)から令和4年3月6日(日)まで

#### 1.1 令和4年3月4日付け方針

##### (1) 経緯

令和4年3月4日、政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、31都道府県に適用中の「まん延防止等重点措置」を18都道府県で延長し、宮崎県を含む13県は、令和4年3月6日をもって解除することを決定した。

これを受け、県は、感染力の極めて強い「オミクロン株」の影響により、新規感染者数が下げ止まりの状況が続く中で、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎えることから、「まん延防止等重点措置」終了後も、県独自の「感染拡大緊急警報」を延長し、県内全域の感染区分を「まん延防止等重点措置区域」から「感染急増圏域（赤圏域）」に変更した上で、高い警戒レベルを維持することとした。

市は、国・県の対応等を踏まえ、休館している公の施設は、感染防止対策を徹底した上で、令和4年3月7日から順次開館することとした。

##### (2) 公の施設及びイベント等に関する市の対応方針

###### 1 公の施設（総合政策部）

公の施設は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく、国・県の行動要請等を遵守し、感染防止対策を徹底した上で、令和4年3月7日(月)から順次開館する。

###### 2 イベント等

市主催のイベント等の開催の可否は、個別に判断し、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策を徹底する。

指定管理者、市が支援する各種団体等が主催するイベント等の開催可否は、主催者判断とし、開催する場合は、国・県の行動要請等に基づき感染防止対策の徹底を要請する。

#### 第4項 令和4年度

##### 1 令和5年3月3日付け方針

###### (1) 経緯

令和4年3月7日より順次、公の施設を開館して以降、感染防止対策を徹底した上で、開館を継続している。その後、令和5年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の一部変更が示され、令和5年3月13日以降、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなった。

これを踏まえ、市の公の施設等の感染防止対策においても、令和5年3月13日以降、マスク着用の考え方は、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように配慮することとした。

なお、令和5年5月8日以降は、感染症法上（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）の位置付けが5類感染症に見直されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等は廃止され、個人及び事業者の判断による自主的な感染対策に取り組むこととなることから、市の対応方針についても廃止することとした。

### 第3節 学校

#### 第1項 小・中学校における各種対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、都城市立の小・中学校では、感染状況に応じて学校運営上の感染症リスクを低減するために必要な措置を取ってきた。

##### 【時系列対応記録】

日付	対応状況
R2.2.25	【市教委】手指消毒液配布 602本／全小・中学校
R2.2.27	【国】安倍首相が3月2日から全国全ての小中高校、特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請
R2.3.2	【市教委】市立小中学校臨時休業 3月2日～3月13日まで臨時休業 小学校低学年及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒については、原則、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において1校時から5校時までの間は預かることとした。
R2.3.3-4	【市教委】市内全小・中学校へマスク配布 小学校 35校 6,600枚 中学校 19校 3,250枚

R2. 3. 13	<p>【市教委】市立小中学校臨時休業の延長 延長期間 3 月 26 日まで（3 月 27 日～4 月 6 日までは春休み） 卒業式については、規模を縮小し、中学校を 3 月 17 日（火）、小学校を 3 月 25 日（木）に実施した。</p>
R2. 3. 23	<p>【市教委】手指消毒液配布 690 本／全小・中学校</p>
R2. 3. 24	<p>【市教委】マスク配布 小学校 6,600 枚 中学校 3,250 枚 計 9,910 枚</p>
R2. 4. 3	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症 R2. 4 月～5 月）を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動会、体育大会は、1 学期実施予定の学校は 2 学期以降に延期する。</li> <li>・ 修学旅行、宿泊学習は、1 学期実施予定の学校は延期扱いを検討する。</li> <li>・ 部活動は、実施可能</li> <li>・ 家庭訪問、参観日、P T A 総会は、実施しない。</li> </ul> <p>【市教委】授業時数確保のための具体的な対応について示す。</p>
R2. 4. 6	<p>【市教委】マスク配布 小学校 6,600 枚 中学校 3,250 枚 計 9,910 枚</p>
R2. 4. 7	<p>【国】7 都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に緊急事態宣言 【市教委】小・中学校一学期始業式</p> <p>【市教委】学校再開 4 月 7 日（火）を令和 2 年度の始業の日とし、学校再開。入学式については、中学校は 4 月 9 日（木）、小学校は 4 月 10 日（金）に規模を縮小して実施した。</p> <p>【市教委】令和 2 年度中学生海外交流（派遣・受入）事業の中止を決定</p>
R2. 4. 16	<p>【国】緊急事態宣言を全国に拡大 13 都道府県（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、京都、茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）は特定警戒都道府県に（～5/6）</p>
R2. 4. 17	<p>【宮崎県】国の緊急事態宣言を受け、県民へ県外の移動自粛及び外出自粛を要請（～5/6） 【市教委】4 月 22 日から 5 月 6 日まで小中学校を一斉休業 休業期間中に、動画配信サービス及び B T V 番組を活用した「児童生徒応援プロジェクト」の実施を計画 4 月 28 日（火）は登校日。また、やむをえない事情（小学校に在籍する児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の中で、保護者が希望する者）については、原則、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において預かることとした。</p>
R2. 4. 20	<p>【国】令和 2 年度補正予算概算の変更の閣議決定（子育て世帯への臨時特別給付金ほか）</p>
R2. 4. 22	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）（R2. 4 月～5 月）改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水泳指導は、実施可能</li> <li>・ 部活動は 5 月 6 日まで実施しない。5 月 7 日からは実施可能。（5 月 31 日までは、練習試合や大会等への参加は自粛）</li> </ul>
R2. 4. 22	<p>【市教委】抗菌布マスク（寄付） 教職員に配布 1,317 枚</p>

R2. 4. 23	<p>【市教委】「児童生徒応援プロジェクト」を開始</p> <p>これまでに学習した内容を中心に、小・中学校の各教科における児童生徒の学習意欲の維持と向上を目的に、理解しやすいように工夫した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載先 動画投稿サイト「YouTube」のチャンネル「動画都城市」及びCATV</li> <li>・授業者 各教科の指導教諭等</li> <li>・予算 ゼロ予算</li> </ul>
R2. 4. 30	【国】令和2年度第1次補正予算成立
R2. 5. 1	【市教委】小中学校の臨時休業を5月10日まで延長
R2. 5. 4	<p>【国】緊急事態宣言の期間延長（～5/31）</p> <p>【宮崎県】国の緊急事態宣言の期間延長を受けた対応（～5/31）</p>
R2. 5. 5	【市教委】小中学校の臨時休業を5月24日まで延長し、5月12日からは1学級を2グループに分けた分散登校を実施（児童生徒の生活リズムや体力面を段階的に整えるのが目的）
R2. 5. 13	<p>【市教委】第1回都城市教育課程編成に係るプロジェクト会議の開催</p> <p>市内の学校で教務主任を担当する主幹教諭13名（小学校7名、中学校6名）及び学校教育課指導主事が、学校再開後における限られた時間において、未習内容を効果的に補完するための教育課程の編成等について研究するためプロジェクト会議を開催</p>
R2. 5. 14	<p>【国】39県で緊急事態宣言解除（特定警戒であった5県（茨城、石川、岐阜、愛知、福岡）＋特定警戒以外34県）</p> <p>【宮崎県】県の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外往来は極力自粛、外出自粛は解除</li> <li>・全国的、大規模なイベントは中止又は延期</li> </ul>
R2. 5. 15	<p>【市教委】5月24日まで臨時休業を継続した上で、5月18日～22日まで、全ての児童・生徒を対象とした連日の登校日を設定</p> <p>なお、部活動は5月18日から実施</p>
R2. 5. 15	【市教委】マスク配布 45,000枚／全小・中学校
R2. 5. 18	<p>【市教委】次亜塩素酸水配布 20L／全小・中学校 霧島酒造提供</p> <p>手指消毒液配布 662本 マスク 51,180枚 /全小・中学校</p>
R2. 5. 19	<p>【市教委】都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）（5月～6月）改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行、宿泊学習は、1学期実施予定の学校は延期する。</li> <li>・水泳指導は、1学期は実施しない。</li> <li>・部活動は実施可能（6月14日までは、練習試合や大会等への参加は自粛。）</li> </ul>
R2. 5. 21	【国】3県（大阪、兵庫、京都）緊急事態宣言解除 首都圏と北海道は継続
R2. 5. 25	<p>【国】5都道府県緊急事態宣言解除</p> <p>【市教委】市立小中学校再開</p>

R2. 5. 27	【国】 令和 2 年度第 2 次補正予算閣議決定
R2. 6. 11	【市教委】 都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） （6 月 11 日以降）改定 ・ 修学旅行、宿泊学習は、2 学期以降、実施可能 ・ 参観日は実施可能 ・ 運動会、体育大会、学習発表会、文化発表会は、2 学期以降、実施可能
R2. 6. 12	【国】 令和 2 年度第 2 次補正予算成立
R2. 6. 19	【国】 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を緩和
R2. 7. 2	【市教委】 非接触型体温計配布 / 全小・中学校
R2. 7. 18-8. 4	【市教委】 中学校総合体育大会開催 中学校総合体育大会を規模縮小し、県で一括して開催する競技（一括開催）と開催地区単位で実施する競技（分散開催）とに分けて実施した。 《一括開催》 7 月 18・19 日 男・女ハンドボール（早水公園体育文化センター） 《分散開催（地区単位）》 7 月 23・24 日 男・女バスケットボール（早水公園体育文化センター） 7 月 25・26 日 男・女バレーボール（早水公園体育文化センター） 8 月 1・2 日 男・女卓球（早水公園体育文化センター） 男・女ソフトテニス（都城運動公園庭球場、三股町営テニスコート） サッカー（高城運動公園多目的広場） 8 月 3・4 日 バドミントン、剣道（早水公園体育文化センター） 軟式野球（都城市運動公園野球場、三股町旭ヶ丘野球場、高城総合公園施設野球場）
R2. 7. 22	【国】 「Go To トラベル」 キャンペーンはじまる（旅行代金の 35%割引 ただし、東京発着を除く）
R2. 7. 23	【市教委】 県中学校総合体育大会が分散開催となり、本市及び三股町の施設において都城地区部活動合同競技（交流）会が開催される。（7 月 23 日～26 日、8 月 1 日～4 日）
R2. 7. 26	【宮崎県】 県全域に感染拡大緊急警報 ・ 都城・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」から「新規感染者が限定的な圏域（黄）」に変更
R2. 7. 27	【市教委】 夏休み期間の 7 月 27 日～31 日、8 月 24 日、25 日を授業日とする。
R2. 7. 30	【宮崎県】 休業要請を県下全域に拡大（8 月 1 日～）
R2. 7. 31	【市教委】 一学期終業日（夏季休業日 8 月 1 日（土）から 8 月 23 日（日）まで）
R2. 8. 24	【市教委】 2 学期始業日
R2. 8. 31	【宮崎県】 県全域に感染拡大緊急警報解除 「感染拡大緊急警報（レベル 3）」から「特別警報（レベル 2）」へ

	<p>【市教委】手指消毒液配布 全小・中学校</p> <p>【市教委】運動会・体育大会／学習発表会・文化祭（2学期以降規模を縮小して実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半日での開催</li> <li>・学年別分散開催</li> </ul> <p>【市教委】水泳指導（1学期は実施しない。2学期は指導方法を工夫して実施）</p> <p>【市教委】部活動 中止・校内での活動のみ・他校との交流可・北諸圏域内・県内・県外などを感染状況に応じて判断した。</p> <p>【市教委】校外行事の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校体育連盟主催「陸上教室」（市内小学校第6学年児童1,600名参加）を中止</li> <li>・都北小中学校音楽大会を中止</li> </ul>
R2.9.13	【宮崎県】「特別警報（レベル2）」から「警報（レベル1）」へ
R2.9.16	【宮崎県】都城・北諸圏域を「新規感染者限定的圏域（黄）」から「感染未確認地域（緑）」へ変更
R2.9.23	<p>【市教委】小・中学校 修学旅行の延期に伴う支援事業の予算可決</p> <p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校 日程や行き先を宮崎県内に変更し全校実施</li> <li>○中学校 2学期に計画した4校（山之口、山田、高崎、白雲）は実施</li> <li>3学期に計画した11校（姫城、小松原、妻ヶ丘、五十市、祝吉、沖水、志和池、庄内、西、高城、有水）は中止</li> <li>次年度への延期が4校（西岳、夏尾、中郷、笛水）</li> </ul> <p>※修学旅行の時期の変更や中止によるキャンセル料等4,238,690円を支援した。</p>
R2.9.28- 10.5	【市教委】9月28日（金）及び10月3日（土）～5日（月）に中学1・2年生による都城地区中学校秋季体育大会を観客数の制限を設けるなど規模縮小して実施
R2.9.29	【宮崎県】「警報（レベル1）」から「持続的な警戒（レベル0）」へ
R2.10.14	【宮崎県】延岡・西臼杵圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者が限定的な圏域（黄）」へ変更。また、独自に設けた5段階の警報レベルも「持続的な警戒（レベル0）」から「警報（レベル1）」に1段階引き上げた。
R2.11.4	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者限定的圏域（黄）」へ変更。
R2.11.5	【国】1週間にクラスターが100件超。前週の1.6倍。9月以降最多
R2.11.10	【国】政府分科会が緊急提言「急速な感染拡大の可能性も」
R2.11.18	<p>【国】国内感染者数が過去最多の2201人に。東京も過去最多の493人で感染状況を最高レベルに引揚げへ</p> <p>【宮崎県】日南・串間圏域を「感染未確認地域（緑）」から「新規感染者限定的圏域（黄）」へ変更。「警報（レベル1）」から「特別警報（レベル2）」へ</p>
R2.11.19	【国】国内感染者数2388人、東京都534人でともに2日連続で過去最多を更新

R2. 12. 7	<p>【宮崎県】 7日から当分の間、6都道府県（東京・大阪・北海道・愛知・兵庫・沖縄）との不要不急の往來の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒圏域（オレンジ）の設定、7日から2週間程度宮崎市を指定（Go To EATキャンペーン等での4人以下での会食制限他）</li> </ul>
R2. 12. 12	<p>【国】 国内新規感染者 3041人、重症者 578人最多</p>
R2. 12. 14	<p>【国】 GoToトラベル全国一斉廃止を首相が表明（12月28日～1月11日）</p> <p>【宮崎県】 不要不急の往來の自粛要請の更新（北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、高知県、沖縄県）</p>
R2. 12. 21	<p>【国】 国内で新たに1,751人の新型コロナウイルス感染者が確認され、累計感染者数はクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗船者を含め20万人を越えた。</p> <p>【宮崎県】 不要不急の往來自粛を岡山、福岡県追加、沖縄県除外し12都道府県に。「都城・北諸圏域」は増加傾向が続く場合「感染警戒区域（オレンジ）」に指定予定</p>
R2. 12. 24	<p>【市教委】 第2学期が終了</p>
R2. 12. 31	<p>【宮崎県】 都城・北諸圏域を「感染警戒区域（オレンジ）」に指定</p>
R3. 1. 5	<p>【宮崎県】 都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に指定。</p>
R3. 1. 6	<p>【市教委】 1月7日が3学期始業式の予定であったが、1月7日～17日まで小・中学校を臨時休業とする。ただし、小学6年生及び中学3年生（最終学年）については、進路対応等が必要な児童生徒を対象に、感染拡大防止策を徹底の上、教育活動を実施することができるとした。また、やむをえない事情（小学校に在籍する児童及び中学校の特別支援学級に在籍する生徒の中で、保護者が希望する者）については、前回の臨時休業時同様、保護者の責任での送迎が可能であれば、各小・中学校において預かることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動：1月17日まで活動自粛</li> <li>・スポーツ少年団：1月22日まで活動自粛</li> </ul>
R3. 1. 7	<p>【国】 1都3県（東京、千葉、埼玉、神奈川）に緊急事態宣言発令（1月7日～2月7日）</p> <p>【宮崎県】 宮崎県知事が緊急事態宣言を発令し、宮崎・東諸圏域を「感染警戒区域（オレンジ）」、都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に指定（1月9日～22日）</p>
R3. 1. 13	<p>【国】 7府県（大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木）にも緊急事態宣言 合わせて11都府県に（1月13日～2月7日）外国人の入国を全面停止</p>
R3. 1. 14	<p>【市教委】 中学3年生・小学6年生を除く学年は、臨時休業を1月22日（金）まで延長 中学3年生・小学6年生は、1月18日（月）から通常登校し授業や進路指導などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動：1月22日（金）まで活動自粛</li> </ul>
R3. 1. 18	<p>【市教委】 第2回都城市教育課程編成に係るプロジェクト会議の開催</p> <p>市内の学校で教務主任を担当する主幹教諭13名（小学校7名、中学校6名）及び学校教育課指導主事が、学校再開後における限られた時間において、未習内容を効果的に補完するための教育課程の編成等について研究するためプロジェクト会議を開催</p>
R3. 1. 20	<p>【宮崎県】 緊急事態宣言を延長（～2月7日）</p>

	<p><b>【市教委】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月22日（金）で臨時休業を終了し、1月25日（月）から通常どおりの登校とする。</li> <li>・1月22日（金）は、小学6年生及び中学3年生は、授業日とする。それ以外の学年については、「全員登校日」とする。</li> <li>・部活動：1月22日（金）まで、活動自粛し、1月23日（土）から活動を再開する。ただし、対外的な活動については、当面の間、自粛する。2月27日から県内他校との交流可とした。</li> </ul>
R3.2.2	<b>【国】</b> 緊急事態措置の実施区域を10都府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡）に変更し、実施期間も延長（～3月7日）
R3.2.7	<b>【宮崎県】</b> 緊急事態宣言の終了 県下全域を「感染急増圏域（赤）」から「感染警戒圏域（オレンジ）」に変更
R3.2.19	<b>【市教委】</b> 2月20日（土）から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、都城・三股地区内に限り実施可
R3.2.22	<b>【宮崎県】</b> 都城・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」に変更（2月24日～）
R3.2.25	<b>【市教委】</b> 2月27日（土）から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、県内に限り実施可
R3.2.26	<b>【国】</b> 緊急事態措置の実施区域を1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）に変更（～3月7日）
R3.3.5	<b>【国】</b> 緊急事態措置の実施期間を延長（～3月21日）
R3.3.16	<b>【市教委】</b> 中学校卒業式 規模縮小して実施
R3.3.21	<b>【国】</b> 1都3県の緊急事態宣言解除
R3.3.25	<b>【市教委】</b> 小学校卒業式 規模縮小して実施
R3.3.26	<b>【市教委】</b> 第3学期が終了
R3.3.28	<b>【宮崎県】</b> 宮崎・北諸圏域を「感染未確認圏域（緑）」から「感染確認圏域（黄）」に変更
R3.4.1	<b>【国】</b> 宮城県、大阪府、兵庫県のまん延防止等重点措置を決定（4月5日～5月5日）
R3.4.12	<b>【国】</b> 東京都、京都府、沖縄県のまん延防止等重点措置を決定（4月12日～5月11日）
R3.4.15	<p><b>【市教委】</b> 4月17日以降の部活動、スポーツ少年団の対外的な活動は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内他校との交流は、慎重な判断の下、実施可。感染急増地域との交流は実施不可。</li> <li>・県外他校との交流、宿泊を伴う活動は実施不可</li> <li>・全国大会、九州大会等への参加については、選手及び保護者の同意を得る。関係者に感染者又は濃厚接触者が出た場合は、参加を辞退する。</li> </ul>
R3.4.20	<b>【国】</b> 埼玉県、千葉県、神奈川県のみまん延防止等重点措置を決定（4月20日～6月20日）
R3.4.23	<p><b>【市教委】</b> 4月24日から4月29日までの部活動、スポーツ少年団の対外的な活動は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他校との交流、宿泊を伴う活動は実施不可</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国大会、九州大会等への参加については、</li> <li>○県内大会は、中学校体育連盟共催大会及び全国・九州大会予選となる大会のみ慎重な判断の下参加を認める。</li> <li>○県外大会は、中学校体育連盟、全国・九州大会主催・共催大会のみ慎重な判断の下、参加を認める。</li> <li>○選手及び保護者の同意を得る。</li> <li>○関係者に濃厚接触者が出た場合は、参加を辞退する。</li> </ul>
R3. 4. 24	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染急増圏域（赤）」に変更
R3. 5. 3	【宮崎県】警報レベルをレベル 2（特別警報）からレベル 3（感染拡大緊急警報）へ引き上げ（5月3日～5月23日）
R3. 5. 9	<p>【国】岐阜県、三重県のまん延防止等重点措置を決定（5月9日～6月20日）</p> <p>【宮崎県】県独自の緊急事態宣言を発令（5月9日～31日）</p> <p>【市教委】県指定の赤圏域期間中は、修学旅行、宿泊学習、遠足、社会科見学、参観日は延期または中止。運動会、体育大会は2学期以降とする。</p>
R3. 5. 12	【国】愛知県、福岡県の緊急事態宣言を発令（5月12日～31日）
R3. 5. 16	<p>【国】北海道、岡山県、広島県の緊急事態宣言を発令（5月16日～31日）</p> <p>【国】群馬県、石川県、熊本県のまん延防止等重点措置の実施（5月16日～6月13日）</p>
R3. 5. 18	【国】国内で初めてインド由来とする「デルタ株」の感染を首都圏で確認
R3. 5. 20	【市教委】部活動、スポーツ少年団については、6月10日まで活動を自粛する。
R3. 5. 23	【国】沖縄県の緊急事態宣言を発令（5月23日～6月20日）
R3. 6. 1	<p>【国】北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の緊急事態宣言を6月20日まで延長</p> <p>【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令。都城市は「感染急増圏域（赤）」に、それ以外は「感染警戒圏域（オレンジ）」に。期間は6月1日～20日を目処</p> <p>【市教委】部活動、スポーツ少年団については、6月4日から活動を再開する。ただし、6月10日までは、対外的な活動を自粛する。</p>
R3. 6. 2	【市教委】都城地区中学校総合体育大会（6月12日（土）～14日（月））を2週間程度延期する。日程は、競技毎に設定。
R3. 6. 18	【宮崎県】県内で初めてインド由来とする「デルタ株」の感染疑い
R3. 6. 21	<p>【国】沖縄を除く9都道府県（東京、大阪、北海道、愛知、京都、兵庫、福岡、岡山、広島）の緊急事態宣言解除。ただし、岡山、広島以外はまん延防止等重点措置に移行。</p> <p>【宮崎県】警報レベル 3（感染拡大緊急警報）を終了</p>
R3. 7. 12	<p>【国】東京に緊急事態宣言を発令、沖縄は引き続き延長。期間は8月22日まで。</p> <p>埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は8月22日までまん延防止等重点措置を延長、北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県は7月11日までまん延防止等重点措置終了。</p>
R3. 8. 2	【国】埼玉、千葉、神奈川、大阪に緊急事態宣言。東京、沖縄を含め6都道府県に。北海

	道、石川、兵庫、京都、福岡にまん延防止等重点措置。期間は8月31日まで
R3.8.4	【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令。宮崎・東諸県圏域及び西都・児湯圏域を「感染急増圏域（赤）」に、それ以外は「感染警戒圏域（オレンジ）」に。期間は8月4日～24日を目処
R3.8.5	【市教委】部活動・スポーツ少年団の活動について次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な感染症対策を講じた上で活動可</li> <li>・県内他校との交流は可。ただし、感染急増圏域（赤圏域）との交流は不可、宿泊を伴う活動は不可</li> <li>・県外他校との交流は不可</li> <li>・大会参加については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内は中体連主催・共催及び全国・九州大会予選のみ参加可</li> <li>○県外は、中体連、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加可</li> <li>○県外において宿泊を伴う場合は、市教委に相談。帰県後にPCR検査事業を活用</li> </ul> </li> </ul>
R3.8.7	【国】国内で初めてペルー由来とする「ラムダ株」の感染を羽田空港で確認
R3.8.11	【宮崎県】県独自の緊急事態宣言を発令し、県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定 8月11日～31日 【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、原則として8月12日（木）から8月18日（水）まで活動を中止とする。</li> <li>・8月19日（木）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。</li> </ul> なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。
R3.8.14	【宮崎県】飲食店等への営業時間短縮要請を全市町村に拡大（～8月24日）
R3.8.18	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月25日（水）までは、活動中止とする。</li> <li>・8月26日（木）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。</li> </ul> なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。
R3.8.24	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月31日（火）までは、活動中止とする。</li> <li>・9月1日（水）以降は、十分な感染防止対策を講じた上で、学校施設において活動を行うことができる。ただし、他校との交流は行わない。</li> </ul>

	<p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 8. 25	<p>【国】 宮崎県にまん延防止等重点措置を適用(8月27日～9月12日) 【宮崎県】 宮崎市、日南市、門川町にまん延防止等重点措置を適用(8月27日～9月12日)</p>
R3. 8. 26	<p>【宮崎県】 県独自の緊急事態宣言を9月12日までに延長</p>
R3. 8. 27	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、8月31日(火)までは、活動中止とする。</li> <li>・9月1日(水)以降の対応は、8月31日(火)までに、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。</li> </ul> <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 8. 31	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、9月5日(日)までは、活動中止とする。</li> <li>・9月6日(月)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。</li> </ul> <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 9. 3	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の県立学校の対応と同様とし、引き続き、9月12日(日)までは、活動中止とする。</li> <li>・9月13日(月)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。</li> </ul> <p>なお、上記にかかわらず、全国大会、九州大会等の上位大会への参加が決まっている部活動・スポーツ少年団活動は、感染防止対策を徹底した上で、活動を可能とする。</p>
R3. 9. 9	<p>【国】 まん延防止等重点措置を延長(～9月30日) 【宮崎県】 宮崎市のみまん延防止等重点措置を延長(～9月30日)。併せて、県独自の緊急事態宣言も延長(～9月30日)</p>
R3. 9. 10	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月13日(月)から9月30日(木)までの間、十分な感染症対策を講じ、活動内容に制限を加えた上で、学校施設内での活動に限り、一部再開することができる。</li> <li>・10月1日(金)以降の対応は、県の動向及び感染状況を踏まえ判断する。</li> </ul>
R3. 9. 29	<p>【市教委】 部活動・スポーツ少年団活動については、十分な感染対策を講じ、活動内容に一部制限を加えた上で、10月1日(金)から活動をすることができる。</p>
R3. 9. 30	<p>【国】 まん延防止等重点措置を終了 【宮崎県】 宮崎市のみまん延防止等重点措置を終了</p>
R3. 10. 1	<p>【宮崎県】 感染拡大緊急警報を発令(10月1日～10日を目途)</p>
R3. 10. 8	<p>【宮崎県】 感染拡大特別警報に移行</p>
R3. 11. 30	<p>【国】 国内で初めて「オミクロン株」の感染を確認</p>
R3. 12. 22	<p>【国】 オミクロン株の市中感染を確認</p>

R4. 1. 5	【宮崎県】県内で初めて「オミクロン株」の感染を確認
R4. 1. 7	【国】まん延防止等重点措置を実施:広島県、山口県、沖縄県(1月9日~31日)
R4. 1. 11	【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染警戒圏域(オレンジ)」に変更
R4. 1. 13	【宮崎県】感染拡大緊急警報を発令(1月13日~2月2日を目処) 【宮崎県】都城・北諸圏域を「感染急増圏域(赤)」に変更、それ以外の市町村を「感染警戒区域(オレンジ)」に指定(1月13日~2月2日を目処) 【市教委】1月13日(木)から部活動、スポーツ少年団における対外的な活動については、原則学校内とし、他校との交流(合同練習や対外試合)は行わない。
R4. 1. 16	【宮崎県】宮崎市・延岡市を「感染急増圏域(赤)」に変更 都城・北諸圏域の飲食店等に営業時間短縮を要請
R4. 1. 18	【宮崎県】国に対し都城・北諸圏域をまん延防止等重点地域への指定を要請
R4. 1. 19	【国】まん延防止等重点措置実施地域の追加(東京都:~5月11日、京都府、沖縄県:~5月5日) 【市教委】 1月19日(水)から25日(火)までの1週間、部活動及びスポーツ少年団における活動については原則中止とし、今後1か月間に開催される全国大会等に繋がる大会に参加予定の学校は、校内に限り活動を認める。
R4. 1. 21	【国】都城・北諸圏域をまん延防止等重点地域へ指定
R4. 1. 24	【国】濃厚接触者、検査なしでも医師が観戦と診断可能に
R4. 1. 25	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、県内全市町村を指定。~2月13日
R4. 2. 10	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施期間を3月6日まで延長
R4. 2. 10	【市教委】部活動・スポーツ少年団活動については、引き続き、2月20日(日)まで、原則活動中止とする。ただし、概ね今後1か月間に開催される全国大会等につながる大会に参加予定の学校及び団体は、学校施設内に限り活動を認める。
R4. 3. 6	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施期間を3月24日まで延長
R4. 3. 7	【市教委】都城保健所が積極的疫学調査の重点化を発表。3月10日以降、都城北諸圏域が赤圏域の期間、児童生徒及び教職員の陽性者について、保健所が示した基準をもとに、学校教育課が学校調査を行い濃厚接触者の特定を行う。
R4. 3. 24	【宮崎県】3月24日でまん延防止等重点措置が終了。
R4. 4. 6	【市教委】新学期が始まるのを受け、濃厚接触者特定に係る学校調査件数が増えることが予想され、教育総務課、生涯学習課を含めた3課での調査実施が決定
R4. 4. 22	【市教委】部活動については、5月15日まで原則として宿泊をともなう活動は行わない。
R5. 5. 1	【市教委】新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について、5月8日以降の対応は下記のとおりとする。 ・感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い

	<p>等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察について、家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握することが重要。その際、児童生徒の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要。マスクの取扱いについて、マスクの着用を求めないことを基本とする。</li> <li>・出席停止の取扱いについて、児童生徒の感染が判明した場合、季節性インフルエンザと同様に、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」は出席停止とする。感染している疑いがある場合、感染する恐れのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。</li> </ul> <p>感染が不安で休ませたいと相談があった場合については、本人及び同居家族に基礎疾患がある等の合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしないことも可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒や教職員の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、校長が学校医と相談の上、市教委と協議する。それらを踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の可否等については、市教委が判断する。</li> </ul> <p>濃厚接触者の特定は行われぬ。これまで濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われぬ。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第4節 児童福祉施設

### 第1項 保育所

#### 1 新型コロナウイルスに対する保育所の対応について

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、国の通知や感染状況に基づき、発熱等がある場合、臨時休園の取扱い、登園自粛要請、行事等について、以下のような取り扱いを各施設に通知した。

##### (1) 保健所の積極的疫学調査の重点化にかかる対応について

県こども政策課の通知に基づき、令和4年4月28日付けで、保育所・幼稚園等においては、保健所による積極的疫学調査は、原則として実施されない方針となっているため、各施設における濃厚接触者の特定や自宅待機等の要請への対応については、令和4年3月10日付(都育第1794号発)の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の重点化に基づく保育所等の対応について」の対応の継続を各施設に依頼した。

##### (2) 感染警戒圏域(オレンジ圏域)移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域(赤圏域)」が6月20日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。

(3) 「都城・北諸県圏域」が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことに伴う幼児教育・保育施設の登園自粛要請について

県の令和4年7月6日付けの都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」の指定に伴い、各教育・保育施設等に対し、「登園自粛要請」を通知。

(4) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が10月18日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、10月19日を以って終了することを通知。

(5) 医療緊急警報の発令に伴う登園自粛要請について

県の令和4年12月9日付けの医療緊急警報の発令に伴い、園児本人及び同居家族等に発熱等の体調に異変がある方がいた場合にも登園を控えるように要請した。

(6) 医療緊急警報の解除に伴う登園自粛要請の終了について

県の令和5年2月21日付けの医療警報への移行に伴い、各教育・保育施設等においてお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。しかし、保育料の減免は引き続き3月31日まで実施することも合わせて通知。

下記の期間において、保育料については「都城市新型コロナウイルス感染症にかかる利用者負担額減額要綱」に基づき、要件に該当する場合の3号認定の保育料の減免及び公立保育所の副食費の減免を行った。

**【保育料（利用料）の減免】**

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	幼児教育・保育施設	2,264人

**【副食費の減免】**

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	公立保育所 公立認定こども園	103人

(7) 保育所等の臨時休園等の取り扱い

保育所等においては、園児や職員の感染が確認された場合、園児や職員で濃厚接触者と特定された場合には、臨時休園や登園停止中の保育料については日割りによる減免を行った。

2 不要不急の外出制限に伴う保育の必要性の要件の見直し

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下等においては、不要不急の外出制限があり、求職活

動ができない等の相談が寄せられたため、保育の要件について、下記の取り扱いとした。

要件	平常時	新型コロナの影響
求職活動	3ヶ月	最長3ヶ月延長
育児休業復帰	保育所等の入所が決定している 月内に復帰 (毎月1日入所のみを認めているため)	最長3ヶ月、新型コロナウイルスの影響で、本人の責めに帰することが出来ない理由で、育児休業の延長が必要な場合に限り、短時間での在園を認める
雇い止め	求職活動に要件を切り替えれば、3ヶ月	求職活動に要件を切り替えれば、3ヶ月(3ヵ月後の状況次第で最長3ヶ月延長)

## 第2項 児童館・児童センター

都城市では、子どもに健全な遊びを与え、その遊びを通して情操や感性を育み、知的能力の形成、体力・健康の増進、社会性の発達など、将来の心豊かな人間性の基礎が培われることを目的として児童館を11館、児童センターを2館設置している。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年以降、感染状況により休館を行った。全国的な感染拡大や閉館の影響もあり、利用者数は減少傾向となった。

### 【新型コロナウイルス感染状況による閉館日】

令和2年度	令和3年度
60	12

### 【児童館・児童センター利用者数の推移】

(単位：人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80,580	77,702	80,071	68,334	41,894	47,248

## 第3項 児童クラブ

### 1 新型コロナウイルスに対する放課後児童クラブの対応について

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、国の通知や感染状況に基づき、発熱等がある場合、臨時休園の取扱い、登園自粛要請、行事等について、以下のような取扱いを各施設に通知した。

#### (1) 保健所の積極的疫学調査の重点化にかかる対応について

県子ども政策課の通知に基づき、令和4年4月28日付けで、保育所・幼稚園等においては、保健所による積極的疫学調査は、原則として実施されない方針となっているため、各施設における濃厚接触者の特定や自宅待機等の要請への対応については、令和4年3月10日付(都育第1794号発)の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の重点化に基づく保育所等の対応について」の対応の継続を各施設に依頼した。

(2) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が令和4年6月20日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知した。

(3) 「都城・北諸県圏域」が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことに伴う幼児教育・保育施設の登園自粛要請について

県の令和4年7月6日付けの都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」の指定に伴い、各教育・保育施設等に対し、「登園自粛要請」を通知した。

(4) 感染警戒圏域（オレンジ圏域）移行に伴う登園自粛要請の終了について

県の都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」が令和4年10月18日に指定解除に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、令和4年10月19日を以って終了することを通知した。

(5) 医療緊急警報の発令に伴う登園自粛要請について

県の令和4年12月9日付けの医療緊急警報の発令に伴い、園児本人及び同居家族等に発熱等の体調に異変がある方がいた場合にも登園を控えるように要請した。

(6) 医療緊急警報の解除に伴う登園自粛要請の終了について

県の令和5年2月21日付けの医療警報への移行に伴い、各教育・保育施設等にお願いしていた「登園自粛要請」については、終了することを通知。しかし、保育料の減免は引き続き3月31日まで実施することも合わせて通知した。

下記の期間において、放課後児童クラブについては、利用料4,000円の日割りによる減免を行った。

【利用料の減免】

登園自粛要請期間	理由	対象施設	減免対象者数
令和4年4月1日～令和5年3月31日	登園自粛者及び発熱等の体調に異変があった児童	放課後児童クラブ	1,976人

#### 第4項 児童プール

都城市では、児童が水に親しむことにより、体位及び体力を高め、健全な児童の育成を図ることを目的として児童プールを設置している。こども課が所管するプールのうち11箇所が、子ども達に開放されている。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年以降、感染状況により開放しなかった。

【児童プール利用者数の推移】

(単位：人)

プール名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
豊満	318	286	270	0	0	0

下長飯	340	398	434	0	0	0
神之山	52	67	113	0	0	0
志比田	293	242	231	0	0	0
丸谷	89	118	84	0	0	0
下水流	281	213	231	0	0	0
堂山	121	177	101	0	0	0
都北	312	320	529	0	0	0
あやめ原	480	405	308	0	0	0
横市	77	60	休止	0	0	0
山之口下富吉	460	405	200	0	0	0
計	2,823	2,691	2,501	0	0	0

## 第5節 公の施設

### 第1項 主な保健・医療・福祉施設

#### 1 都城市山之口シルバーヤングふれあいの里

当該施設は、高齢者の在宅福祉の活動拠点とすることを目的とした「高齢者生活福祉センター ひばり苑」（以下「ひばり苑」と、幅広い年齢層にふれあいの場を創出することを目的とした「ふれあいの館」・「弓道・四半的場及び屋内ゲートボール場」（以下「ふれあいの館」）が併設されている。事業としては「ひばり苑」でのデイサービス事業と「ふれあいの館」の貸館事業が主となっている。

#### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市の方針により臨時休館となるケースがある。令和元年度は令和2年3月に3日間、令和2年度は4月、5月、7月、8月、1月、2月に計49日、令和3年度は5月、6月、8月、9月、1月、2月に計103日の臨時休館を余儀なくされ、利用者数の実績に影響した。

【臨時休館日数の推移：令和元年度～令和5年度】 (単位：日)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3	49	103	—

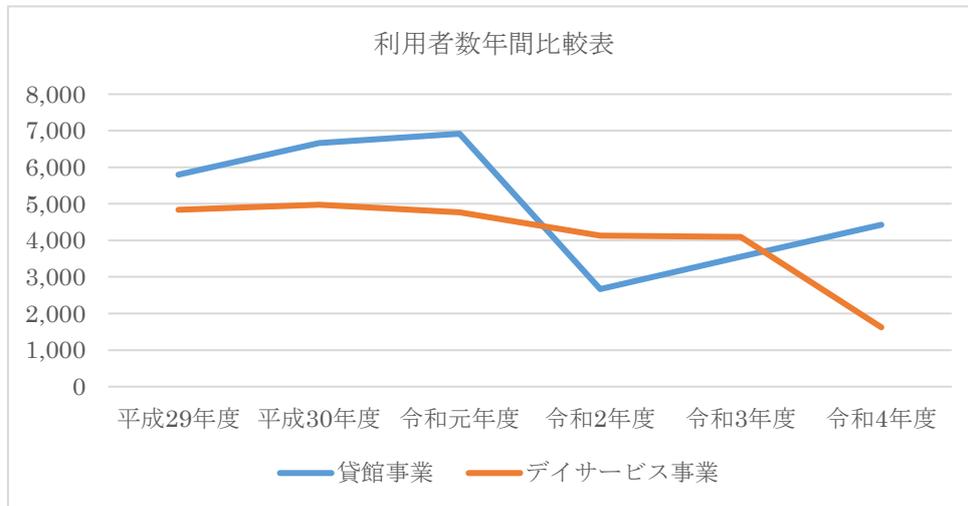
#### (2) 利用者数の推移

利用者数についてはコロナの影響の乏しい令和元年度までは、年間10,000人以上で推移しているが、臨時休館が増え、イベントや団体の利用自粛が顕著になった令和2年度より半減に近い状況に陥っている。

事業別にみると、貸館事業が約63%の減となり、影響が顕著なものとなった。なお、デイサービス事業については、指定管理者が令和4年8月に経営的な課題から事業を中止した。

【利用者年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸館	5,797	6,667	6,918	2,668	3,551	4,425
デイサービス	4,839	4,976	4,770	4,131	4,096	1,623



### (3) 利用（使用）許可の取り消し・利用（使用）料金の還付

コロナ感染拡大防止のために、予定していた施設利用をキャンセルしたことによる利用（使用）料金の還付の発生状況は下記のとおりである。

#### 【許可・還付取り消し一覧：令和元年度以降】

年 度	利用予定場所	利用予定日	還付決定日	還 付 額
*令和元年度	多目的ホール	R2. 3. 2	R2. 3. 27	3,840 円

\*令和元年度は使用許可・使用料金である。

## 2 都城市高城保健センター

市民の健康づくりを推進するため設置され、主に山之口総合支所管内及び高城総合支所管内を対象とし、健康診査や健康相談等に関する業務を実施している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、乳児相談、幼児健診等の事業を一部中止した。集団で行う事業については、感染防止対策として、受診者の限定、受付時間の分散、会場の換気や消毒、健診会場の変更等を行った。

### (1) 令和元年度

#### ① 4か月児相談

年6回実施予定のうち、3月は中止。

#### ② 1歳6か月児健康診査

年3回実施予定のうち、3月は中止。

### (2) 令和2年度

#### ① 乳児相談(4か月児相談)

年6回実施予定のうち、5月、7月、9月、1月は中止、11月、3月は実施。

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を変更した。7月、11月は高崎福祉保健センター、3月は高城生涯学習センターで実施した。

③ 2歳6か月児歯科健康診査

年3回実施予定の全てを中止。

④ 3歳児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高崎福祉保健センターに変更し実施した。

⑤ フォロー教室（キッズランド）

教室の内容は、少人数参加のプログラムから個別相談に変更し実施した。

⑥ 個別の保健指導・相談等

成人、母子等の保健指導・相談等については、緊急事態宣言に伴い積極的な訪問自粛の時期もあったが、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

(3) 令和3年度

① 乳児相談(4か月児相談)

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

3月は3歳児健康診査と同時実施。

③ 2歳6か月児歯科健康診査

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

④ 3歳児健康診査

年4回実施予定のうち、6月、10月、11月実施。2月は個別相談のみ実施し、3月1歳6か月児健康診査と同時実施。

高城保健センターは3密を防ぐための十分な部屋数、広さの確保が難しいため、健診会場を高城生涯学習センターに変更し実施した。

⑤ フォロー教室（キッズランド）

教室の内容は、6月、10月は少人数参加のプログラムを実施し、2月は個別相談に変更し実施した。

⑥ 個別の保健指導・相談等

成人、母子等の保健指導・相談等については、緊急事態宣言に伴い積極的な訪問自粛の時期もあったが、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

(4) 令和4年度

① 乳児相談(4か月児相談)

希望者に対しては事前予約による個別対応を行った。

② 1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健診・3歳児健診

令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるため高城生涯学習センターで実施した。

③ フォロー教室（キッズランド）

教室は少人数で実施した。

④ 個別の保健指導・相談等

・ 成人、母子等の保健指導・相談等については、感染防止対策を徹底し、状況により来所や電話等を含めた個別対応を実施した。

### 3 都城市高城老人福祉館

高齢者に対し、教養講座及びレクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図るため、昭和50年4月に事業を開始した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、47日間臨時休館した。

【休館期間】

令和2年4月22日から令和2年5月10日まで

令和2年7月27日

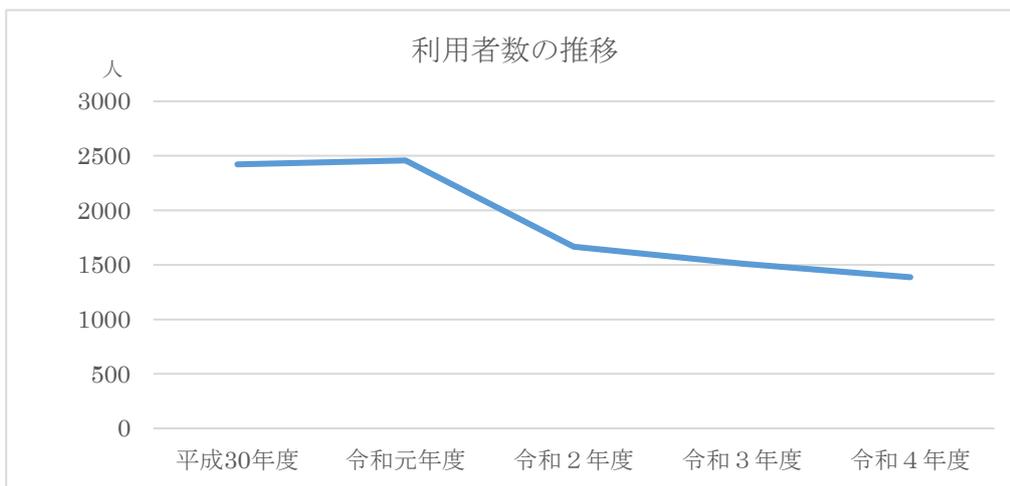
令和2年8月7日から令和2年8月31日まで

令和3年1月7日から令和3年2月7日まで

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	2,422	2,458	1,667	1,512	1,387



### 4 都城市山田総合福祉センター

本施設は、山田町の地域福祉の拠点として、福祉サービスに関する各種相談事業を実施している。主に貸館事業とデイサービス事業を行っており、高齢者や障害者、地域福祉の団体等が施設を利用している。また、災害時の一次避難所に指定されている。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休館や利用団体の活動自粛により利用者数が減少した。

令和4年度は、感染症の行動制限が徐々に緩和される中において、地域住民、利用者が安心して参加しやすい環境整備を行ったことにより、貸館及びデイサービス両事業ともコロナ禍以前を上回る利用者数の回復に繋がった。

(1) 臨時休館の状況

年度	臨時休館期間	休館日数	年度毎休館日数計
令和2年度	令和2年4月22日～5月10日	10	46
	令和2年7月28日	1	
	令和2年8月8日～8月31日	16	
	令和3年1月9日～2月7日	19	
令和3年度	令和3年5月24日～6月3日まで	11	11

(2) 利用者の状況

① 貸館事業

令和2年度は、例年開催しているこどもフェスティバル等の大規模イベント、週1回実施の学習支援事業、その他各種団体の活動自粛により、貸館利用者が令和元年度より83%減少した。

令和3年度は、令和3年5月24日から令和3年6月3日までの11日間休館した。週1回実施の学習支援事業、その他各種団体の活動自粛があったが、令和3年度は、例年開催しているこどもフェスティバルが中止となったため、その代替事業として地域の子どもたちの作品展を開催し貸館利用者が令和2年度より17%増加した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、会議や研修等を地区毎に分散実施するなど工夫しながら事業を展開できた。また、近くの古民家を借り受け、利用者新規開拓につながる地域福祉の新たな活動拠点を設けることができた。加えて、近隣施設や団体、学校が行うイベントやチラシを積極的に掲示するなど、来場者の促進対策にも努めた。

② デイサービス事業

令和2年度は、通常通り事業を実施したが、利用の自粛により利用者数が3%減少した。

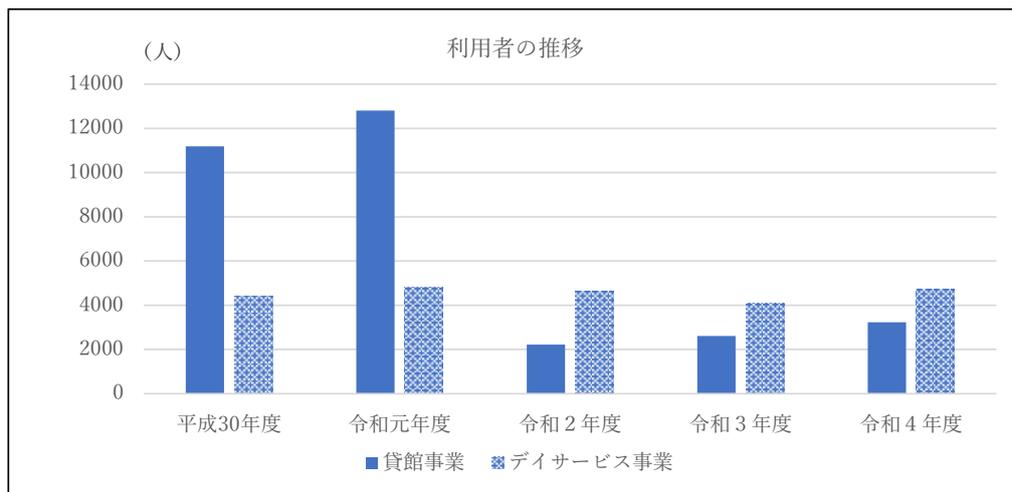
令和3年度は、通常通り事業を実施したが、利用の自粛により利用者数が12%減少した。

令和4年度は、コロナ禍による利用者登録者数の変動もなく、利用を控えていた方も安心して再開できる環境をつくれた。また、学校向けの福祉体験や各種研修会等を実施するなど、徐々にこれまでの日常を取り戻しつつある。

【利用者数推移】

(単位：人)

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度増減比
貸館事業	11,182	12,801	2,223	2,608	3,239	24%
デイサービス事業	4,418	4,801	4,659	4,081	4,746	16%
合計	15,600	17,602	6,882	6,689	7,985	19%



5 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

本施設では、高齢者の健康増進を図り、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止するため、高齢者に対し健康増進事業を行っている。事業の対象者は本市に住所がある65歳以上の者で、介護保険制度における要介護認定申請又は要支援認定申請で非該当判定となった者、またはこれらの申請をしていない者である。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休館や利用団体の活動自粛により利用者数が減少した。

令和4年度は、コロナ禍の行動制限が徐々に緩和される中において、一旦遠退いた利用者の回帰や新たな利用者発掘を目的に様々な自主事業を企画、実施したことにより利用者の回復につながった。

(1) 臨時休館の状況

【令和2年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館(土日祝含まず)	令和2年4月22日～5月10日	10
	令和2年7月28日	1
	令和2年8月8日～8月31日	16
	令和3年1月9日～2月7日	19
利用者の活動自粛に伴う休館	令和2年度中	32

合 計		78
-----	--	----

【令和3年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館	令和3年5月24日～6月3日	11
	令和3年8月12日～9月30日	50
	令和4年1月21日～3月6日まで	45
利用者の活動自粛に伴う休館	令和3年度中	6
合 計		112

【令和4年度】

休館理由	臨時休館期間	休館日数
感染症感染拡大防止を目的とした休館	令和4年度中	0
利用者の活動自粛に伴う休館	令和4年度中	10
合 計		10

(2) 利用者数の推移

令和2年度の利用者数は、78日間の臨時休館により令和元年度と比較し42%減少した。

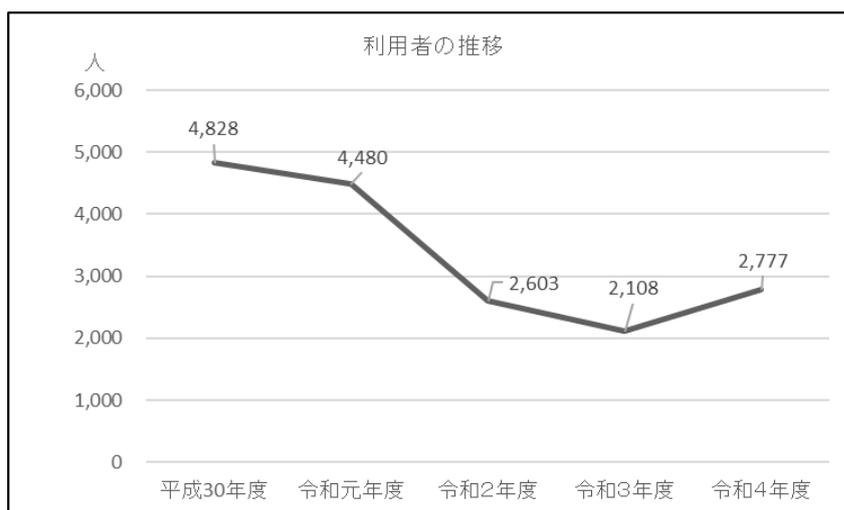
令和3年度の利用者数は、112日間の臨時休館により令和2年度と比較し19%減少した。

令和4年度の利用者数は、10日間の臨時休館に留まり令和3年度と比較し31%増加した。

【利用者数推移】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度増減比
4,828	4,480	2,603	2,108	2,777	31%



(3) 臨時休館以外の感染拡大に伴う対応

令和2年度及び令和3年度は、指定管理者が雇用調整助成金を活用することにより職員の雇用を維持した。

令和4年度は、基本的な感染症対策の徹底と、保健師、看護師による利用者に対する健康チェックを実施した。

## 6 高崎福祉保健センター

### (1) 施設の概要

都城市高崎福祉保健センターは、市民の健康づくりを推進するための集団検診室や調理実習室などの保健福祉施設と、文化的事業に供することのできる座席数 293 席のステージ付きの多目的ホールを有する複合施設である。

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの本市での感染状況、県独自の緊急事態宣言の発令により、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館した。

### (2) 管理運営形態

直営

### (3) 休館の状況（通常の休館日も含む）

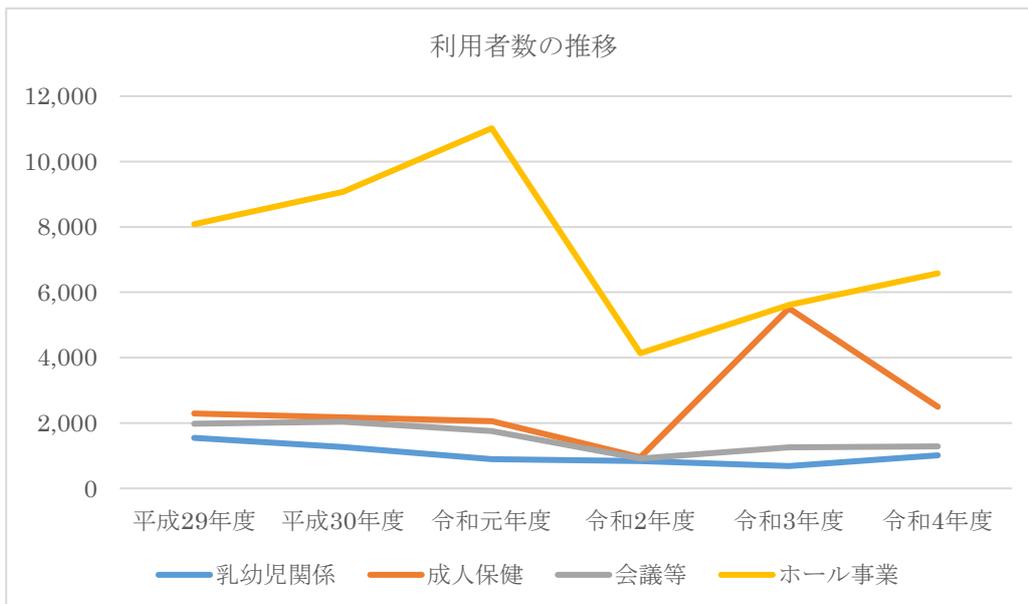
令和2年度 4/22～5/10、7/27、8/8～8/31、1/7～2/7 累計 76 日間

令和3年度 5/21～6/3 累計 14 日間

### (4) 利用者数の推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児関係	1,547	1,262	894	840	685	1,012
成人保健	2,296	2,179	2,054	954	5,511	2,495
会議等	1,981	2,041	1,751	916	1,258	1,290
ホール事業	8,084	9,075	11,018	4,136	5,610	6,576
利用者数合計	13,908	14,557	15,717	6,846	13,064	11,373



(5) 利用許可の取り消し・利用料金の還付

【許可・還付取り消し一覧：令和元年度以降】 ※令和3年度以降の還付はなし

	年 度	利用予定場所	利用予定日	還付決定日	還 付 額
1	令和元年度	研修室 1.2	R2. 4. 12	R2. 3. 27	2,750 円
2	令和元年度	多目的ホール	R2. 5. 2～5	R2. 5. 12	4,400 円
3	令和2年度	研修室 2	R2. 8. 15、29	R2. 8. 21	5,280 円
4	令和2年度	多目的ホール	R2. 4. 25、26	R3. 2. 12	5,500 円

7 高崎介護予防ふれあい交流センター

(1) 施設の概要

高崎介護予防ふれあい交流センターは、高齢者の介護予防と生活支援を実施するとともに、生きがいづくりや健康づくりを推進するために設置された高齢者のための交流施設である。

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの本市内での感染状況、県独自の緊急事態宣言の発令により、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館した。

(2) 管理運営形態

- ・ 指定管理者 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

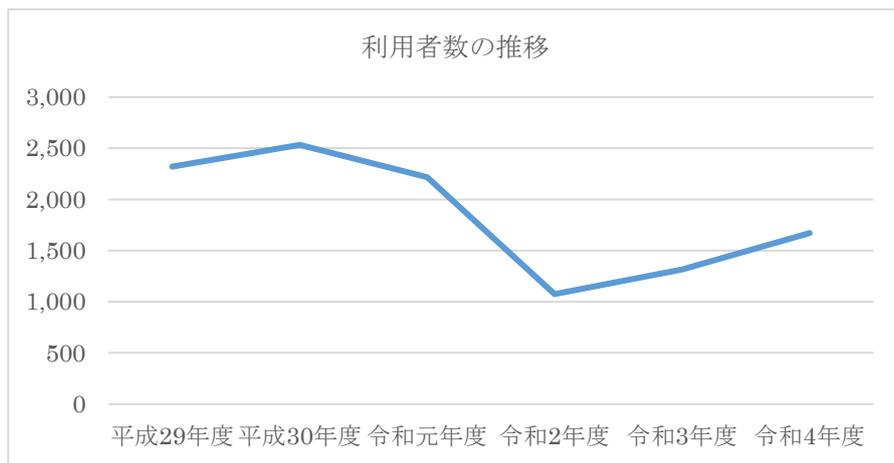
(3) 休館の状況（通常の休館日も含む）

- ・ 令和2年度 4/22～5/10、7/27、8/7～8/31、1/7～2/7 累計 77 日間
- ・ 令和3年度 5/21～6/3 累計 14 日間

(4) 利用者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	2,320	2,533	2,218	1,075	1,316	1,672



8 都城市総合福祉会館

本施設は、高齢者(60歳以上の方)のための休養、娯楽、集会室として開設している。入浴、親睦交流の場となっている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、開館する。

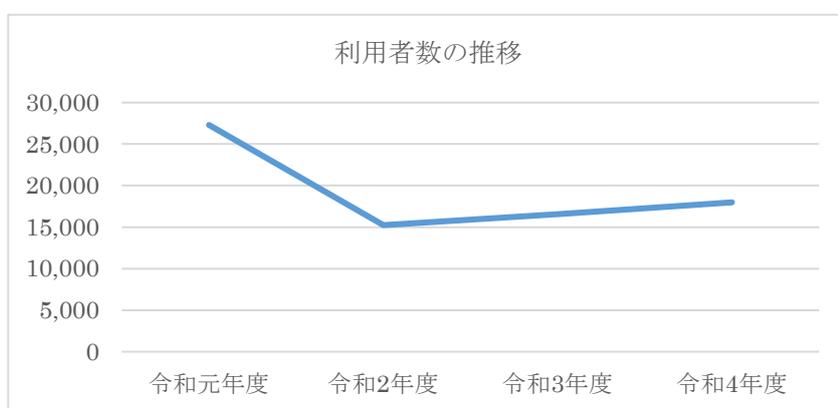
【臨時休館・休止日数の推移（令和元年～令和4年度）】 (単位：日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会館休館日数	0	76	8	0
入浴のみ休止日数	0	0	32	0

(2) 利用者数の推移

【利用者数年間比較（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	27,303	15,236	16,560	17,989



9 老人いきいの家

本施設は、高齢者(60歳以上の方)が、入浴、教養の向上、レクリエーション及び趣味などを楽しめる場所できいの場となっている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市の方針により下記のとおり臨時休館となった。

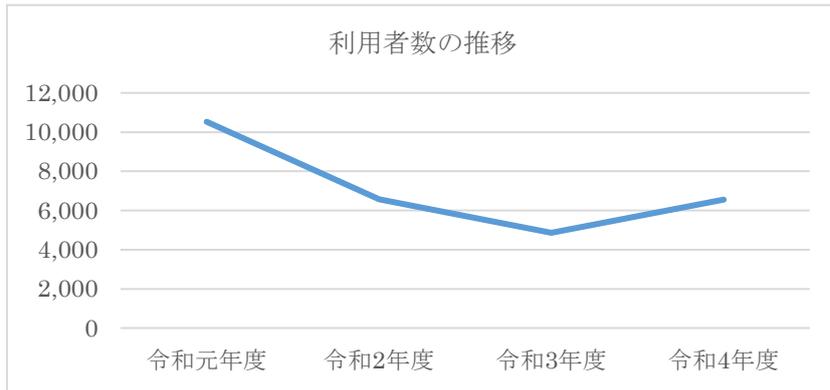
【臨時休館・休止日数の推移（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会館休館日数	0	76	8	0
入浴のみ休止日数	0	0	32	0

(2) 利用者数の推移

【利用者数年間比較（令和元年～令和4年度）】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	10,527	6,578	4,861	6,557



10 都城市保健センター

通常どおりの開館とした。

ただし、感染拡大期間においては、集団で実施する健康診査、保健指導については中止とした。

(1) 一時中止した事業及び期間

下記の事業については、感染拡大状況を勘案し一時中止した。

	事業	中止した期間
健康診査	1歳6か月児健康診査	令和2年3月～5月
		令和3年1月9日～22日
		令和4年1月19日～3月8日
	3歳児健康診査	令和2年3月～5月
		令和3年1月9日～22日
		令和4年1月18日～3月10日
2歳6か月歯科健康診査	令和2年3月～10月	
	令和3年1月～2月5日	
	令和3年5月27日 令和4年1月21日～3月11日	
相談事業	乳児健康相談・4か月児健康相談	令和2年3月～9月
		令和3年1月
	離乳食教室	【個別対応】 令和3年5月24日、25日 令和3年6月7日 令和4年1月28日、 2月7日、21日、22日
		令和2年3月～10月、令和3年1月
		令和3年5月28日 令和4年1月24日、2月25日
あそびの教室「キッズランド」	令和3年1月～2月9日	

		(令和2年4月～10月は個別対応)
		令和3年5月27日～6月10日 令和4年1月27日～3月3日
	パパママ教室・赤ちゃん広場 (産前・産後サポート事業)	令和2年3月～4月、8月～9月 令和3年1月
		令和3年5月31日 令和4年1月31日、2月13日

(2) 事業中止に伴い実施した事業

新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により長期間家庭で過ごす乳幼児、児童、妊産婦、養育者等の心身の状況が危惧され、妊産婦や養育者の不安の解消に努めるために大型連休中における「子育て相談」の電話相談窓口を開設した。

日時：令和2年5月4日（月）・5日（火）9時～13時

実施場所：都城市保健センター

対応職員：保健師

(3) 感染防止対策

受診者数と付添者数を限定し人数制限を設け、インターネットによる予約を開始し、受付時間を分散した。受付時は、体温測定、手指消毒、体調確認を実施し、会場の換気を行った。また、医師のマスク及びガウンの着衣、問診の際はパーテーションを設置しマスク着用、フェイスシールド装着等を行い、受診児毎に椅子や机・積木等の消毒を実施した。

11 都城市こども発達センターきらきら

通常どおりの開館とした。

ただし、感染拡大期間においては、集団で実施する診察前行動観察については中止とした。

(1) 一時中止した事業及び期間

下記の事業については、感染拡大状況を勘案し一時中止した。

事業	中止した期間
診察前行動観察（きき教室）	令和2年3月、令和3年1月 令和4年1月21日～2月8日

(2) 感染防止対策

受付時は、体温測定、手指消毒、体調確認を実施し、会場の換気を行った。会場に入る人数を制限するために、こどもの行動観察と保護者との面談の場所を分けて実施した。

12 都城健康サービスセンター

本施設は、都城市郡医師会病院及び都城夜間急病センターが併設され、本市が所有している。管理運営については、都城市北諸県郡医師会が指定管理者として、地域住民の疾病の早期発見から健診異常者の管理まで一貫性をもったサービスを組織的に行い地域住民の予防医療に寄与することを目的と

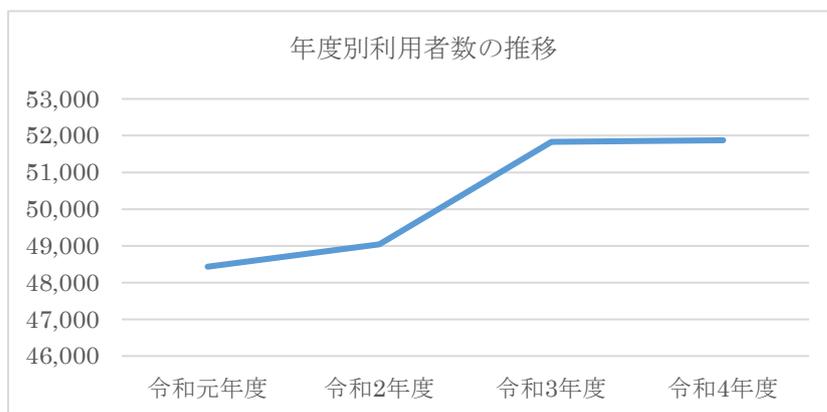
し、市民の安全・安心・健康を支えている。

施設の利用者数は、令和元年度から令和4年度にかけて毎年増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、健康診断等を控える医療機関が増え、その受け皿となったことによるものである。

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	48,432	49,040	51,833	51,874



(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

通常は2階受付ホールで受付前を受診者の待合場所としていたが、施設内での密を避けるため、1階の研修ホールに間隔を置いて椅子を並べ、そこを待合室として、時間がきたら順次少人数ずつを2階受付ホールに案内し、受付を行った。

また、本施設でPCR検査を行えるようにするため、既存の滅菌室に前室を設け、PCR検査室とする改修工事を行い、PCR検査装置を導入した。改修工事及びPCR検査装置の費用については、総額10,483,000円で、宮崎県感染症検査実施医療機関等設備整備事業費補助金から全額補助を受けている。

13 都城夜間急病センター

本施設は、都城市郡医師会病院及び都城健康サービスセンターが併設されており、夜間の初期救急医療を担う施設として、19時から翌朝7時までの365日、内科・外科・小児科の3科診療体制で、市民の安全・安心・健康を支えている。

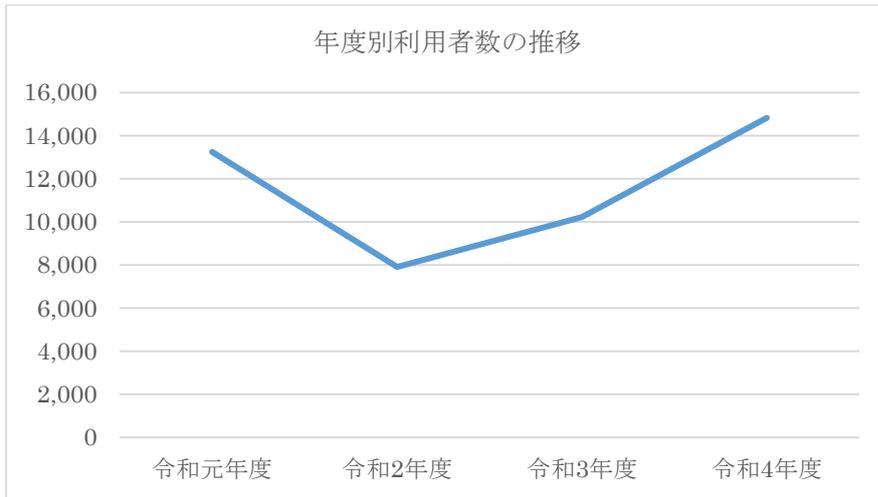
管理運営については、都城市北諸県郡医師会が指定管理者として、都城市郡医師会病院と連携しながら、初期救急医療体制を構築している。

施設の利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えで大幅に減少したが、令和4年度には、発熱外来患者の増加で例年を上回る利用者数であった。

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	13,243	7,912	10,224	14,829



(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年4月27日から、発熱外来に対応するために、病院西側の屋外にプレハブを5棟設置した。屋外でトリアージを行い、プレハブ内と病院内のパソコンでオンライン診療を開始した。

同年5月27日にプレハブを3棟にし、玄関前でのトリアージに変更した。

令和3年1月6日に病院内で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生したため、夜間急病センター診療を原則中止した。令和3年1月13日に小児科診療を再開した。令和3年1月18日に内科・外科診療を再開した。

令和4年8月9日にプレハブに大きな仮設屋根を設置し、車をプレハブに横付けして、検体採取を行うドライブスルー方式とした。

令和5年3月31日にプレハブ撤去及び検体採取・ドライブスルー方式を終了した。

第2項 産業振興施設

1 都城市道の駅山之口

当該施設は、道路管理者である宮崎県が整備した駐車場、トイレ棟など道路利用者サービスのための施設と、特産品等の地域資源の有効活用及び地域活性化を図るため、「ふるさと産品販売所」、「農林水産物直売・食材供給施設（レストラン）」、「農林水産物処理加工施設（加工センター）」が併設された施設である。また、当該施設の管理運営は指定管理者である「道の駅山之口株式会社」が行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、市の方針による臨時休館や施設従業員の新型コロナ感染により以下のように施設を休館した。

【臨時休館日数】 (単位：日)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
73	0	0

(2) 利用者数の推移

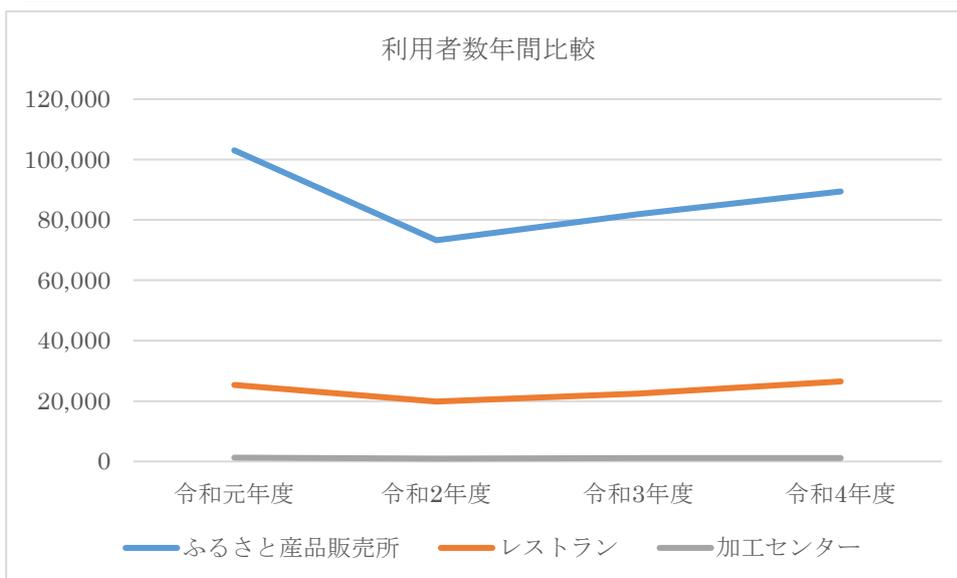
利用者数については新型コロナ感染拡大防止のための休館や外出自粛による来客数の減少が見られ、令和元年度と比較して令和2年度は約27%の減となった。令和4年度は回復傾向にあるが、コロナ以前

までの水準まで至っていない。

【利用者数年間比較：令和元年度～令和4年度】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと産品販売所	103,067	73,272	81,876	89,407
レストラン	25,358	19,854	22,471	26,502
加工センター	1,272	953	1,184	1,100
合計	129,697	94,079	105,531	117,009



(3) 管理運営費（指定管理料）の推移

新型コロナウイルス感染拡大に伴う来客数の減少や施設休館により指定管理者の収入となる利用料金収入の減収により令和2年度においては、管理運営費（指定管理料）の増額見直しを行った。令和3年度以降は、見直しを行っていない。

【管理運営費（指定管理料）の推移】

(単位：円)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
管理運営費（指定管理料）	3,115,000	8,980,727	3,051,000	3,051,000

2 山田管内の指定管理施設

令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、市の方針により公共施設は臨時休館等の利用制限を実施した。ふれあい農園、谷頭駅前買物公園については、屋外施設で常時開放された施設であるため、利用制限は行っていない。

【山田産業建設課所管の公共施設一覧】

施設名	区分	施設管理者	備考
活性化センター	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	
農村婦人の家・食文化伝統伝承館	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	
工芸伝統伝承館	屋内／有料	都城ぼんち地域振興(株)	

ふれあい農園	屋外／有料	都城ぼんち地域振興(株)	利用制限なし
谷頭駅前買物公園	屋外	都城ぼんち地域振興(株)	利用制限なし

(1) 臨時休館

令和2年度は4月、5月、7月、8月、1月、2月に、令和3年度は5月、6月に臨時休館。

【施設毎の臨時休館日数】 (単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度
活性化センター	74	13
農村婦人の家・食文化伝統伝承館	74	13
工芸伝統伝承館	74	13

(2) 臨時休館以外の利用制限

令和2年度は5月に、令和3年度は8月、9月、1月、2月、3月に活性化センターの宿泊利用を休止。

【臨時休館以外の利用制限日数】 (単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度
活性化センター	21	94

(3) 利用制限に伴う利用料金の還付

有料施設のうち、ふれあい農園以外の施設については施設利用後に利用料金を支払う形態のため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付はない。

ふれあい農園については、屋外施設で常時開放された施設で利用制限を行っておらず、利用料金は年額払いのため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付はない。

3 高崎農産加工センター（大牟田農産加工センター、江平農産加工調理センター）

(1) 施設の概要

高崎町の農業振興及び地域活性化に資するために設けられた施設で、大牟田農産加工センターでは、農産物加工品の開発や農産物及び加工品、工芸品等の展示販売を行っている。また、江平農産加工調理センターでは、自家消費用の農産物加工品の体験などを行っている。

また、当該施設の管理運営は指定管理者である「株式会社 ROPES」が行っている。

(2) 臨時休館等の状況

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市の方針により臨時休館等の利用制限を行った。

【臨時休館】 (単位：日)

4月	5月	7月	8月	1月	合計
9	10	2	21	5	47

【時短営業】 (単位：日)

1月	2月	合計
18	7	25

【令和3年度】

大牟田農産加工センターは感染防止対策を徹底した上で開館し、江平農産加工調理センターは休館の利用制限を行った。

【臨時休館】

(単位：日)

5月	6月	8月	9月	合計
11	10	20	30	71

(3)利用制限に伴う利用料金の還付

施設利用後に利用料金を支払うため、利用制限に伴う利用料金の還付はない。

4 高崎縄瀬地区活性化センター（肉・乳加工室）

(1) 施設の概要

当該施設は、鶏・豚の燻製作りやアイスクリームなど畜産物の加工体験学習を通して畜産振興及び地域の活性化を図るための直営管理の施設である。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公の施設及びイベント等に関する市の対応として休館していたが、令和4年12月15日から施設を再開した。

(2) 臨時休館

- ・ 令和3年度は、4月～翌年3月末まで臨時休館
- ・ 令和4年度は、4月～12月14日まで臨時休館

体験の実施に当たっては、衛生管理上の制約で体験室は密閉されていることや、体験日は5～8人程度の不特定の者が狭い空間で密接して作業を行うなど3密を回避できないことのほか、肉の漬込み等の都合上、1週間前からの仕入れ・仕込みが必要であり、急なキャンセルに対応し難いことなどを踏まえ、沈静化の様相が見られた令和4年6月末から再開に向けて関係課等と協議を開始し、令和4年12月15日から漬込みを開始した。

5 林業総合センター

当該施設は、林業者の研修集会、実技訓練等、多目的機能活動に備えた拠点施設であり、林業振興の活性化に資すると共に、余暇を利用した林業者や市民の健康づくりにも活用できる施設である。また、当該施設の管理運営は指定管理者である「都城森林組合」が行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染症感染拡大防止に伴い、臨時休館により以下のように施設を休館した。

【令和2年度】

(単位：日)

4月	5月	7月	8月	1月	2月	合計
9	10	1	25	25	7	77

【令和3年度】

(単位：日)

5月	6月	8月	9月	1月	2月	3月	合計
11	10	20	12	11	28	6	88

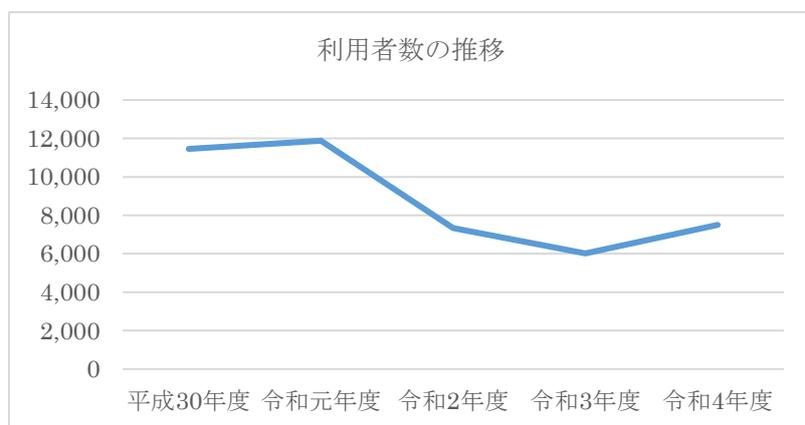
## (2) 利用者数の推移

これまで利用者数については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休館による利用者数の減少が見られたが、令和4年度は前年比約25%の増となった。

【利用者数年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
11,448	11,880	7,333	6,018	7,505



## (3) 利用制限に伴う利用料金の還付

【令和2年度】

(単位：円)

4月	5月	7月	8月	1月	2月	合計
20,900	6,710	3,960	33,150	40,700	4,840	110,260

【令和3年度】

(単位：円)

5月	6月	8月	9月	1月	2月	3月	合計
15,290	6,600	22,220	35,420	23,430	41,800	2,860	147,620

## 6 農業伝承の家

当該施設は、農村の文化等に関する研修及び交流の場を設け、農村の伝統文化の継承及び活気ある住みよい地域環境づくりに寄与するため設置されている。

## (1) 臨時休館

- 令和2年度は、4月、5月、7月、8月、1月に臨時休館。
- 令和3年度は、5月、6月に臨時休館。

【施設の臨時休館日数推移】

(単位：日)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都城市農業伝承の家	58	21	0

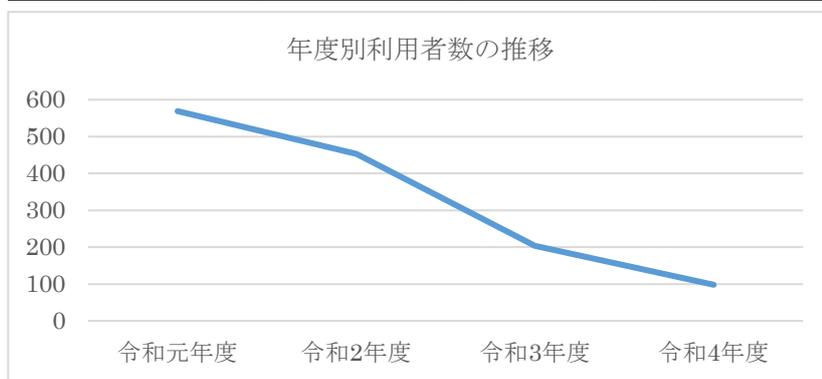
(2) 利用制限に伴う利用料金の還付

有料施設は施設利用後に利用料金を支払う形態のため、市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

(3) 利用者数の推移

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	569	453	204	98



7 ウェルネス交流プラザ及び未来創造ステーション外3施設

当施設は、市民が集い、楽しみ、及び交流する活動を推進することにより、賑わいのある個性豊かな中心市街地を創造し、もって市民の福祉の一層の増進に寄与すること等を目的として設置されている。

令和4年度においては、感染者が過去最大となったが、様々な要因で死亡率や重症化率が低下し、大きな行動制限も発出されなかったことから、感染拡大に伴う休館は行わなかった。ただし、以下の2つのガイドラインを遵守し、感染防止策を徹底した上で、指定管理業務を行った。

【①「新型コロナウイルス等感染症の重大な影響下におけるガイドライン」】

多くのお客様が集い、様々な効果が期待される指定管理物件の運営及び都城まちづくり株式会社が主催するイベント実施に関する基本方針について規定したもの。

【②「新型コロナウイルス等感染症の重大な影響下における労働環境整備に関するガイドライン」】

事業を継続し、停滞なく確実に業務を遂行する為、労働環境や勤務体系の整備等に関する基本方針について規定したもの。

(1) 貸館事業

未来外3施設の利用状況について、令和4年度は令和3年度に比べ利用者が増加し、前年比1.27倍(63,395人)であった。ウェルネス交流プラザについて、令和3年度はワクチン接種会場としての利用により増加したため、令和4年度は、前年比0.89倍(77,050人)に減少した。

(2) 自主企画事業

ウェルネス交流プラザ及び未来創造ステーション、まちなか交流センターで実施している自主企画事業について、令和4年度から各種イベントを企画・開催し、多くのお客様で賑わいを見せた。その結果、来場者数は全施設合わせて、20,569人で前年度比1.59倍だった。

(3) まちなか広場における賑わい創出事業

自主企画事業と同様に令和4年度は厳しい制限等もなかったことから、感染防止対策を徹底した上で規模の大きいイベントも少しずつ再開させることができた。イベント回数は前年度の方が多かったが、来場者数は前年度比5.25となった。

① イベント開催数

R3年度：299回

R4年度：190回

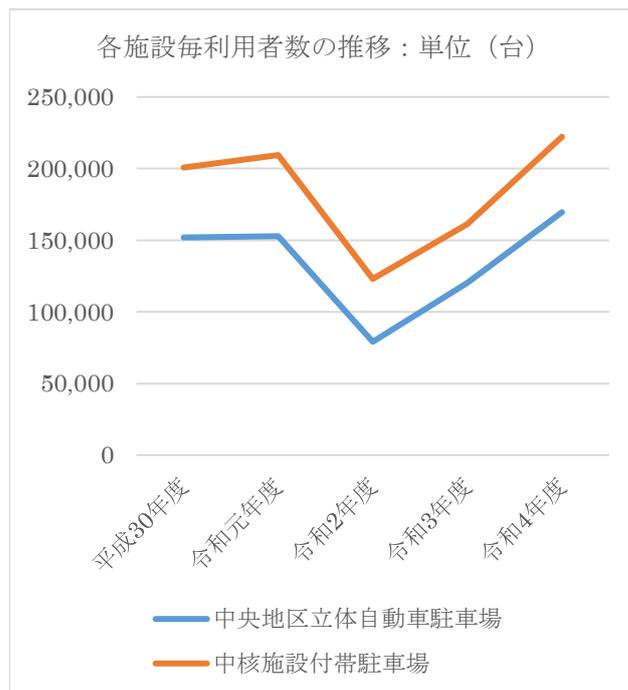
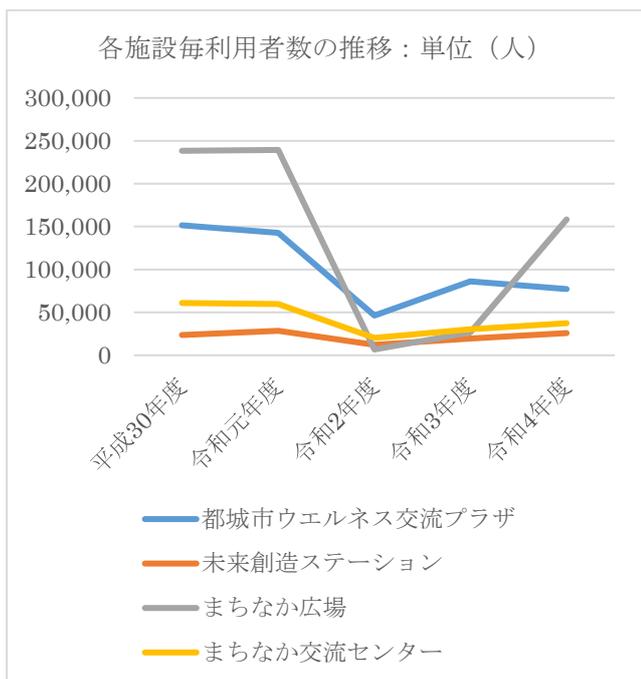
② 来場者数

R3年度：23,404人

R4年度：122,787人

【各施設毎利用者等数の推移】

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都城市ウェルネス交流プラザ	151,553人	142,613人	46,302人	86,185人	77,050人
未来創造ステーション	23,774人	28,517人	12,188人	19,552人	25,829人
まちなか広場	238,414人	239,410人	6,731人	26,409人	158,531人
まちなか交流センター	60,956人	59,713人	20,242人	30,176人	37,566人
中央地区立体自動車駐車場	151,909台	152,911台	79,117台	120,283台	169,581台
中核施設付帯駐車場	200,683台	209,513台	123,053台	161,218台	222,242台



### 第3項 市営住宅施設

#### 1 都城市営住宅集会所

当該施設は、市営住宅入居者の共同福祉施設として都城市営住宅に併設されている。その使用状況は、団地入居者及び周辺住民で構成される自治公民館が、総会や班会などの公民館行事に使用している例が多い。

集会所名	所在
一万城団地集会所	都城市一万城町 4998 番地 1
内堀団地集会所	都城市鷹尾 4 丁目 4388 番地
北鷹尾団地集会所	都城市鷹尾 5 丁目 4371 番地
志比田団地集会所	都城市志比田町 5211 番地 2
下長飯団地集会所	都城市大岩田町 6136 番地 2
都北団地集会所	都城市都北町 1011 番地
蓑原団地集会所	都城市蓑原町 2358 番地 1
都原団地集会所	都城市都原町 26 番地 1
宮丸西団地集会所	都城市鷹尾 1 丁目 3733 番地 1
富吉団地集会所	都城市山之口町富吉 1562-1
飯起団地集会所	都城市山之口町花木 2160-1
丸岡団地集会所	都城市山之口町山之口 3423-1
花木第 1 団地集会所	都城市山之口町花木 2057-1
花木第 3 団地集会所	都城市山之口町花木 2405-3
花木第 4 団地集会所	都城市山之口町花木 2331-2
第 2 軍神原住宅 集会所	都城市高城町穂満坊 2553 番地
石山住宅 集会所	都城市高城町石山 283 番地
田尾上住宅 集会所	都城市高城町有水 3540 番地
高崎中央団地集会所	都城市高崎町大牟田 1239 番地 1
高崎新田駅前団地集会所	都城市高崎町大牟田 935 番地 5

当該集会所については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、他の公共施設の臨時休館期間に合わせて利用禁止とすることし、利用禁止のポスターを当該集会所に掲示するとともに、公民館長及び市営住宅連絡員を通じて入居者への周知を行った。

#### 【令和 2 年度】

回	集会所利用禁止期間
1	令和 2 年 4 月 22 日～令和 2 年 5 月 11 日
2	令和 2 年 7 月 27 日
3	令和 2 年 8 月 8 日～令和 2 年 8 月 31 日
4	令和 3 年 1 月 9 日～令和 3 年 2 月 7 日

【令和3年度】

回	集会所利用禁止期間
1	令和3年5月21日～令和3年6月10日
2	令和3年8月12日～令和3年9月30日
3	令和4年1月21日～令和4年3月6日

第4項 主な社会教育・文化施設

1 総合文化ホール

当該施設は、市民の生活文化及び文化芸術の振興を図るとともに、創造的な文化芸術活動を通じ、心豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として設置されている。

コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症に関する、国、県、市が定める新型コロナウイルス対応方針、イベント等の開催判断、ホールが定める感染拡大予防方針に則り、文化振興事業（公演鑑賞型事業、普及啓発型事業及び地域貢献型事業）を実施している。

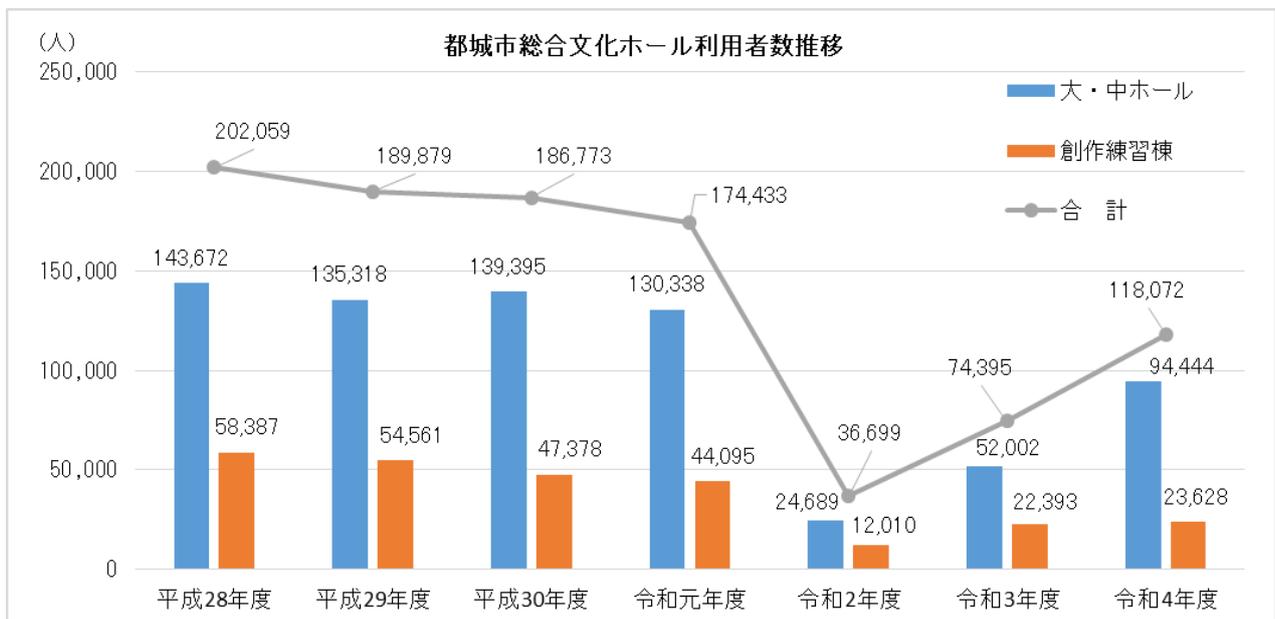
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度及び令和3年度の利用者数は、施設の臨時休館や利用制限が相次いだことから、令和元年度と比較して、それぞれ約8割減、約6割減と大幅に減少した。

令和4年度の利用者数は、令和3年度より約5割増加したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、入場制限や規模を縮小して事業が開催されたことなどから、令和元年度と比較し、約3割減少した。

【利用者数の推移】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大・中ホール	143,672	135,318	139,395	130,338	24,689	52,002	94,444
創作練習棟	58,387	54,561	47,378	44,095	12,010	22,393	23,628
合計	202,059	189,879	186,773	174,433	36,699	74,395	118,072



(1) 指定管理者

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

(2) 休館期間（新型コロナウイルス感染症関連）

令和2年度	4月22日～5月10日、7月27日～7月28日、8月8日～8月31日、1月7日～2月7日
令和3年度	5月24日～6月6日、8月22日～8月23日

2 山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の館）

当該施設は、都城市山之口町麓地域に伝わる重要無形民俗文化財「山之口麓文弥節人形浄瑠璃」（平成7年12月26日国指定）の保存・伝承・公開の施設として平成4年4月に開館。地域で以前使用していた人形や台本、刀剣類等の展示をはじめ、人形浄瑠璃保存会員により、毎年4回（3、6、9、11月）の定期公演を開催している。平成6年度からは、都城市立麓小学校5、6年生を対象に「麓小学校人形浄瑠璃伝承活動」を行っている。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 来館者数の推移

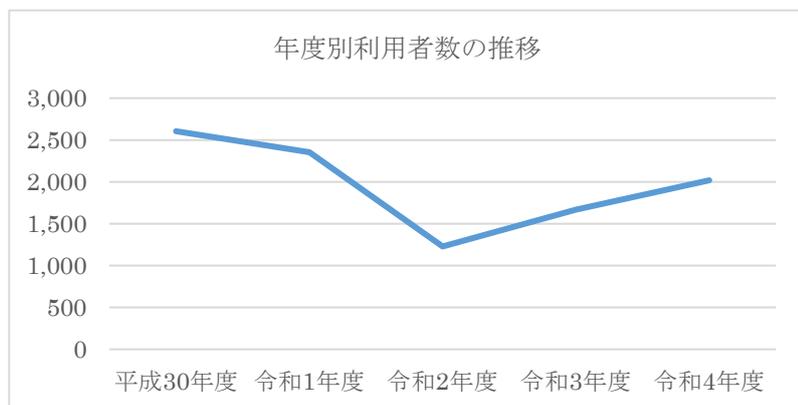
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【来館者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,605	2,356	1,228	1,666	2,017

【来館者 年間推移】



### 3 山之口弥五郎どん交流活性化センター（弥五郎どんの館）

当該施設は、宮崎県指定「無形民俗文化財」である弥五郎どん祭りの保存継承と活力ある農山村地域振興のため、県営中山間地域総合整備事業により整備された施設である。施設は、弥五郎どん祭りの様子を表現した模型やパネルなど展示ホールのほか、生活改善食品加工室を併設した施設である。

#### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度79日、令和3年度18日の臨時休館とした。

#### (2) 利用者数の推移

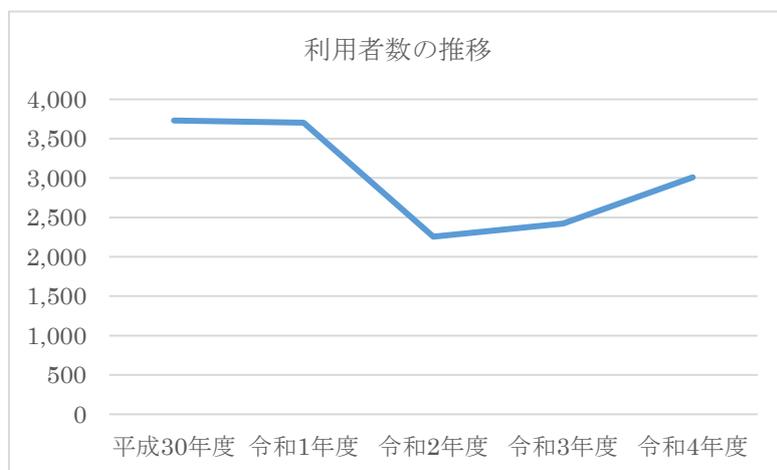
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,731	3,702	2,256	2,423	3,010

【利用者 年間推移】



### 4 都城市高城生涯学習センター

#### (1) 施設の概要

都城市高城生涯学習センターは、市民に生涯にわたって学習する機会を広く提供し、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、地区公民館施設及び図書館施設の機能を有する生涯学習の総合施設である。新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返し発生し、市の公の施設の開館基準に基づく対応として下記のとおり利用制限した。

#### (2) 管理運営形態

直営

(3) 利用制限の内容

風邪症状のある者の入館制限

貸館時の収容人数制限（定員の50%程度）

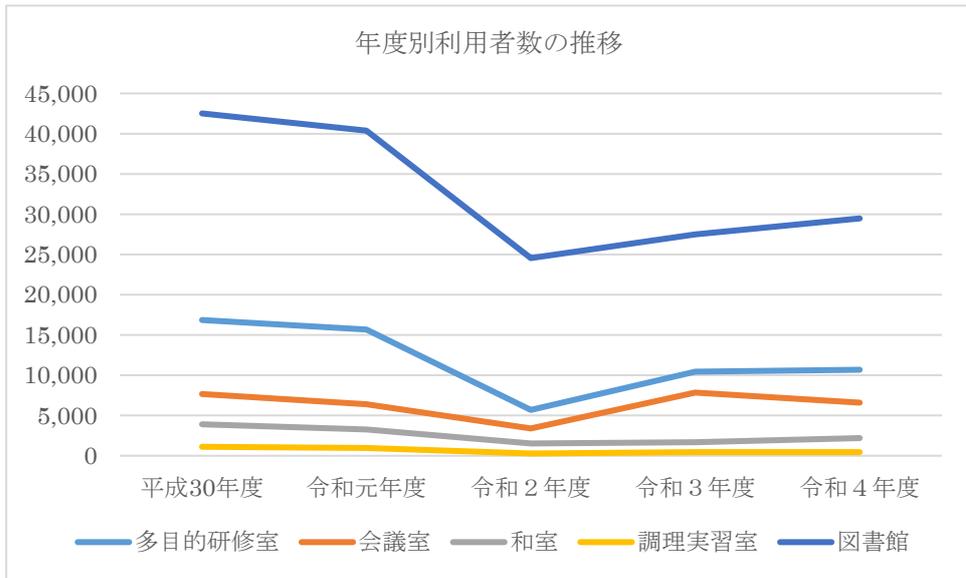
(4) 利用制限の状況

令和2年度 4/22～5/10 19日間、 7/27 1日間  
 8/7～8/31 25日間、1/9～2/7 30日間 計1回 計75日間  
 令和3年度 5/21～6/3 14日間 計1回 計14日間  
 令和4年度 4/1～3/31

(5) 利用者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
多目的研修室	16,857	15,676	5,689	10,439	10,681
会議室	7,649	6,405	3,388	7,844	6,602
和室	3,904	3,252	1,525	1,695	2,193
調理実習室	1,111	973	279	437	465
図書館	42,515	40,373	24,547	27,506	29,458
利用者数合計	72,036	66,679	35,428	47,921	49,399



5 山田総合センターの利用制限

当該施設は、昭和53年度に山田地区における生涯学習を实践する場として建築された。講演会、音楽会などの芸術文化の発表会・研究会の開催、自主学習の実施等により地域社会の発展に貢献し、より良き人生を送るために役立っていることから、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の利用があり、生涯学習施設として大変重要な役割を果たしている。

(1) 山田総合センター臨時休館の状況

令和元年度は、山田総合センター大規模改修工事によって6月から3月までは通常通りの貸館事業ができず、山田総合支所2階での貸館事業を行ったため利用者は大幅に減少した。

改修工事が完了し、令和2年4月に新総合センターをオープンさせたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市の方針により臨時休館となった。令和2年度が計74日、令和3年度が計95日の臨時休館を余儀なくされた。

(単位：日)

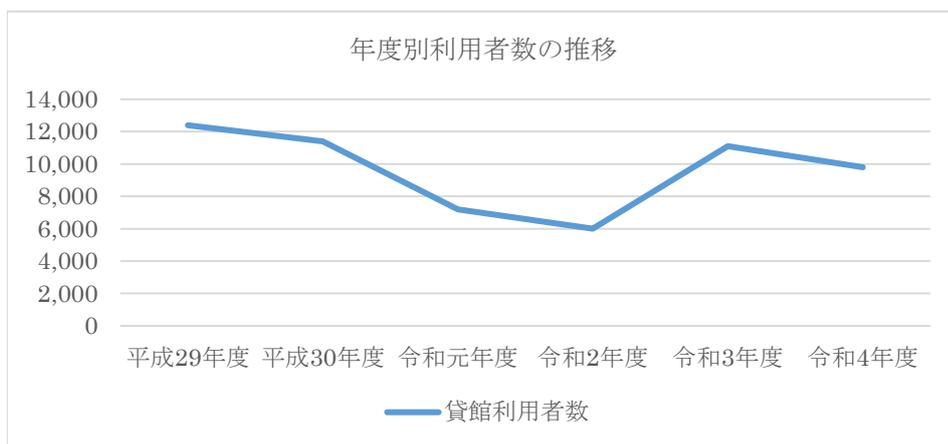
令和元年度	令和2年度	令和3年度
33	74	95

※令和元年度の休館は、総合センター改築工事によるものである。

(2) 山田総合センター貸館利用者数の推移

利用者数については、改修工事前の平成30年度までは11,000人以上で推移しているが、令和元年度は改修工事による閉館が響き7,000人強の利用者となった。令和2年度は、改修工事後の新規開館にも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休館及びイベントや団体の利用自粛が顕著となり、利用者は6,000人に留まり、平成30年度と比較するとほぼ半減となった。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸館利用者数	12,391人	11,389人	7,198人	6,003人	11,098人	9,797人
貸館利用団体数	68	63	49	43	47	42
貸館利用回数	813	875	691	489	694	628



(3) 山田総合センター図書室利用者数の推移

山田総合センター内には蔵書数8,000冊の図書室もあり、本の貸出など子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

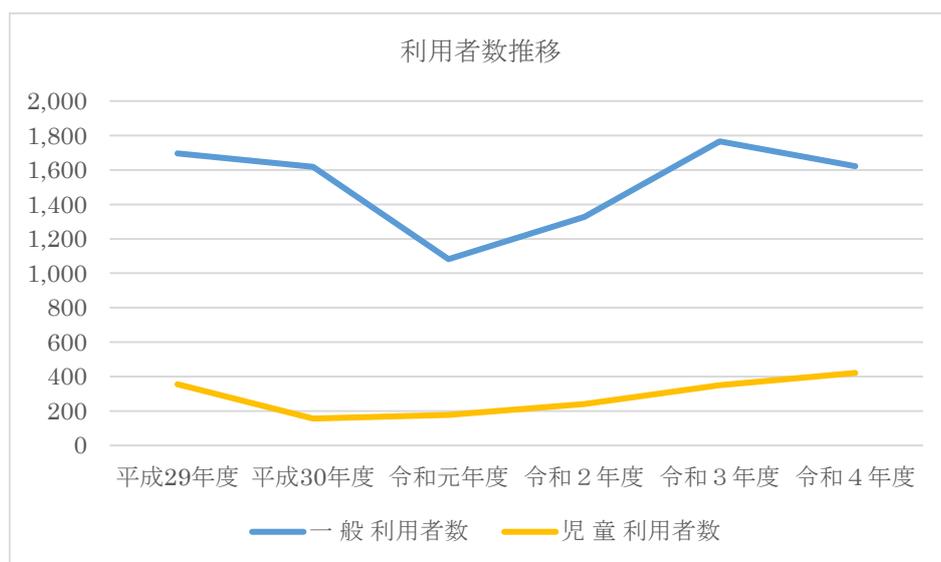
近年では、幼児・児童を集めた読み聞かせ会の開催や、市立・県立図書館との連携による他館の図書貸出、小中学校との情報共有や連携による貸出本の住み分け、山田地区内児童・福祉施設へ長期に100冊単位での貸出を行う移動図書室など、多岐に渡って図書教育と情操教育の推進を展開しており、地区内

外住民から親しまれる施設となっている。

利用者数については、改修工事前の平成30年度までは年間1,700人以上で推移していたが、令和元年度は、山田総合センター改修工事による山田総合支所1階での開設が響き、対前年度比29.0%減の1,260人となった。

令和2年度は、4月に新総合センターをオープンさせ、図書室も新装になって開設したところ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市の方針で74日間の臨時休館があったにもかかわらず、貸出利用者が対前年度比24.37%の増、貸出冊数が対前年度比51.20%の増、一人当りの貸出冊数も対前年度比21.20%の増となった。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般	利用者数	1,696人	1,618人	1,082人	1,327人	1,766人	1,622人
	貸出冊数	3,808冊	3,794冊	2,311冊	3,488冊	4,383冊	4,179冊
	1人当り貸出冊数	2.25冊	2.34冊	2.14冊	2.63冊	2.48冊	2.58冊
児 童	利用者数	355人	156人	178人	240人	349人	421人
	貸出冊数	899冊	391冊	420冊	641冊	1,027冊	1,383冊
	1人当り貸出冊数	2.53冊	2.51冊	2.36冊	2.67冊	2.94冊	3.29冊
計	利用者数	2,051人	1,774人	1,260人	1,567人	2,115人	2,043人
	貸出冊数	4,707冊	4,185冊	2,731冊	4,129冊	5,410冊	5,562冊
	1人当り貸出冊数	2.29冊	2.36冊	2.17冊	2.63冊	2.56冊	2.72冊



## 6 高崎地区多目的集会所等の利用制限

地域密着型施設として日常的に市民に利用されている多目的集会所等は、令和2年度から都城市高崎地区まちづくり協議会が指定管理者となった。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により下表にある指定管理施設を利用休止とした。

### 【高崎地区多目的研修集会施設】

施設名	区分	施設管理者
都城市東霧島多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市前田多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市縄瀬多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市大牟田多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市笛水多目的集会所	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
都城市江平農村環境改善センター	屋内／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会

### (1) 利用休止期間

市の対応方針により、令和2年度は、4月22日～5月10日、7月27日、8月8日～8月31日、1月6日～2月7日までの累計77日間、令和3年度は、8月12日～8月25日、9月1日～9月30日までの累計44日間利用休止とした。

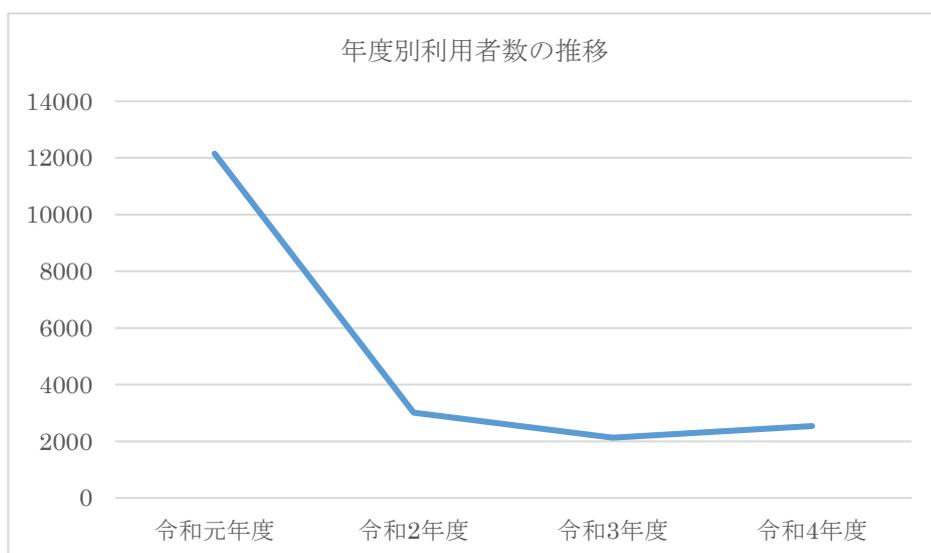
### (2) 利用制限に伴う利用料金の還付

市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

### 【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	12,151	3,017	2,130	2,535



## 7 高崎たちばな学び館の利用制限

平成 29 年度に旧高崎たちばな学び館から総合支所 2 階に移転した。蔵書数は 13,000 冊を超え、児童生徒から一般まで幅広く利用されている。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により利用休止とした。

### (1) 利用休止期間

市の対応方針により、令和 2 年度は、4 月 22 日～5 月 10 日、7 月 27 日、8 月 8 日～8 月 31 日、1 月 7 日～2 月 7 日までの 76 日間、令和 3 年度は、5 月 21 日～6 月 3 日、1 月 21 日～2 月 13 日、までの 38 日間利用休止とした。

## 8 都城市立図書館及び高城図書館

都城市立図書館は、中心市街地中核施設（都城市中町）の整備の一環として、旧都城大丸センターモールをリノベーションし、平成 30 年 4 月に移転オープンした施設であり、高城図書館は、平成 21 年 5 月に高城生涯学習センター内に開館した施設である。

多くの利用者に愛される図書館として、利便性の向上や多種多様な事業の実施及び効率的な運営のために、指定管理者制度を導入している。

### (1) 休館状況及び感染防止対策

令和元年度及び 2 年度における新型コロナウイルス感染拡大等に伴う臨時休館及び感染防止対策については、次のとおり

○3 月 4 日 宮崎県内初の感染が認められる。

- ・くれよん号の学校への巡回を、3 月中は休止する。
- ・児童生徒に出来るだけ自宅で過ごしてもらうことや、図書館への来館を控えてもらうために、貸出冊数の上限を 8 冊から 15 冊に変更し、貸出期間も 4 週間とする。(2/29～4/6)
- ・館内の「静かな部屋」や「こどものにわ」、「ギャラリーB」などを当面の間、閉鎖する。
- ・館内にある椅子を間引き、席と席との間隔をおおむね 1m とする。

○市内全ての屋内施設が 4 月 22 日から臨時休館となり、5 月 10 日まで市立図書館及び高城図書館も休館した。

- ・5 月 11 日以降は、①消毒設備の設置、②マスク等の着用（持参していない場合は、ハンカチ等で口元を押さえる）、③3 密の回避、⑤窓口に飛沫感染防止用のビニール等の設置を行った。
- ・視察や見学は、8 月末までは事前申込制の自由見学で対応し、館内でのイベント等は、8 月末まで実施しないよう、指定管理者に通知した。

○7 月 26 日に市内で初めての新型コロナウイルスの感染者が判明したため、7 月 27・28 日の 2 日間を臨時休館とした。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、8 月 8 日から 31 日まで臨時休館となった。

○感染症対策を目的に、令和 2 年 12 月 31 日から令和 3 年 1 月 3 日までを特別休館とした。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、1 月 9 日から 2 月 7 日まで臨時休館となった。

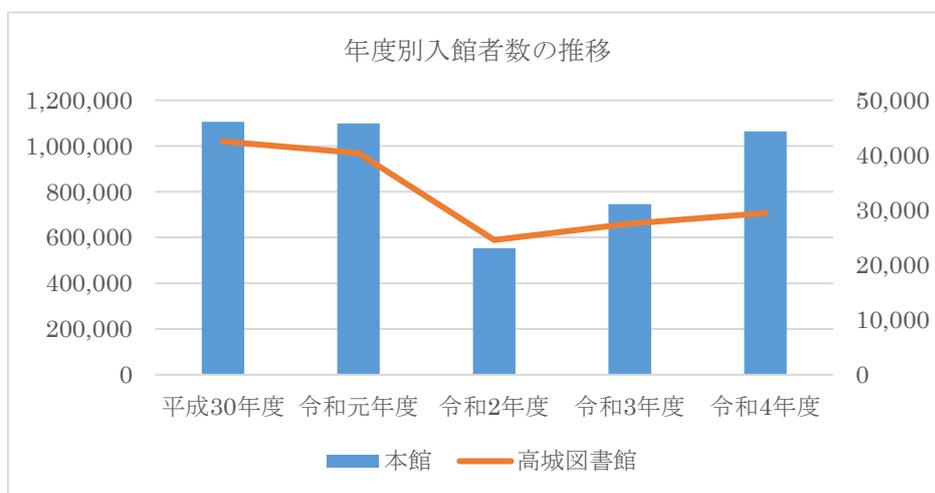
令和3年度は、5月に感染者数が増加に転じたことから、5月23日から6月3日までを臨時休館とした。その後は、感染状況は増減したものの臨時休館とすることはなく、基本的な感染症対策の徹底や座席を間引くなどの措置を講じながら、通常通り開館した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休館はなかった。

また、令和4年4月29日に民間複合施設 TERRASTA がオープンし、Mallmall 全体に人の流れが戻ったことから、令和4年度の入館者は、コロナ禍前の令和元年度の水準まで回復している。

【入館者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本館	1,106,021	1,099,257	553,611	745,483	1,064,679
高城図書館	42,515	40,373	24,547	27,506	29,458
計	1,148,536	1,139,630	578,158	772,989	1,094,137



## 9 公立公民館等の利用制限について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により令和2年度は74日間、令和3年度は14日間の臨時休館とした。令和4年度は、臨時休館の対応は行っていない。

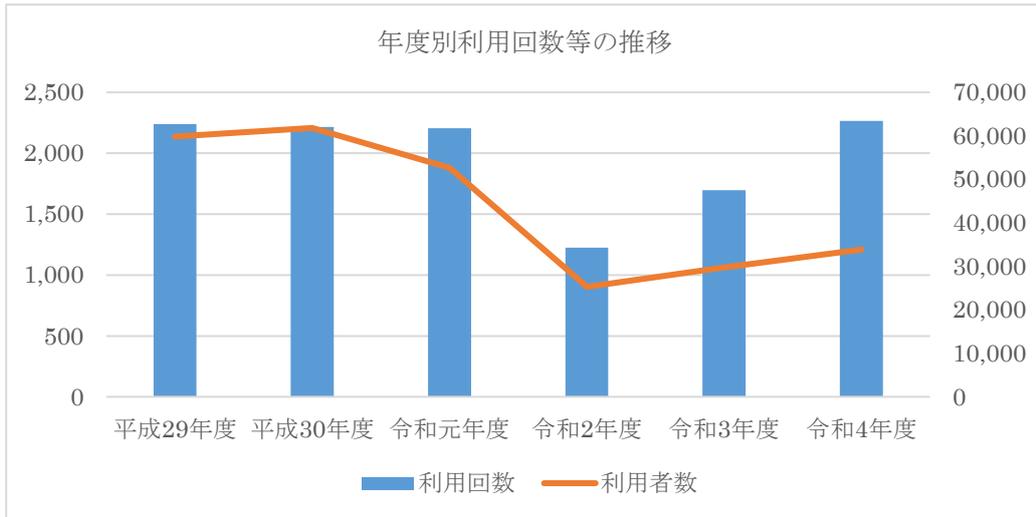
### (1) 中央公民館

当該施設は、本市の教育・文化の中核的な施設であり、まちづくりと生涯学習に取り組む地域住民の活動を支援し、社会教育の中心的機関としての運営の充実と学習の環境整備に努めるために整備された施設である。

施設は、5つの研修室、視聴覚室、美術室、調理室、工作室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	2,239	2,216	2,206	1,224	1,698	2,265
利用者数	59,833	61,824	52,625	25,298	29,745	33,870



(2) 小松原地区公民館

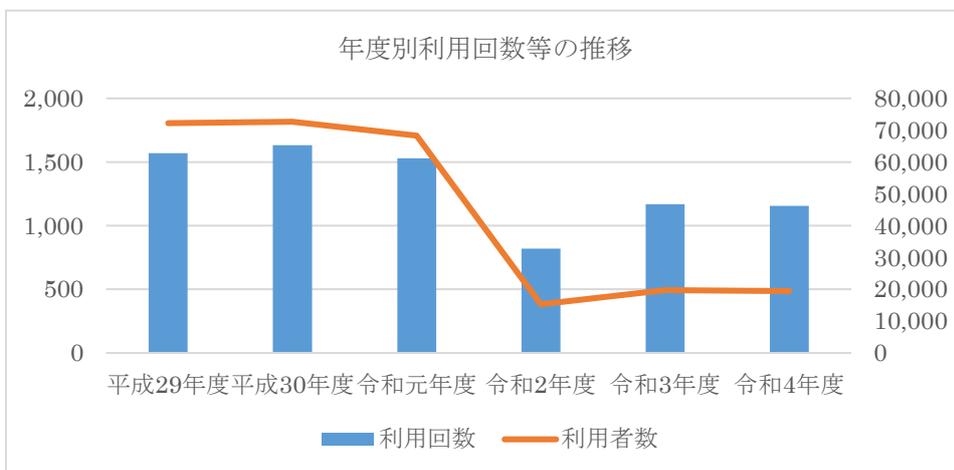
当該施設は、本市の市街地北部を形成する地区に整備された施設である。

施設は、3つの研修室、2つの和室、調理室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,569	1,631	1,530	820	1,168	1,155
利用者数	72,224	72,656	68,269	15,288	19,726	19,445



(3) 妻ヶ丘地区公民館

当該施設は、本市の中心市街地の東部に位置し、北諸県郡三股町に接している地区に整備された施設である。

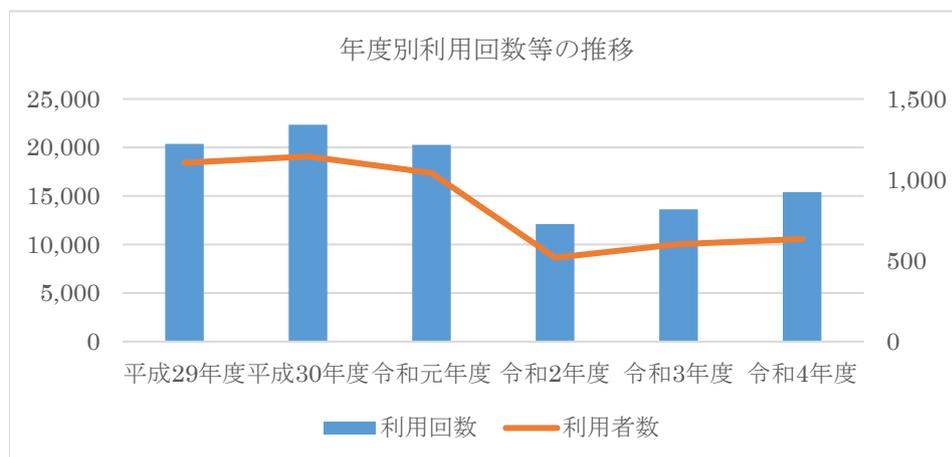
市内一の人口を抱える住宅密集地区であり、地区内に官公庁施設や陸上競技場、野球場、テニスコートの集まる都城運動公園や高木原緑道などの公共施設が設置され、県立高等学校2校、公立小・中学校4校、児童センター1館、幼稚園2園、保育園4園等の教育施設が設置され、教育環境が整っている地区に整備された施設である。

施設は、3つの研修室、2つの和室、調理室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,222	1,341	1,216	726	817	925
利用者数	18,439	19,079	17,364	8,651	10,046	10,577



#### (4) 祝吉地区公民館

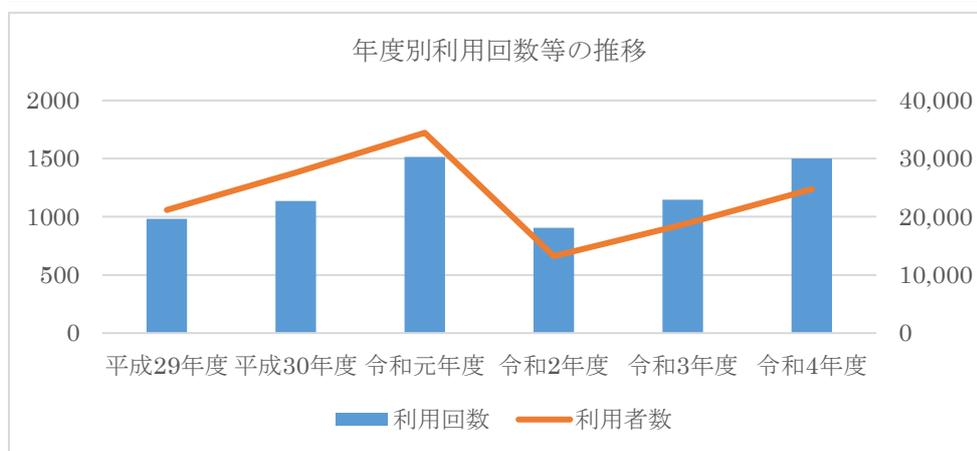
当該施設は、本市の都城市街の東北部に位置し、早水公園や早水公園体育文化センターのサブアリーナ、武道館等の施設立地や区画整理事業が進み新興住宅が増加しており、住環境のよい地区に整備された施設である。

施設は、平成30年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	981	1,135	1,515	904	1,148	1,501
利用者数	21,164	27,621	34,452	13,238	18,657	24,751



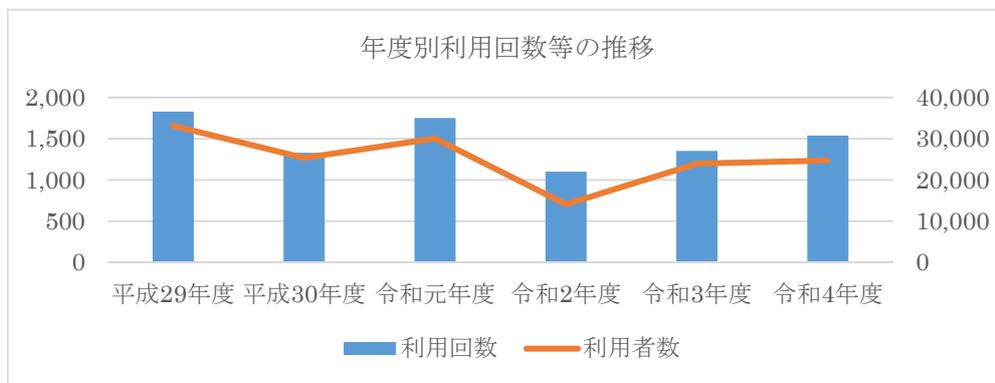
(5) 五十市地区公民館

当該施設は、都城志布志道路の平塚 IC、五十市 IC、今町 IC が整備され、陸上自衛隊駐屯地を始め、高等学校や歴史資料館、長寿館、多目的研修館等、多くの公共施設が設置している利便性のよい地区に整備された施設である。

施設は、平成 24 年 4 月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	1,828	1,330	1,750	1,101	1,353	1,538
利用者数	33,132	25,302	30,036	14,067	23,920	24,721



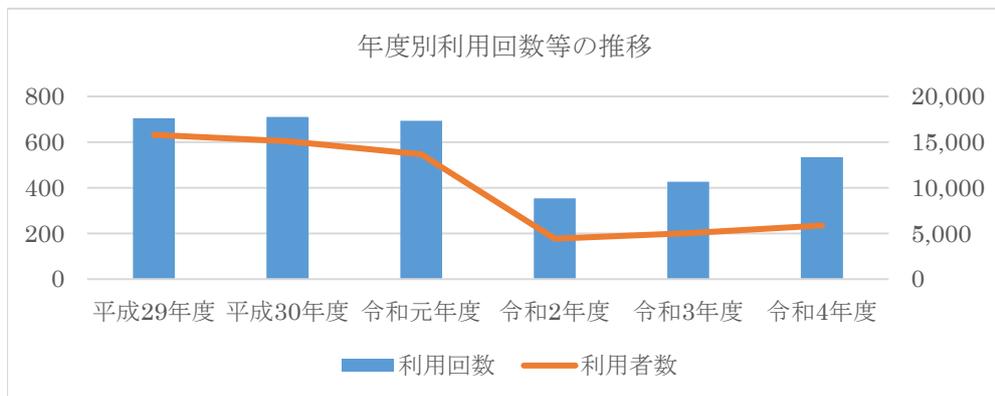
(6) 横市地区公民館

当該施設は、本市の西部に位置し、都城志布志道路の横市 IC を有し、利便性がよく地区内には小中学校や高等学校等、教育施設や福祉作業所などが充実しており、住環境がよい地区に整備された施設である。

施設は、2つの研修室、調理室、2つの和室、大会議室を併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	705	710	693	353	426	534
利用者数	15,794	15,101	13,672	4,429	5,032	5,855



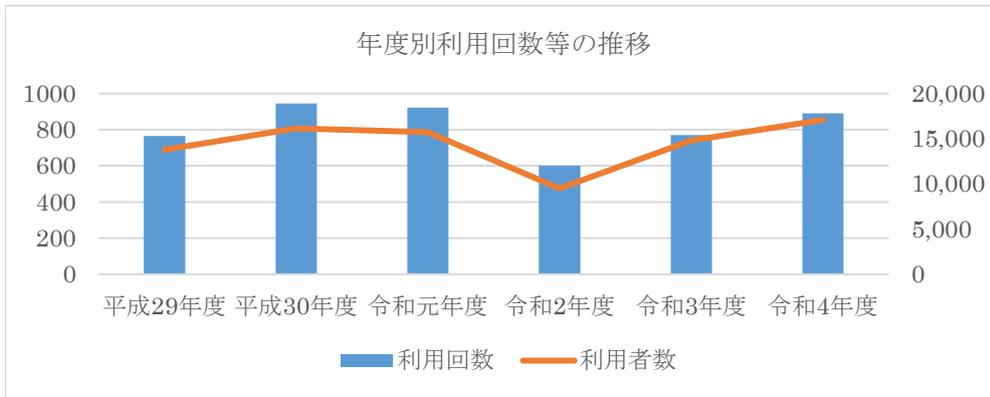
(7) 沖水地区公民館

当該施設は、本市のほぼ中央部に位置し、都城志布志道路と九州自動車道との連結点もある利便性のよい地区に整備された施設である。

施設は、令和元年9月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	765	945	922	601	770	890
利用者数	13,777	16,156	15,729	9,497	14,801	17,082



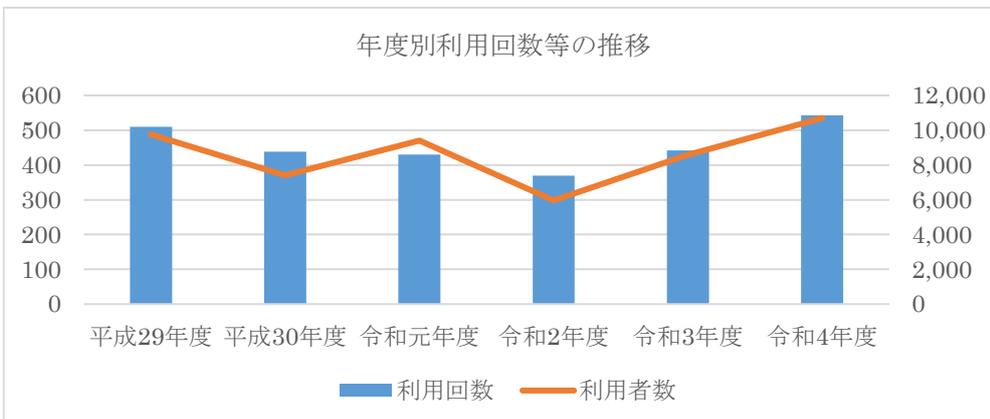
(8) 志和池地区公民館

当該施設は、本市のほぼ中央部に位置し、経営耕地面積は856haと農業を基盤とした地域に整備された施設である。

施設は、令和元年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	510	438	430	369	442	543
利用者数	9,764	7,407	9,411	5,961	8,589	10,698



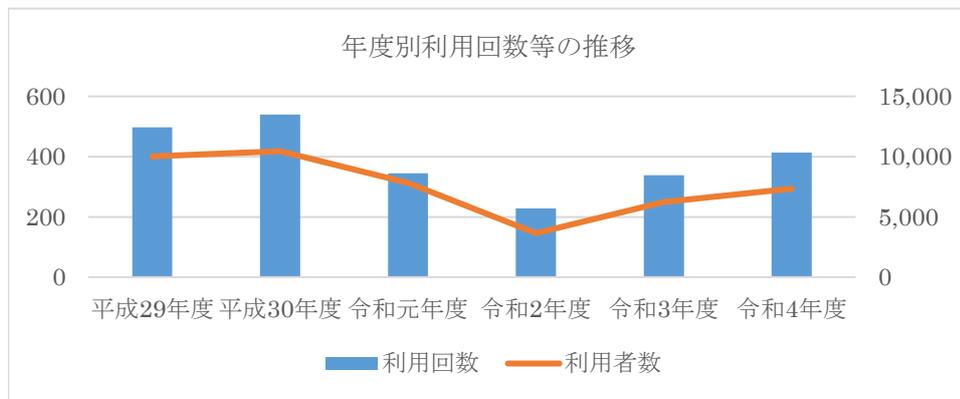
(9) 庄内地区公民館

当該施設は、本市市街地の北西部に接し、主として、農業を基盤とした地域であり、日本の滝百選に選ばれた関之尾滝や、寺社などの史跡や歴史的建造物、民俗芸能等が数多く残る地区に整備された施設である。

施設は、庄内地区市民センターとの複合施設として令和2年10月に供用開始した施設であり、平屋造りの全館バリアフリー、成人式が開催できる多目的ホールを備え、社会教育や生涯学習はもとより、地域の福祉、防災等の拠点として活用できる施設として整備している。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	497	540	345	228	338	414
利用者数	10,028	10,454	7,813	3,650	6,246	7,353



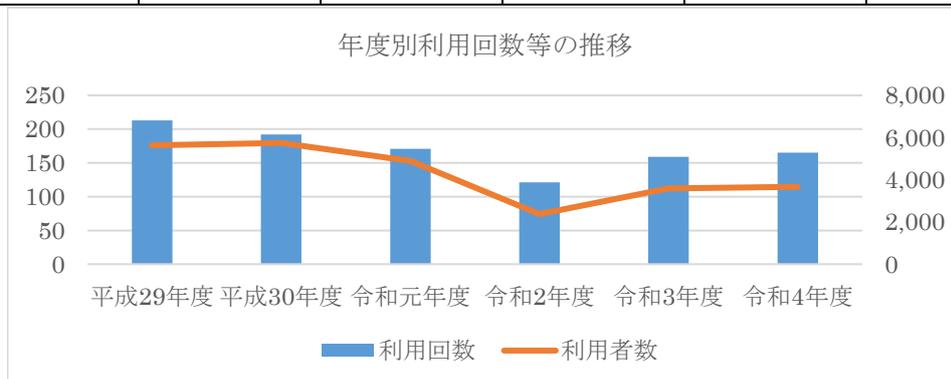
(10) 西岳地区公民館

当該施設は、本市の北西部に位置し、西側は鹿児島県霧島市に南側は同じく曾於市に隣接し、その内約68%が山林や原野になっている中山間地に整備された施設である。

平成25年4月に、西岳地区公民館、西岳地区市民センター、西岳小学校クラブハウスが一体となった施設を同小学校敷地内に整備した。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	213	192	171	121	159	165
利用者数	5,629	5,746	4,895	2,374	3,597	3,664



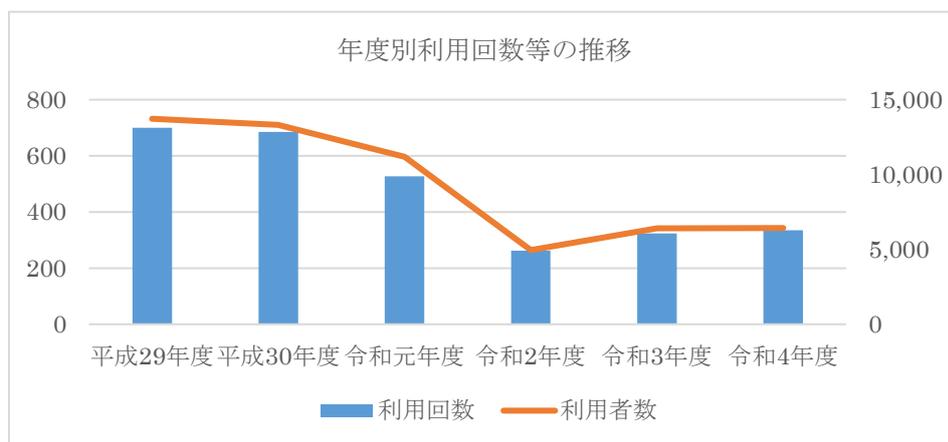
(11) 中郷地区公民館

当該施設は、本市の南部に位置し、三股町、日南市、串間市、鹿児島県曾於市及び志布志市に隣接する中山間地域に整備された施設である。

施設は、和室を含む3つの研修室、調理室、多目的ホールを併設した施設である。

【利用回数及び利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用回数	700	685	527	262	323	335
利用者数	13,723	13,314	11,183	4,956	6,416	6,434



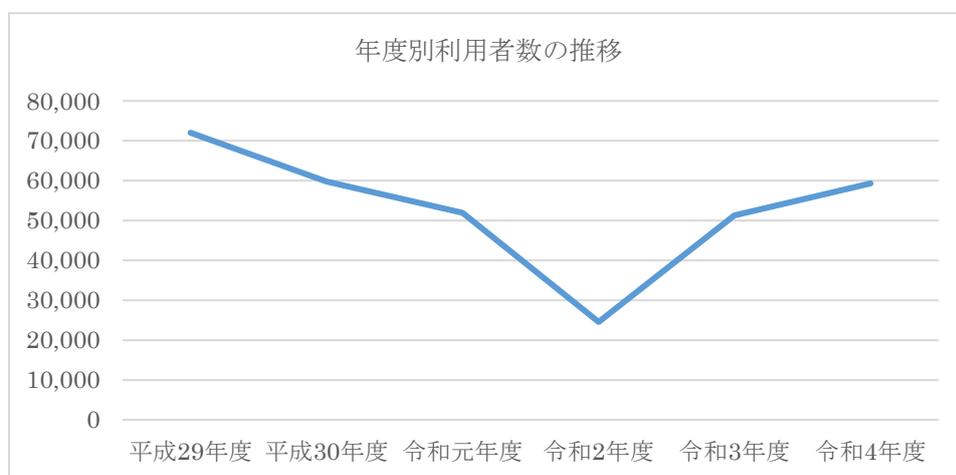
(12) コミュニティセンター

当該施設は、市民が自主的に集い語り合いながらお互いのコミュニティを形成していく場として、また、様々な生涯学習の場として利用されている。この施設を更に使いやすくし、より快適な学習環境にするために、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

施設は、集会室、5つの和室、調理室、児童学習室、研修室、会議室を併設した施設である。

【利用者数 年間比較：平成29年度～令和4年度】 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	72,021	59,807	51,925	24,560	51,299	59,261



(13) 教育集会所（広原・梅北）

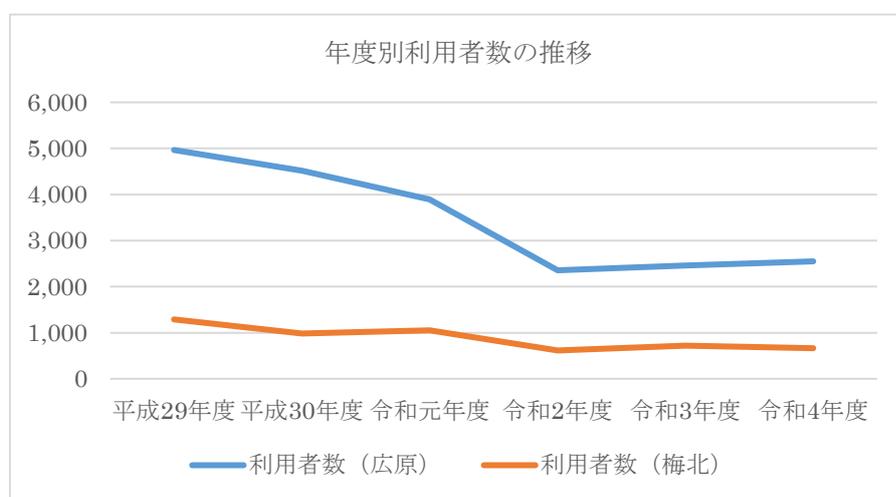
当該施設は、地域における社会教育関係団体等の活動の場及び地域住民の会議・コミュニケーションづくりの場、主催教室や自主教室等の学習機会を支援するために広原町及び梅北町に整備された施設である。

いずれの施設も、会議室、和室、調理室を併設した施設である。

【利用者数 年間比較：平成 29 年度～令和 4 年度】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数 (広原)	4,965	4,513	3,892	2,355	2,461	2,552
利用者数 (梅北)	1,289	980	1,055	615	721	662



10 都城歴史資料館

都城歴史資料館は、都城市の歴史と文化を紹介する施設で、市内外からの一般来館者のほかに、市内小・中学校の社会科見学や遠足、市外小・中学校の修学旅行の受け入れを行っている。

(1) 臨時休館の状況

令和5年度は5月末時点において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館はない。

(2) 入館等の制限

令和5年度における新型コロナウイルス感染拡大に伴う入館及び施設等利用の制限は茶室利用の中止のみである。

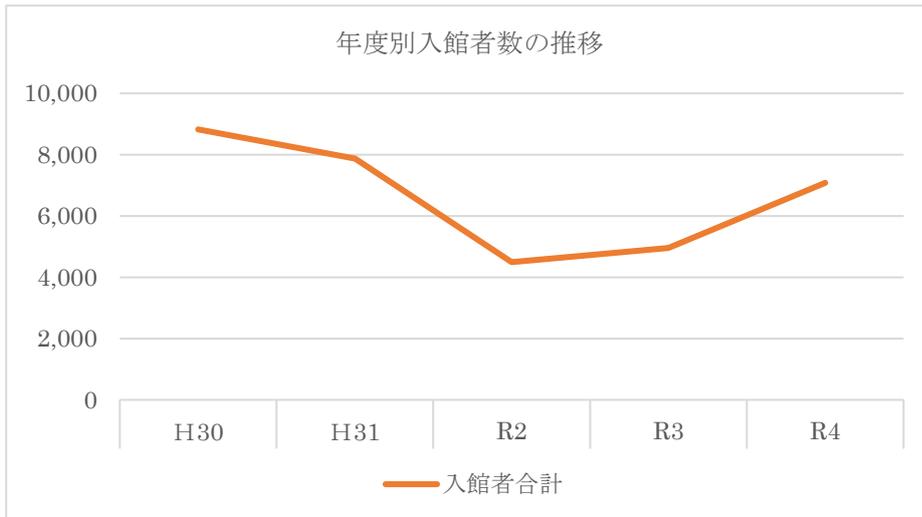
(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の推移

令和5年度は、5月8日以降、5類感染症移行に伴い、前年度同時期に比べ増加傾向にある。

【開館日と入館者数の推移：平成30年度～令和4年度】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数	306	305	191	244	304
入館者数	8,824	7,869	4,494	4,957	7,084

※令和3年6月、9月は展示入れ替えに伴う臨時休館



#### (4) 感染防止対策

全国における新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年4月以降、都城歴史資料館においては、以下の感染防止対策に加え入館時の検温及び、団体利用・施設利用時における感染対策同意書の提出を実施したが、令和5年3月13日からは廃止した。

令和5年度は、5月8日以降、5類感染症移行に伴い、以下の通り感染対策の緩和を実施した。

- ① マスクの着用については個人の判断とする
- ② 窓口のパーテーションは継続して設置する
- ③ 手指消毒液の設置にとどめる
- ④ 階段手すり等の消毒は行わない
- ⑤ ホームページでの注意喚起については内容変更及び削除

### 1 1 美術館

美術館は、郷土・南九州を中心とした近現代美術の収蔵作品展や国内外の美術を紹介する特別展を開催している。また、市美術展の開催や市民ギャラリー施設の提供により地域のアートシーンの発展に貢献する場として重要な役割を果たしているため、市内外からの一般来館者のほか園児・小中学生など幅広く来館いただいている。

#### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市の方針により令和2年度は69日間、令和3年度は14日間を臨時休館とした。令和4年度から令和5年度5月末時点において臨時休館は行われなかった。

#### (2) 入館等の制限

国が令和5年3月13日以降は「マスク着用は個人の判断が基本」とすることとした。それに伴い、マスク着用は個人（来館者）判断とし、入館時の検温及び、団体利用・施設利用時における感染対策同意書の提出については廃止した。

令和5年5月8日以降、国が新型コロナウイルス感染症を2類から5類に移行することとし、それに伴い、手指消毒液の設置箇所を縮小するとともに、窓口やギャラリートーク時における職員のマスク着

用についても個人の判断とすることとした。

ただし、パーテーションの設置と一般的な健康管理の呼びかけ（咳エチケット）は継続することとした。

【入館時】

令和5年度	マスク着用 来館者	マスク着用 職員	検温	健康管理の 呼びかけ	同意書	パーテーション
3/13～5/7	個人の判断	○	×	○	×	○
5/8～	個人の判断	個人の判断	×	○	×	○

(3) 市民ギャラリー使用時の制限

令和5年度5月末時点において、使用制限等は行わなかった。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う来館者数の推移

令和5年度5月末時点において、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館は行わなかった。都城市美術展は通常開催を実施した。また、市民ギャラリーの施設使用については、新型コロナウイルス感染症を理由とする中止の申し入れは無く、申請件数も回復してきた。

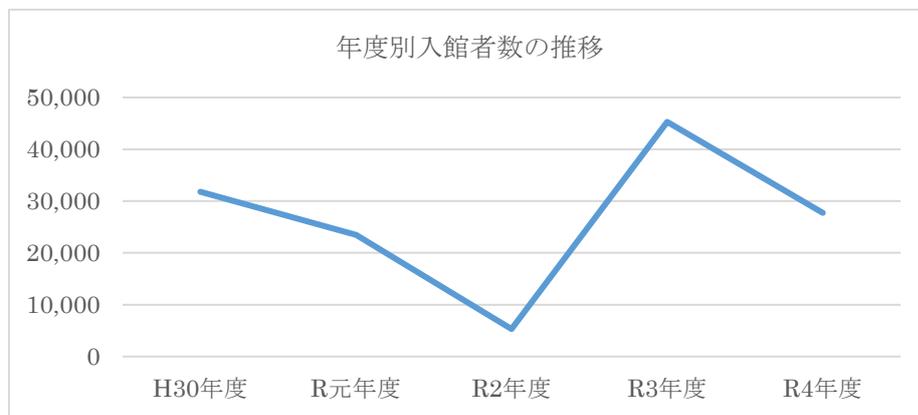
【開館日数と入館者数の推移：平成30年度～令和4年度】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数（日）	210	211	162	197	212
入館者数（人）	31,767	23,472	5,307	45,285	27,719

【月別入館者数：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30	743	1,981	2,918	1,394	1,753	1,521	1,717	7,355	1,102	2,030	7,640	1,613
R元	1,077	1,119	2,691	1,485	1,881	1,470	781	1,782	170	4,569	5,933	514
R2	316	200	558	260	90	334	728	958	0	21	512	1,330
R3	611	457	307	16,432	19,433	743	392	2,708	867	1,397	786	1,152
R4	1,374	379	1,717	1,474	2,151	887	1,431	6,335	1,661	2,210	7,548	552



(5) 感染防止対策

令和5年5月8日以降、国が新型コロナウイルス感染症を2類から5類に移行したことに伴い、以下の対応を実施した。

【施設における対応】

- ① 手指消毒液の設置（設置箇所の縮小）
- ② 窓口にパーテーションの設置
- ③ 来館者用予備マスクの設置

【来館者対応策】

- ① トレーを使用した料金の受け渡しを実施
- ② 咳エチケットの呼びかけ

(6) 収蔵作品展（常設展）・企画展・特別展開催状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
展覧会	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 新しい物語のはじまり2019</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 目をすませば</p> <p>(3) 絵の中のファッション</p> <p>(4) いのりのかたち、わがいのすがた</p> <p>■特別展</p> <p>「自画像 キャンパスの中の画家たち」</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) ハロー・ワールド</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 平和の彩典</p> <p>※1</p> <p>(3) 描かれた自然・文化遺産への旅※2</p> <p>(4) つなぐ 美術と教育～あれから～</p> <p>(5) 40年目のバトン—人とエピソードから振り返る—</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 新しい物語のはじまり2021</p> <p>(2) これまで・これからアートの転換点</p> <p>(3) 美術館でお花見を</p> <p>■特別展</p> <p>(1) 「木梨憲武展Timing—瞬間の光り—」</p> <p>(2) 「日本美術の源流—雪舟・狩野派から近代—」</p>	<p>■収蔵品展</p> <p>(1) 版で表す</p> <p>(2) 夏休み企画「入門」アートの疑問 いきものけい</p> <p>(3) 新しい物語のはじまり</p> <p>(4) 線を楽しむ■特別展「歌川広重 東海道五拾三次」</p>
入館者数	10,216人	2,464人	41,885人	17,312人

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月8日から31日まで休館したため、会期を9月13日まで延長。

※2 特別展「グッドデザイン展」の代替企画として開催

(7) 市美術展開催状況

年度	令和元年度 第 66 回	令和 2 年度 第 67 回	令和 3 年度 第 67 回	令和 4 年度 第 68 回
出品数	312 点	中止※	166 点	274 点
展示数	286 点		166 点	274 点
入館者数	1,470 人 (2,939 人)		978 人	1,124 人 (618 人)
開館日数	14 日		14 日	12 日
会場	美術館・図書館		美術館	美術館

( ) 内は市立図書館での観覧者数

※代替企画として「都城市美術 WEB 展」を開催。出品者は 97 人、出品点数は 163 点。

美術館HPの特設サイトで 11 月 1 日から 30 日まで公開。観覧者のべ数は 4,664 人。

(8) 市民ギャラリー利用状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
展覧会数	21 件	2 件※	8 件 (6 件中止)	18 件
開場日数	143 日	12 日	49 日	121 日
入場者数	11,786 人	1,535 人	2,422 人	9,283 人

※新型コロナウイルス感染症の影響で 21 件がキャンセルになったため、次の自主企画を実施。

- ① 倉山裕昭・壺岐紀仁・姫田真武映像展 94 日 入場者 879 人
- ② 64 回－66 回市美術展受賞者作品展〈映像〉 19 日 入場者 364 人
- ③ 都城市美術 WEB 展〈映像〉 14 日 入場者 271 人
- ④ 御池の龍伝説アートプロジェクト「準備中」展 18 日 入場者 256 人

(9) 講演会、ワークショップ、その他開催状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講演会など	・特別展「自画像 キャンパスの中の画 家たち」講演会「日 本近代画家による自 画像を見るいくつか の視点」(山梨絵美子 東京文化財研究所副 所長)	新型コロナウイルス感 染拡大防止のため中止	・特別展「狩野派ことはじ め」記念講演会(安永梅信 北斎館館長)	・特別展「浮世絵の魅力 と広重の東海道」記念 講演会(浅野 秀剛(大和 文華館館長)
ワークショ ップ	・灯ろう絵を描こ う！ ・特別展「世界の巨 匠風自画像教室」 ・「針と糸を使わない ドレスづくり体験」	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	・特別展制作ワークショッ プ(画家: 藪下育絵)	・灯ろう絵を描こう！ ・特別展「多色刷り木版 画入門」 ・「消しゴムハンコ制作本 験」
喫茶コーナ ー	美術館通り カフェ	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため中止
その他	・ギャラリートーク ・スタジオ自撮り	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止	・ギャラリートーク ・国民文化祭分野別フ ェスティバル事業「御 池の龍伝説 アート プロジェクト」(屋外 展示)	・ギャラリー トーク ・作品鑑賞ツアー (前田 詩織(美 術史家(浮世 絵))

12 都城島津邸

都城島津邸本宅は、国登録有形文化財であり都城領主であった都城島津家の由緒ある邸宅。また、都城島津伝承館は都城島津家より約1万点の伝来史料が都城市に寄贈されたことを受け、その史料を後世まで保存・継承するとともに、展示会等を通じて史料を一般公開する施設。その他、敷地内には石蔵など国登録有形文化財に登録された諸施設があり、市内外からの来邸者を受け入れている。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、来邸者数が大幅に落ち込んだ。

(1) 臨時休館の状況

通常の休館日のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時休館を実施した。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休館日の推移】 (単位：日)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
臨時休館日数	0	7	14	0

【臨時休館期間・日数】

年度	臨時休館期間	日数
令和2年度	4月22日～5月11日	20日
	8月8日～8月31日	24日
	1月9日～2月8日	31日
令和3年度	5月21日～6月3日	14日

※表中の臨時休館日数には臨時休館期間中の通常の休館日も含む。

(2) 来館者の年度推移

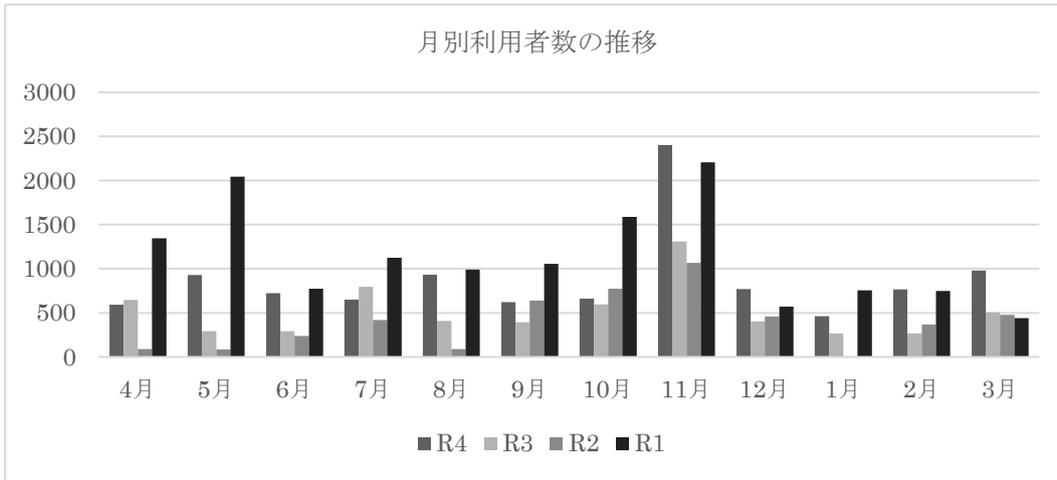
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、臨時休館やイベント等の中止、県・市外等からのツアー・団体客の減少などにより、都城島津伝承館の令和2年度の来館者数は令和元年度の来館者数の34.6%、令和3年度の来館者数は45.3%にとどまっている。また、都城島津邸本宅の令和2年度の来館者数は令和元年度の来館者数の40.5%、令和3年度の来館者数は45.3%となっている。月別来館者数の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の集団発生の報道が盛んになされるようになった令和元年度（令和2年）の3月から急激に減っている（例年の3月の来館者数は1,000人超である）。この状況は令和2～3年度も続いたが、4年度に入りコロナウイルスへの対応が緩和されるようになると、次第に来館者が増加傾向へと転じ、本宅・伝承館ともに3年ぶりに年間10,000人を突破した。

【都城島津邸年度別来館者数】 (単位：人)

年度	都城島津伝承館	都城島津邸本宅
令和4年度	10,496	16,788
令和3年度	6,172	8,079
令和2年度	4,713	7,227
令和元年度	13,639	17,850

【都城島津伝承館月別来館者数】 (単位：人)

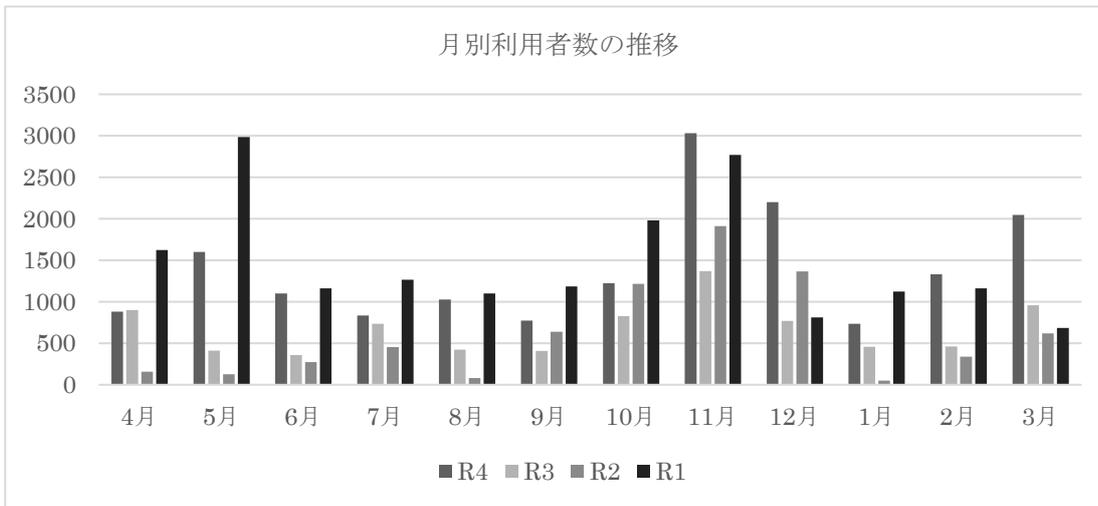
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	591	931	724	651	933	623	662	2,404	769	461	766	981
R3	646	291	291	794	409	394	595	1,309	404	266	267	506
R2	90	86	238	417	90	639	775	1,068	460	4	368	478
R1	1,344	2,046	772	1,124	990	1,057	1,587	2,207	569	757	747	439



【都城島津邸本宅月別来館者数】

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4	882	1,601	1,100	835	1,027	774	1,225	3,033	2,201	733	1,330	2,047
R3	901	410	357	733	424	408	826	1,370	771	457	463	959
R2	157	128	272	454	79	638	1,216	1,911	1,364	49	340	619
R1	1,624	2,984	1,162	1,267	1,100	1,183	1,980	2,768	810	1,124	1,163	685



(3) 都城歴史観光ガイド（ボランティアガイド）案内の制限

令和2年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
4/22～5/11	案内中止			
6/19～7/4	予約のみ案内（市内に限る）	予約のみ案内（市内に限る）	予約のみ案内	案内中止
7/27～9/5	案内中止			

9/12～	従来通り再開			
12/8～ ※12月8日以降新規に受け付けるものが対象。この施行は1月5日から。	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
1/9～2/8	案内中止			
2/9～2/15	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
2/16～	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		コロナ感染状況がレベル3の間は、予約無し県外客の案内を行わない	
令和3年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
4/24～	ガイド案内時間を9:00～15:30に短縮。 予約制とし、当日分については5人以下のみ対応する		案内中止	
5/21～6/14	案内中止			
6/15～	1週間前までに予約 5名以下に限る 当日受付可	案内中止		
8/27～9/28	1週間前までに予約 5名以下に限る 都城市、曾於市、三股町在住のみ。当日受付不可	案内中止		
9/29～10/4	1週間前までの事前予約 当日依頼は、ガイドが対応可能な場合には受け付ける		案内中止	
10/5～1/22	1週間前までの事前予約 個人（5名以下）の当日受付はガイドが対応可能な場合には受け付ける 団体の当日依頼（5名以上）は不可			
1/23～3/6	案内中止			
3/8～	5人以上の団体は1週間前までの事前予約 団体の当日受付は班長・副班長判断			

令和4年度	県内在住者（個人）	県内在住者（団体）	県外在住者（個人）	県外在住者（団体）
3/14～	ガイド案内時間を9：00～15：30に短縮。 予約制とし、10人以下のグループにして対応する		案内中止	

#### (4) 感染防止対策

##### 【団体等見学予約対応】

- ① 他団体と時間が重ならないよう予約調整をする。
- ② 見学予約申込書と感染防止対策チェックリスト兼同意書を揃えて申請しなければ、予約受付しない。

##### 【来客対応】

- ① 「3密」ポスター掲示。
- ② 金銭授受はトレーで行う。
- ③ 体温測定を行う。
- ④ 入館届出書の記入をお願いする。
- ⑤ 来館者が多数の場合は入館制限を行う。

##### 【前撮り】

都城島津邸撮影許可申請書とともに感染防止対策チェックリスト兼同意書を提出してもらう。

##### 【ガイド案内】

- ① 当日案内依頼への対応は1組5名以下の場合行う。
- ② ガイドは班を午前、午後に分けて対応する。
- ③ バスでの団体は、バス内でグループ編成した後、グループの順番に乗降してもらう。
- ④ 案内は1グループ10人以下に1名のガイドで行う。
- ⑤ 案内時は必ずマスクを着用する。
- ⑥ ガイドも入館時には手指消毒を行う。

##### 【交流室利用】

長机1台に1席として、定員を15名とする。

##### 【その他】

- ① 定期的に施設内各所を消毒する。
- ② トイレのハンドドライヤーを使用不可とする。

## (5) イベントの中止状況

令和2年度	主催・共催の別	開催の有無	備 考
郷中教育講座	共催	中止	
歴史講座	主催	実施	史跡めぐりを除いて実施
古文書講座	主催	中止	
五月人形展	主催	実施	日程を変更して開催
島津 de 端午	主催	中止	
さつき展	共催	中止	
中町祇園山車踊	共催	中止	
盆栽展	共催	中止	
菊花展	共催	実施	予定通り開催
島津発祥まつり	共催	中止	
御入部記念イベント	主催	実施	予定通り開催
国文祭イベント	主催	中止	
都城島津伝承館企画展 講演会	主催	中止	
都城島津伝承館特別展 講演会	主催	中止	
令和3年度	主催・共催の別	開催の有無	備 考
郷中教育講座	共催	中止	
歴史講座	主催	実施	史跡めぐりを除いて実施
古文書講座	主催	実施	初級編と上級編をまとめて実施
五月人形展	主催	実施	予定通り開催
島津 de 端午	主催	中止	
さつき展	共催	中止	
中町祇園山車踊	共催	中止	
盆栽展	共催	中止	
菊花展	共催	実施	予定通り開催
島津発祥まつり	共催	中止	
御入部記念イベント	主催	実施	予定通り開催
国文祭関連シンポジウ ム	主催	実施	予定通り開催
都城島津伝承館企画展 講演会	主催	実施	予定通り開催
都城島津伝承館特別展 講演会	主催	実施	予定通り開催

## 第5項 体育施設

### 1 山之口勤労福祉センター

当該施設は、農村地域に導入される工業に就業する者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的として雇用促進事業団により建設された施設である。ホールはバドミントンコート2面ほどの広さのあるステージ付のホールである。

#### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

#### (2) 利用者数の推移

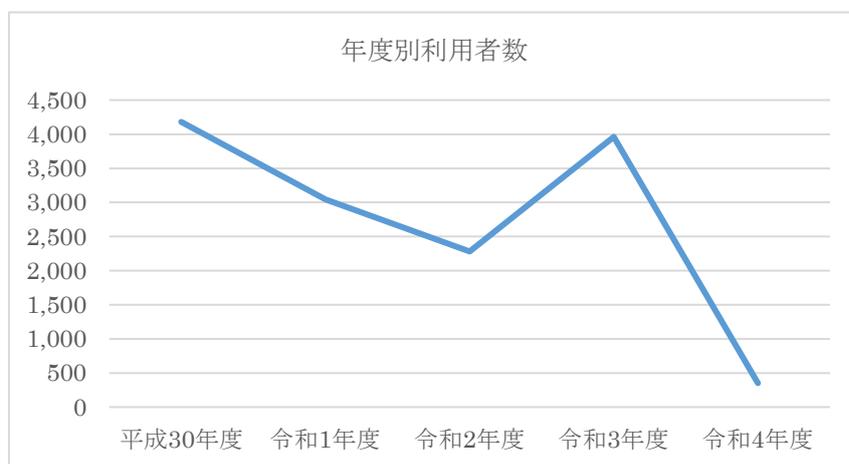
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少、令和4年6月からはリニューアル工事のため休館となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,180	3,043	2,283	3,959	351

【利用者 年間推移】



### 2 山之口多目的研修センターの利用制限について

当該施設は、麓地域住民の健康増進を目的として昭和55年に整備されたバレーコート1面の広さを持つ体育館である。

#### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,527	2,245	467	577	886

【利用者 年間推移】



3 山之口花木地区体育館

当該施設は、地域住民のスポーツやレクリエーション活動を通じて健康増進を目指すことを目的して平成3年に建築されたバレーコート1面の広さの体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

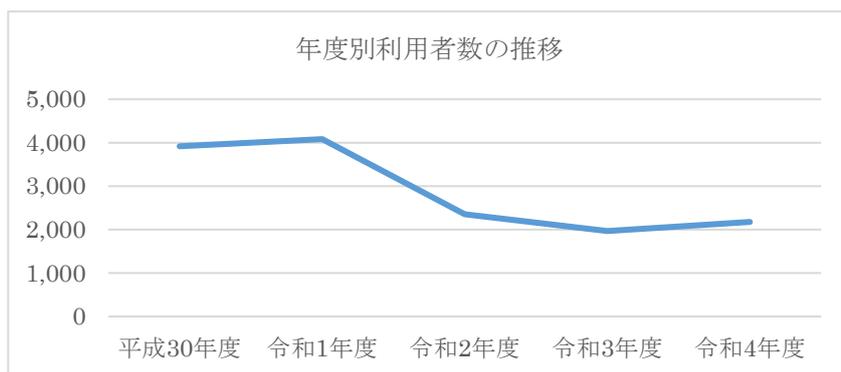
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,922	4,083	2,356	1,967	2,173

【利用者 年間推移】



4 山之口健康増進センターの利用制限について

当該施設は、住みよい活気ある地域社会づくりをするため、恵まれた自然環境の中に体力の維持増進、スポーツ・レクリエーション等の場を与え、心身ともに豊かな人間形成に資することを目的としたバレーコート1面の広さの体育館である。

(1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

(2) 利用者数の推移

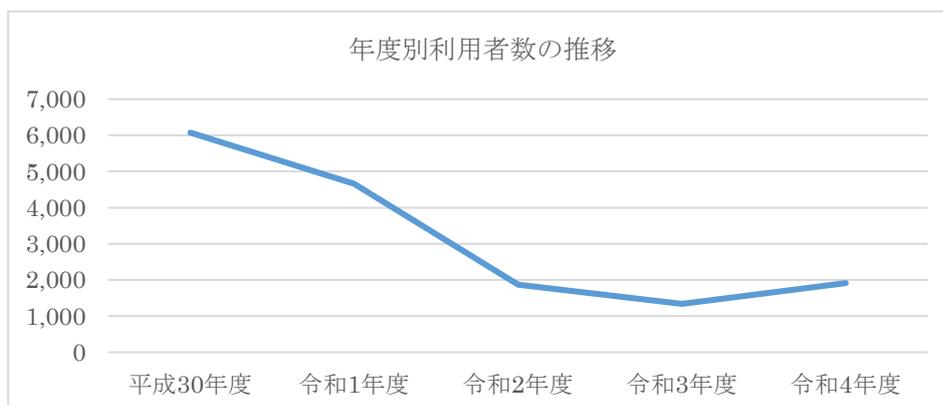
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6,075	4,658	1,870	1,339	1,914

【利用者 年間推移】



## 5 山之口上富吉地区体育館の利用制限について

当該施設は、地域住民の健康増進を目的として、平成元年に建築されたバレーコート1面の広さの体育館である。

### (1) 臨時休館の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や本市の公の施設及びイベント等における市の方針により、令和2年度は79日、令和3年度は18日の臨時休館とした。

### (2) 利用者数の推移

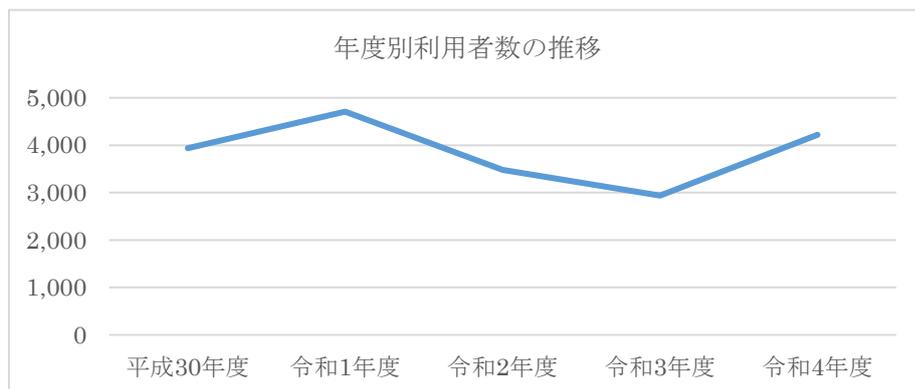
利用者数については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県の緊急事態宣言や公の施設及びイベント等における市の対応方針による臨時休館の影響を受け、令和2・3年度は大幅な利用者の減少となった。

【利用者数 年間比較：平成30年度～令和4年度】

(単位：人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,934	4,708	3,477	2,938	4,223

【利用者 年間推移】

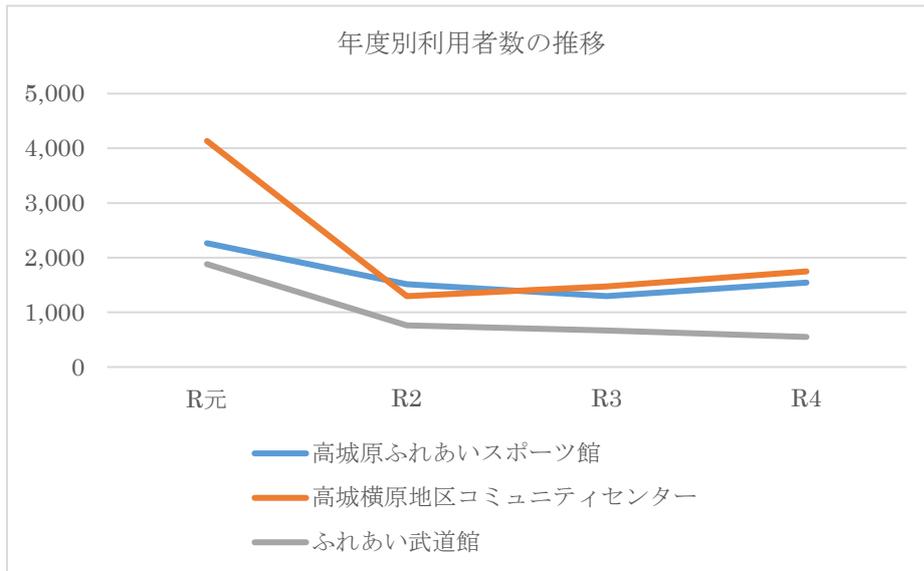


令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、市の方針により公共施設は臨時休館等の利用制限を実施した。高城横原地区コミュニティセンターについては、地元公民館が利用する会議室等の利用制限は行っていない。

【施設一覧及び利用者数】

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高城原ふれあいスポーツ館	2,264	1,512	1,297	1,543
高城横原地区コミュニティセンター	4,134	1,296	1,474	1,750
ふれあい武道館	1,881	764	670	550



時間短縮：R3/1/14～2/7 累計 25 日間

【令和 3 年度】

休館：5/23～6/4、8/12～9/30、R4/1/21～2/13 計 3 回 累計 87 日間

## 7 山田地区体育施設

市民の生涯スポーツへの関心は年々高まりを見せ、社会体育施設の管理運営についても、利用者が快適に利用できる方法が求められており、社会体育施設の管理運営は、指定管理者制度を導入している。山田地区内の体育施設及び公園については、「都城ぼんち地域振興株式会社」が指定管理を受け、地元利用者の利便性を考慮し、ゆぼっば内にある「同社山田事業所」が利用調整及び管理運営を行っている。

山田地区内の体育施設の利用状況は下記のとおりであるが、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休館及び、体育関係団体の利用自粛かつイベントや対外試合等の中止によって、全体的に対前年比 47.26 パーセントもの利用者減になった。

【山田地区体育施設利用人員の推移：平成 29 年度～令和 4 年度】

(単位：人)

施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
山田運動公園 野球場	6,456	4,746	8,792	5,217	5,273	8,058
〃 陸上競技場	3,907	4,980	4,143	3,299	2,618	4,077
〃 多目的広場	4,914	4,060	2,730	1,759	2,530	2,514
〃 テニスコート	4,971	5,257	4,641	4,281	3,368	6,790
〃 柔剣道場	268	90	0	6	199	411
〃 山田体育館	19,447	19,594	19,265	9,449	13,279	17,928
一堂ヶ丘運動公園	19,046	14,758	22,074	8,441	5,193	6,729
かかしの里市民広場	0	4,825	7,250	3,134	2,647	6,119
山田木之川内体育センター	5,390	4,113	3,839	1,657	2,277	2,578

山田谷頭トレーニングセンター	11,878	12,243	10,206	6,467	6,753	8,689
山田第2運動公園	3,287	2,988	2,393	1,295	1,036	2,248
計	79,564	77,654	85,333	45,005	45,173	66,141

【山田地区内体育施設臨時休館日数の推移：令和元年度～令和4年度】 (単位：日)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
屋 内 体育施設	0	74	95	0
屋 外 体育施設	0	49	95	0

## 8 高崎地区市民広場の利用制限

地域密着型施設として日常的に市民に利用されている高崎地区の市民広場は、令和2年度から都城市高崎地区まちづくり協議会が指定管理者となった。

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、公の施設に関する市の対応方針により下表にある指定管理施設を利用休止とした。

【高崎地区内の市民広場】

施設名	区分	施設管理者
高崎江平市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎縄瀬市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎前田市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎東霧島市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会
高崎示野原市民広場	屋外／有料	都城市高崎地区まちづくり協議会

### (1) 利用休止期間

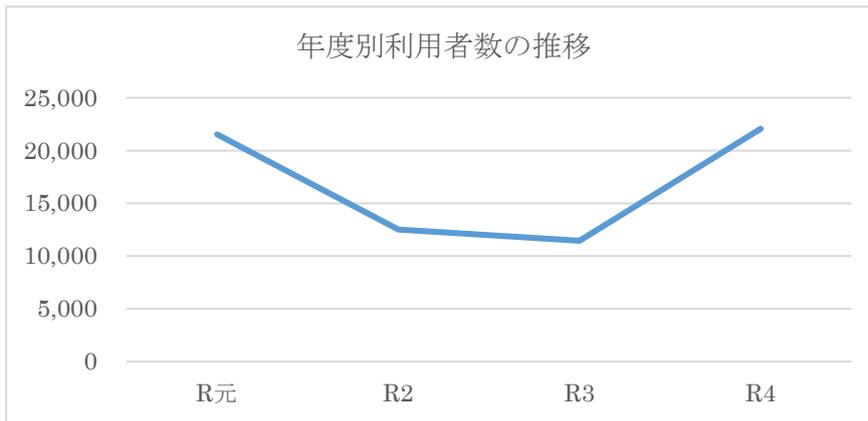
市の対応方針により、令和2年度は、4月22日～5月10日、7月27日、8月8日～8月31日、1月6日～2月7日までの累計77日間、令和3年度は、8月12日～8月25日、9月1日～9月30日までの累計44日間利用休止とした。

### (2) 利用制限に伴う利用料金の還付

市の方針による利用制限に伴う利用料金の還付は発生していない。

【年度別利用者数】 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	21,454	12,520	11,449	22,066



## 第6節 イベントの中止・延期

### 第1項 消防関連の行事

#### 1 都城市消防団操法大会の中止

消防操法大会は、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会と都城市が主催する都城市消防操法大会が隔年で開催されてきたが、令和2年度からは都城市が主催する都城市消防操法大会は開催せず、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会のみが開催されることとなった。

令和2年度は、宮崎県消防協会都城支部が主催する支部大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催が中止となった。

令和4年度も、7月24日（日）に宮崎県消防協会都城支部主催の支部大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の集団感染リスクが高いことや、開催に当たっては消防団員や家族、地域及び勤務先の理解が得られないことなどの理由により、5月10日（火）に開催した、都城市消防団分団長以上会議において不参加（辞退）が決定され、支部大会への参加を取りやめた。また、支部を構成する三股町消防団も支部大会への参加を取りやめたことから、宮崎県消防協会都城支部主催の支部大会自体が中止となった。

#### (1) 辞退までの経緯

令和4年5月10日（火）都城市消防団分団長以上会議にて不参加（辞退）を決定した。

都城支部を構成する三股町消防団も不参加（辞退）となったことから、支部大会自体が中止となった。

※参考：開催予定日、都城支部操法大会 令和4年7月24日（日）

#### 2 都城市消防出初式の中止

出初式は、消防が1月初旬に行う仕事始めの行事であり、消防功労者に対する表彰のほか、消防車両による一斉放水や消防訓練披露などが行われる。また、市民の皆さまに、消防及び防災への理解を深めてもらうことを目的としており、通常、1月第1週目の日曜日に都城市消防出初式を消防団全員参加にて実施している。

令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催が中止となった。

### 3 都城地区幼年少年防火委員会の中止

所属する幼年消防クラブ 42 園（令和 3 年時点）を対象として、幼年期の防火意識の向上を目的に、例年、各種イベント等を企画し、実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、次のイベントを中止又は代替とした。

(1) ちびっこ消防のひろば [令和 2 年 10 月 23 日] 中 止

防火防災啓発用 DVD を作成し、救急セットと併せて各園に配布した。

(2) 秋の幼年防火パレード [令和 2 年 11 月 9 日] 中 止

令和 2 年度担当であった園に協力を依頼して、園児が火災予防を呼びかける動画を撮影し、市 SNS 等で広報した。

(3) 春の消防ひろば（ちびっこ絵画展の表彰） [令和 3 年 2 月 28 日] 中 止

春の消防ひろばは中止、ちびっこ絵画展における優秀者等への表彰は各園で実施した。

(4) ちびっこ消防のひろば [令和 3 年 10 月 13 日～12 月 22 日] 代 替

ちびっこ消防のひろばは中止としたが、代替事業として希望園（29 園）に対し、「出前型煙体験」「防火講話」を実施。また、所属クラブ全園（42 園）に紙芝居と非常食の配布を行った。

※非常食は都城市総務部危機管理課からの提供

(5) 秋の幼年防火パレード [令和 3 年 11 月 9 日] 中 止

各所属園に、事務局（消防局総務課）から火災予防を呼びかけ、所属クラブ園（所）毎に実施した。

(6) 消防出初式における放水体験 [令和 4 年 1 月 9 日] 中 止

毎年、3 園（輪番）が消防出初式に参加し、消防団の一斉放水にあわせて、園児にも放水体験を実施していた、都城市の出初式自体が中止となった。また、三股町の出初式は実施されたが、園児参加のイベントは中止とした。

(7) 春の消防ひろば（ちびっこ絵画展の表彰） [令和 4 年 2 月 27 日] 中 止

春の消防ひろばは中止、ちびっこ絵画展における優秀者等への表彰は各園で実施した。

(8) ちびっこ消防のひろば [令和 4 年 10 月 20 日] 代 替

ちびっこ消防のひろばは中止としたが、ちびっこ消防のひろばの代替事業として、「オンラインで繋ぐちびっこ防災 DIY」を企画。希望園（19 園）と消防局とをオンライン（zoom）で繋ぎ、新聞や牛乳パックでスリッパ、皿、スプーンを作製。また、所属クラブ全園（42 園）に対し防災絵本の配布を行った。

(9) 秋の幼年防火パレード [令和4年11月9日] 開催

所属クラブ全園の内、3つの代表園に依頼し、イオンモール都城駅前店の2階フロアで火災予防を呼びかけるパレードを実施した。

(10) 消防出初式における放水体験 [令和5年1月8日] 中止

都城市の出初式自体が中止となった。また、三股町の出初式は実施されたが、園児参加のイベントは中止とした。

(11) 春の消防ひろば(ちびっこ絵画展の表彰) [令和5年3月4日] 開催

春の消防ひろばとちびっこ絵画展における優秀者等への表彰を、イオンモール都城駅前店で実施した。

(12) ちびっこ消防のひろば [令和5年10月20日] 開催

ちびっこ消防のひろばを、都城市総合文化ホールで実施した。

(13) 秋の幼年防火パレード [令和5年11月9日、13日、14日] 開催

所属クラブ園の内、3つの代表園に依頼し、所属クラブ園の周辺で火災予防を呼びかけるパレードを実施した。

#### 4 都城市消防団辞令交付式

毎年1月に、新入消防団員及び部長級以上幹部を対象に辞令交付式を実施している。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から辞令交付式を中止した。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の集団感染リスクが高いことから中止を検討したが、都城市消防団員全員が一堂に会さずに開催できるよう会場を分散し、8つの方面隊毎の各会場において開催した。開催に当たっては、感染症対策を十分に配慮して実施した。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、下記行事を分散して開催した。

行事名	開催日	対策
都城市消防団辞令交付式	R4. 4. 19 (火)	山之口方面隊 山之口拠点施設 高城方面隊 高城支所西別館第一会議室
	R4. 4. 21 (木)	南部方面隊 雄児石公民館 中央方面隊 南消防署屋内訓練場
	R4. 4. 25 (月)	北部方面隊 沖水地区公民館
	R4. 4. 26 (火)	山田方面隊 山田消防会館 高崎方面隊 高崎消防会館
	R4. 5. 19 (木)	西部方面隊 庄内地区公民館

※辞令交付は、消防団長から各方面隊長に交付し、各方面隊長から該当者に交付した。

令和5年度は、4月3日に高城町生涯学習センターで通常通り開催した。

## 5 消防団広域訓練の実施

平成 22 年度に本市が中心市となって策定した都城広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、曾於市、志布志市及び三股町の 3 市 1 町を圏域とする都城広域定住自立圏構想会議において、広域防災体制の整備と強化を図る目的に、関係機関等と協力した防災訓練、合同研修会及び消防団との広域連携訓練等を計画し、毎年、実施している。

令和 2 年度から令和 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から防災訓練等を中止したが、令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上第 5 類へ移行したことを受け、水害を想定した合同訓練、合同研修会（防災講話）を実施した。

※参考：定住自立圏域構成市町 都城市、志布志市、曾於市、三股町

### (1) 定住自立圏域構想

#### ○共生ビジョン

令和 4 年 3 月改定 第 3 次 都城市広域定住自立圏共生ビジョン

#### ○圏域を構成する市町

都城市、三股町、曾於市、志布志市

#### ○目標と具体的な取り組み

- ・生活機能の強化

防災及び消防（広域防災体制の整備と強化）

### (2) 実施事業

令和 5 年 6 月 8 日 第 1 回都城定住自立圏構想会議（担当国会議）

令和 5 年 9 月 第 1 回大規模災害対応消防団員養成事業 風水害対応訓練

令和 5 年 11 月 12 日 合同研修会（防災講話）

令和 6 年 2 月 18 日 第 2 回大規模災害対応消防団員養成事業 震災対応訓練

令和 6 年 3 月 第 2 回都城定住自立圏構想会議（担当国会議）

※いずれの会場も都城市で開催

## 第 2 項 地域の行事

### 1 山之口どんどんまつりの中止

毎年、9 月第 1 土曜日に開催されている「山之口どんどんまつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2～4 年度まで中止とした。

主催者（事務局）

山之ロイベント実行委員会（事務局：山之口町 商工会）

### 2 山之口弥五郎どん祭りの規模縮小開催

毎年、11 月 3 日（祝）に山之口弥五郎どんの館及び的野正八幡宮周辺で開催されている「山之口弥五郎どん祭り」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2・3 年度は浜殿下りは実施せず、

神事、浦安の舞・神楽奉納のみとする規模を縮小しての開催となった。令和4年度はフルバージョンでの開催となった。

主催者（事務局）

山之口弥五郎どん祭り保存会

### 3 山之口麓文弥節人形浄瑠璃定期公演の中止

毎年、年4回(3月・6月・9月・11月)開催している「山之口麓文弥節人形浄瑠璃定期公演」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は4回全ての定期公演が中止、令和3年度は11月のみの開催となった。令和4年度6月は来場者数を制限して開催、9月は台風接近のため中止、11月・3月は通常開催となった。

主催者（事務局）

山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会

### 4 生きがいふれあいフェスタ「山之口」の中止

山之口地区の生涯学習の振興及び地域の活性化のため、毎年、12月第1日曜日に開催している「生きがいふれあいフェスタ「山之口」」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は中止、令和3・4年度は作品展示のみの開催となった。

主催者（構成団体）

生きがいふれあいフェスタ「山之口」実行委員会（山之口自公連、芸術文化協会山之口支部、山之口地域生活課）

### 5 弥五郎サミット交流事業の中止

毎年、8月に開催している山之口富吉小5・6年生と曾於市岩川小6年生による交流会について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2～4年度まで中止となった。

主催者

山之口地域生活課、曾於市教育委員会社会教育課

### 6 山之口地区スポーツイベントの中止

#### (1) 山之口地区ふれあいスポーツ大会

地域住民がスポーツを通して、健康体力づくりへの意識の高揚及び地域間の融和・交流を図ることを目的とし、毎年、11月に開催している「山之口地区ふれあいスポーツ大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2～4年度まで中止となった。

主催者

山之口地区自治公民館連絡協議会

#### (2) 新春初詣健康マラソン大会

毎年、1月2日に山之口町安楽寺周辺で開催される「新春初詣マラソン大会」は、全国的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和3～5年まで中止となった。

主催者

新春初詣健康マラソン大会実行委員会

#### 7 高城観音池まつりの中止

令和2～4年度は、毎年、8月最終日曜日に開催している高城観音池まつりを新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

主催者（事務局）

高城観音池まつり実行委員会（事務局：高城観光協会）

#### 8 高城地区ふれあい健康づくり大会の中止

令和2～4年度は、毎年、5月第3日曜日に開催している高城地区ふれあい健康づくり大会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

主催者（事務局）

高城地区自治公民館連絡協議会

#### 9 山田地区内における各種イベントの中止

##### (1) かかし村まつり

かかし村まつりは、かかし村まつり実行委員会主催のもと例年9月下旬又は10月上旬に開催されており、山田地区における最大のイベントとなっている。毎年10,000人以上の集客が見込まれるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から主催者判断で、令和2年度、令和3年度、令和4年度は中止を決定した。

##### 【中止されたかかし村まつり内のイベント】

- ① かかし村まつり花火大会
- ② かかしフェスティバル
- ③ 文化芸術展

##### (2) 山田地区体育協会主催イベント

山田地区体育協会が主催する体育系イベントも多数あり、中には50年以上の歴史を誇る自治公民館対抗の球技大会等も開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から主催者判断で、令和2年度、令和3年度、令和4年度（※一部実施）は中止を決定した。

##### 【中止されたイベント】

- ① 公民館対抗バレーボール大会（令和2・3・4年度中止）
- ② 公民館対抗ソフトバレーボール大会（令和2・3・4年度中止）
- ③ 公民館対抗野球大会（令和2・3年度中止）
- ④ グラウンドゴルフ大会（令和2年度中止）
- ⑤ パークゴルフ大会（令和3年度中止）
- ⑥ 歩こう大会（令和2年度中止）
- ⑦ 文化芸術協会山田支部主催イベント

⑧ (一社) 都城芸術文化協会山田支部が独自で主催し、開催しているイベントもコロナ感染症拡大防止の観点から、以下のイベントの開催中止の判断が下された。

⑨ スケッチ大会 (令和2・3・4年度中止)

⑩ 秋の文化公演会 (令和2・3・4年度中止)

⑪ 芸術・芸能「ゆぼっぼ」発表会 (令和2・3年度中止、令和4年度は会場を変更して実施)

新

⑫ 春書初め大会 (令和2・3・4年度中止)

(3) 山田地区まちづくり協議会主催で中止されたイベント

山田地区まちづくり協議会が主催するイベントもコロナ感染症拡大防止の観点から、小中学校との共同事業のほかに以下のイベントも開催中止となった。

【中止されたイベント】

① 史跡巡りウォーキング (令和2・3年度中止)

② 山田地区一斉ラジオ体操 (令和2・3・4年度中止)

③ 交通安全講習会 (令和2年度中止)

④ 婚活レクリエーション事業 (令和2・3年度中止)

(4) その他の団体主催イベント中止の状況

山田総合支所リノベーション完了落成式 (主催：山田地域振興課) 令和2年度中止

新春懇談会 (賀詞交歓会) (主催：山田町商工会) 令和2・3・4年度中止

お仕事体験！わくわく WORKS ・青年部設立 50 周年記念式典 (主催：山田町商工会青年部) 令和2年度中止

子供フェスティバル・かかしっ子フェスティバル (主催：山田地区社会福祉協議会) 令和2年度中止

「石川理紀之助」交流事業 (主催：山田地域づくり推進協議会) 令和2年度中止

## 10 高崎地区イベントの中止

(1) 高崎町どろんこバレーボール祭

体力の向上と心豊かな、健康で、明るい地域、職場の融和を図るとともに、郷土の活性化を目的として、住みよいスポーツ振興のまち高崎町を築くことを趣旨とし開催している田の神様祭&どろんこバレーボール祭は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎町どろんこバレーボール祭実行委員会

(2) 高崎地区自治公民館対抗球技大会(自治公民館対抗野球大会、自治公民館対抗バレーボール大会)

スポーツを通して地域住民の連帯と協調性を図り、意欲ある人づくり、触れ合う人づくり、活気ある町づくりを目的に開催している高崎地区自治公民館対抗球技大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(3) 高崎チャリティーゴルフ大会

都城市共同募金委員会と共催し、高崎地区に居住もしくは勤務し、また地域に縁のある参加者により開催している高崎チャリティーゴルフ大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(4) 高崎クリスマスクロスカンントリー大会

高崎総合公園多目的広場周辺を会場に、自然の起伏に富んだコースを満喫しながら、マイペースで自己の脚力を試すことにより、体力向上と健康増進を図ることを目的として開催している高崎クリスマスクロスカンントリー大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和3年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(5) たかざき・地域公民館対抗駅伝競走大会

健康づくりの一環として開催しているたかざき地域公民館対抗駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

たかざき・地域公民館対抗駅伝競走大会実行委員会

(6) スポーツ祭

広く市民にスポーツを普及し、アマチュアスポーツの精神を高揚して、市民の健康増進と体力の向上及び自治公民館相互の人間関係と協力体制を養い「意欲ある人づくり」「住みよい街づくり」を図ることを目的として開催しているスポーツ祭は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎地区体育協会

(7) 高崎体育祭

「スポーツで健康 高崎！」を大会テーマに、隔年で開催している高崎体育祭は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎体育祭実行委員会

#### (8) 高崎・山田書初め大会

新春を迎え、新たな目標とともに、地域住民の交流を目的に開催している書初め大会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

都城芸術文化協会高崎・山田支部

#### (9) 高崎文化まつり

各種文化団体の作品展示や発表の場を作ることにより、生涯学習の推進を目的に開催している高崎文化まつりは、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和3年度まで中止となった。

主催者

都城芸術文化協会高崎支部

#### 1 1 高崎春まつり・高崎夏まつり・高崎秋祭りの中止

高崎町の各種団体が一致団結してまつりを開催することにより、町民の地域活性化に対する意識高揚を図ると共に、高崎を市内外に強く・広くアピールすることを目的に開催している高崎春まつり・高崎夏まつり・高崎秋祭りは、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、令和2年度～令和4年度まで中止となった。

主催者

高崎春まつり実行委員会

高崎夏まつり実行委員会

高崎秋祭り実行委員会

#### 1 2 中心市街地活性化関連行事の対応

##### (1) リノベーションスクール@都城の開催中止

遊休不動産のリノベーションによるまちづくりを推進するため、平成28年度から開催してきたリノベーションスクール@都城については、例年、参加者を全国公募していることや講師についても県外在住者となる可能性が高く、スクールの形態が屋内での三密回避が難しい等の理由から、令和4年度も開催を中止した。

##### (2) まちなかイルミネーション

まちなかイルミネーションについて、令和2年度、令和3年度はエリアや音楽イルミネーション等規模を縮小し、点灯式も中止していた。しかし令和4年度後半は全国各地でイベント等が再開し、規制緩和も進むなど、アフターコロナに向け進み始めていた状況から、まちなかイルミネーションの規模を新型コロナウイルス感染症拡大前の状態に戻し、点灯式も再開して実施した。2年間規模を縮小して実施していた影響等から、点灯式当日は約5,000人と過去最高の人出で賑わった。

### 1 3 盆地まつりの中止

例年 8 月上旬に開催されている盆地まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度及び令和 3 年度において代替イベント（灯籠プロジェクト）の実施となった。

なお、令和 4 年度は、開催時期を 11 月 5 日に延期し、踊り連や出店ブースの規模を縮小して開催した。感染対策として、マスクの着用、消毒ポイントの設置、飲食物の持ち帰り推奨等を実施した。

主催者

盆地まつり実行委員会

### 1 4 祇園まつりの中止

例年 8 月上旬に開催されている祇園まつり（上町・中町）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度及び令和 3 年度は中止となったが、令和 4 年度、上町は 11 月に延期し、規模を縮小して開催した。また、中町は中止となった。

主催者

上町地区祇園まつり実行委員会

中町祇園山車保存会

### 1 5 みやこんじょ花火大会の中止

例年 10 月に開催されているみやこんじょ花火大会は、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

肉と焼酎のふるさと・みやこんじょ花火大会実行委員会

### 1 6 都城焼肉カーニバルの中止

例年 10 月に開催されている都城焼肉カーニバルは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。令和 4 年度は席数を減らし、規模を縮小、さらに感染対策防止を徹底して開催した。

主催者

一般社団法人 都城観光協会

### 1 7 都城もちお桜まつりの中止

例年 3 月下旬から 4 月上旬に開催されているもちお桜まつりは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

一般社団法人 都城観光協会

### 1 8 島津発祥まつりの中止

例年 11 月 23 日に開催されている島津発祥まつりは、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス

ス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

島津発祥まつり振興会

#### 19 全国パークゴルフ大会の中止

例年2月下旬頃に開催されている全国パークゴルフ大会は、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

全国パークゴルフ交流大会実行委員会

#### 20 都城興玉神社夜神楽大祭の中止

例年12月中旬頃に開催されている都城興玉神社夜神楽大祭は、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

主催者

都城興玉神社夜神楽大祭実行委員会

#### 21 おかげ祭りの中止

例年7月8日・9日に開催されているおかげ祭りは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度及び令和3年度は提灯櫓の設置及び山車等の展示のみ、令和4年度は規模を縮小しての開催となった。

主催者

おかげ祭り振興会

### 第3項 文化芸術の行事

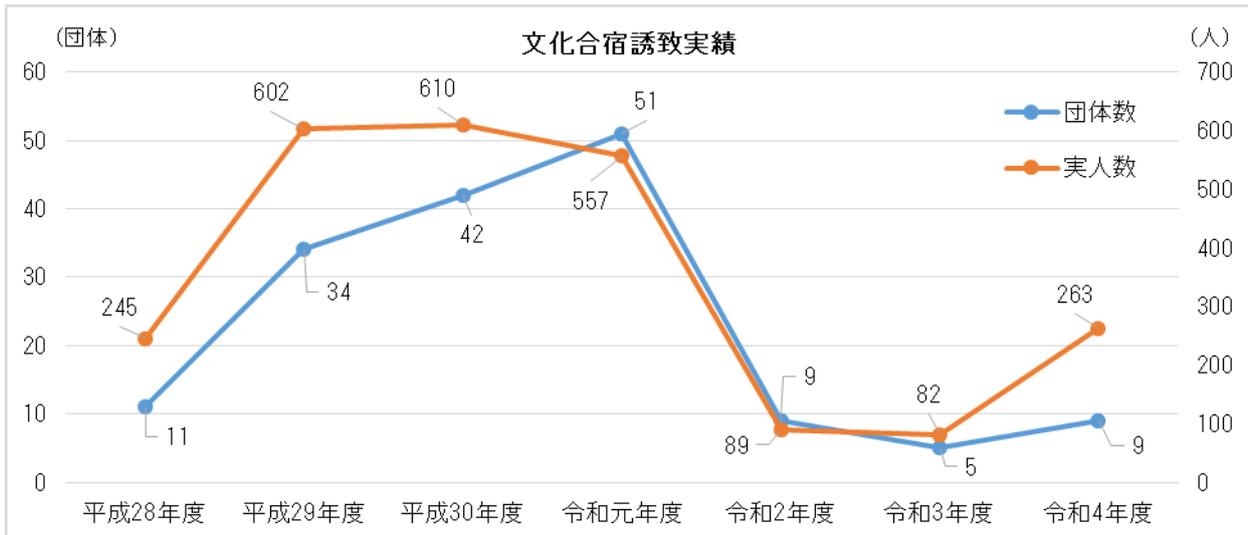
#### 1 文化合宿誘致

文化合宿誘致件数は、順調に増加の推移を辿っていたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、施設の臨時休館や利用制限、県域をまたぐ合宿誘致活動の制限があったことから、令和元年度と比較すると大幅に減少した。

また、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による合宿控えなどがあり、令和3年度よりは増加したものの、令和元年度と比較すると大きく減少した。

#### 【文化合宿誘致実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体数(団体)	11	34	42	51	9	5	9
実人数(人)	245	602	610	557	89	82	263



## 2 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭

令和2年度は、10月17日から12月6日までの51日間、本県において天皇の四行幸啓のひとつである「第35回国民文化祭・みやぎき2020」、「第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎき大会」が予定されていたため、本市においても、平成30年3月9日に市実行委員会を設立し、分野別フェスティバル事業の実施に向け、準備を進めてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、本文化祭が令和3年度に延期となったことに伴い、準備や機運醸成を行うこととなった。また、令和2年度中に開催予定であった分野別フェスティバルは、13事業から10事業へ変更となった。

令和3年度は、7月3日から10月17日までの107日間は宮崎県、10月30日から11月21日までの23日間は和歌山県と、2つの県において、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が開催された。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息しない中であったことから、開会式・閉会式における天皇、皇后両陛下からの御挨拶はオンラインで賜ることとなった。また、開催期間中にまん延防止等重点措置が発出されたことで、イベントを開催できない期間もあり、開催した期間中においても、人数制限や消毒等の徹底など、感染防止対策を講じた上でのイベント開催となった。

令和3年度当初、本市では10事業の分野別フェスティバルの開催を予定していたが、食を提供する事業を中止し、結果的に、市内で開催したイベントは9事業となった。

## 3 芸術文化振興・支援事業

平成30年度以降、補助金の申請件数は減少傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により文化芸術活動が制限を受け、申請件数は令和元年度より3件減少の9件(団体)であった。

補助金を申請した9団体のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け実施に向けた活動を行うことができなかった団体があり、申請辞退が1団体、事業中止が2団体、事業縮小が1団体あった。

また、事業を縮小又は中止にしたことにより、補助金額(補助対象の総額から収入を差し引いた額の

2分の1以内)5万円以上の要件を満たすことができず、補助金を受けることができない団体が生じた。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業を縮小又は中止したことにより補助金額が5万円未満となった場合でも補助金の交付対象となるよう、都城市芸術文化振興補助金交付要綱の一部を改正し、7団体に補助金を交付し、うち5団体が事業を実施した。

令和3年度の補助金の申請件数は、令和2年度より8件増加の17件で、補助金を申請した17団体全てが事業を実施した。

令和4年度の補助金の申請件数は、令和3年度より3件減少の14件で、申請した団体全てが事業を実施した。

#### 4 都城市総合文化祭事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度は中止となった。

令和3年度及び令和4年度は、都城美術書道協会展及び体験教室を中止し、規模を縮小して開催した。

#### 5 民俗芸能保存・伝承事業、民俗芸能地域交流事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和2年度の「都城民俗芸能祭」及び「高木揚げ馬祭り」、令和3年度の「都城民俗芸能祭」、「高木揚げ馬祭り」及び「穂満坊あげ馬祭り」、令和4年度の「都城民俗芸能祭」及び「桜木あげ馬祭り」は中止となった。

#### 6 市役所ロビーコンサート

都城市文化振興財団が文化振興事業(普及啓発型事業)の一環として運営している「市役所ロビーコンサート」は、市役所の中に潤いと憩いの場を提供することを目的に実施している。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、すべてのプログラムが中止となった。

令和4年度は、出演者のマスク着用、飛沫防止パーテーション設置、観覧席の制限を行い、12プログラム(12団体)を予定していたが、8月及び9月の3プログラム(3団体)は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け中止することになった。中止となったプログラムのうち、2プログラム(2団体)は延期して開催した。

#### 7 国際交流員事業

##### (1) 国際交流員の交代について

モンゴル国出身のソヨルマーさんは令和2年度内に任期を終える予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難であること、また、新規任用者の来日にも支障があることから、令和4年度内までの特例の再任用が決定し、令和4年7月に計7年の任期を終えた。同年8月からは、新たにヒシグジャルガルさんが着任した。

##### (2) 学校訪問について

令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による県内の感染者数の増加や防疫処置が困難な学校の状況により、国際理解講座の開催を断念する学校が多く見られた。

令和4年度も国際理解講座の開催を断念する学校が多少見られたが、県内の新型コロナウイルス感染

症感染者数の減少により、例年通りの学校訪問数へと戻っていった。

【小中学校国際理解講座受講者数】

	目標値		最終実績
	当初計画	訂正後	
令和2年度	5,950人	4,099人	3,721人
令和3年度	6,000人	4,200人	4,375人
令和4年度	6,050人	4,390人	4,457人

(3) ハロー市役所元気講座について

令和2年度、令和3年度については、生涯学習課からの連絡により計画していたハロー市役所元気講座は全期間中止となった。

令和4年度は一時中断する期間があったが、計画していたハロー市役所元気講座は実施することができた。

(4) 市立図書館読み聞かせについて

毎月1回開催予定としていた、市立図書館での読み聞かせ会については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全ての回の開催を断念、令和3年度は予定していた6回のうち2回を断念し、全4回の開催となった。

令和4年度については、予定どおり全6回の開催となった。

8 ウランバートル市青少年訪問団受入

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度までの受入及び訪問が中止となった。

9 多文化共生事業

(1) 本市への転入外国人の過去の人数との比較

本市の外国人住民数は、令和元年までは増加傾向にあったが、令和2年度及び令和3年度においては大幅な減少が続いた。しかし、令和4年度は、再び増加傾向へと転じた。

【外国人転入者数】

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
488	698	855	396	185	1,039

(2) 外国人住民への情報周知の内容（給付金等）

・令和2年5月中旬、「特別定額給付金事業」について、国際交流員による英語・中国語・モンゴル語での申請書作成方法動画を配信した。再生回数は、英語268件、中国語315件、モンゴル語241件であっ

た。また、やさしい日本語ホームページで特別定額給付金の案内を行い、英語・中国語・モンゴル語での申請書記載例を掲載した。

- ・令和2年5月下旬、やさしい日本語ホームページに「がんばろう都城！事業者支援金事業」の英語・中国語に翻訳した記載例と交付要領を公開した。
- ・令和2年7月、特別定額給付金の外国人未請求者29名へ勸奨文書を送付した際には、やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内を作成し、送付文書に同封した。
- ・令和2年8月上旬、外国人住民への送付文書に「がんばろう都城！ふるさと応援券発行事業」のやさしい日本語・英語・中国語・モンゴル語・ベトナム語での案内文書を追加した。
- ・令和2年8月中旬、「感染症対策休業要請等協力金等事業補助金事業」の申請書及び記入例等について英語・中国語に翻訳し、やさしい日本語ホームページ上に公開した。
- ・令和2年9月下旬、「プレミアム付スマイル商品券発行事業」の案内ハガキ送付時にQRコードにて外国人向けのやさしい日本語ホームページへの誘導を行い、11月中旬の引換券発送時にはやさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内文書を追加し発送した。
- ・令和3年5月上旬、「プレミアム付スマイル商品券第2弾」においても、引き続き引換券発送時にやさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語での案内文書を追加し発送した。
- ・令和4年6月に実施された「プレミアム付スマイル商品券第3弾」では上記に加え、やさしい日本語での案内文書を追加し発送した。また、引換券の詳細について、やさしい日本語のホームページに掲載した。

【引換券発送外国人数】

(単位：人)

中国語	ベトナム語	それ以外(英語)	総数
135	238	104	477

(3) 外国人住民への情報周知の内容(新型コロナウイルスワクチン接種)

令和3年6月下旬、ワクチン接種券の送付文書に、やさしい日本語による案内文書を作成し、同封した。また、送付時の封筒表面には、開封を促すための文書(やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語)を追加した(外国人住民分の印刷物の追加封入作業は、国際化推進室で対応)。その後、ワクチン接種についての案内や、ワクチン接種の予約の仕方について、健康課が作成した動画にやさしい日本語・英語・中国語・モンゴル語の字幕をつけたもの等をやさしい日本語のホームページに掲載した。11月のブースター接種の際には、健康課が作成した案内文書をやさしい日本語にて作成し、同封した。

(4) 日本語学習支援に係る講座

- ・日本語講座(初級)は、令和元年度は令和2年2月9日から3月19日までの期間に計20回を開催予定であったが、施設の閉鎖により14回の開催までで中断となった。その後、日本語講座受講者7名を対象に令和2年6月にオンライン日本語講座(3回)を試験的に開催し、3名が受講した。
- ・令和2年度については、9月11日から15回開催予定であったが、感染を危惧する参加者が途中から不参加となり、3回(延べ人数6名)の開催に留まった。

・令和3年度の日本語講座（初級）は、8月17日から15回開催予定であったが、参加者が集まらず、開催を見送った。その後、下半期に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み断念した。

・令和4年度は、感染症予防に配慮しながら、11月7日から計10回開催した。また、その後、市民からの要望により、別地区にて、感染症予防に配慮しながら日本語講座を11月20日より計10回開催した。

・日本語れんしゅう会は、令和元年度は令和2年2月28日以降、施設の閉鎖により開催を見送った。

・令和2年度になり、10月から再開したが、感染者数の増加の影響を受け、1月以降の開催を見送った。参加者の延べ人数は10月27名、11月18名、12月7名で年間合計学習者数は52名であり、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のための長期に渡る開催中止のため、例年と比べ大幅な減少となった。

#### (5) 日本語学習支援者関連講座の中止

令和2年度から令和4年度まで、日本語ボランティア養成講座や、日本語ボランティアスキルアップ講座を開催予定であったが、高齢者の参加が想定され、感染リスクを避けるために中止とした。

#### (6) 生活安全交流会の開催延期

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催を延期したが、令和4年度には感染症対策を行った上で6月26日に開催し、計22名の市民が参加した。

### 10 東京オリンピック・パラリンピック「ホストタウン」推進事業（モンゴル・日本レスリング交流会）

・令和2年度 なし（新型コロナウイルス感染症の影響による未開催）

・令和3年度 オンライン交流会を実施（静岡県焼津市を訪問中のモンゴル国レスリング代表選手団と西岳中学校の生徒によるオンライン交流を8月10日に実施した。）

・令和4年度 なし（新型コロナウイルス感染症の影響による未開催）

### 11 国際交流その他

#### (1) 都城国際交流協会関連事業

・令和2年度から令和4年度までの総会開催については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため中止とし、理事会は持回り決裁、総会は書面による決議とした。

・令和2年度及び令和3年度の盆地まつりは中止となった。令和4年度は、制限はあったが盆地まつりが開催され、踊り連に参加した。

・外国人のための生活安全交流会について、令和2年度及び令和3年度は開催を中止したが、令和4年度は6月26日に沖水地区公民館にて外国人のための生活安全交流会を実施した。

・以下の行事等については、新型コロナウイルス感染症まん延防止策として、令和2年度から令和4年度までの開催を中止とした。

世界のビールとトリビアナイト

三股町ふるさとまつり

ワールドフェスタ in みやこのじょう

日本語学習支援ボランティアスキルアップ講座

## (2) 豪州との友好交流関連事業

- ・豪州自治体との交流事業については、令和2年度に本市の魅力を知っていただくため、豪州自治体職員の招聘を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施不可能となった。
- ・令和3年度は、豪州自治体との関係の継続のため、市民参加型のイベント（ぼんち de トラベル）を開催し、モートンベイ市の魅力を市民に知ってもらう機会を創出した。
- ・豪州自治体との関係の継続のため、MJホールで開催された初春イベントにおいて、市民参加型ブースを設置し、モートンベイ市や友好交流都市のウランバートル市・中国重慶市江津区の魅力を市民に知ってもらう機会を創出した。

## 第4項 環境関連行事

### 1 環境まつりの中止

毎年、志和池のリサイクルプラザで開催されていた、「都城市環境まつり」は感染拡大を受けて、令和2年度と令和3年度と令和4年度は中止とした。環境啓発の場を継続させるため、Mallmall まちなか広場、イオン都城とイオン都城駅前で協賛企業の環境への取組をパネルにまとめた「環境啓発パネル展示」を実施した。

### 2 都城市環境美化の日の中止

毎年7月の第4日曜日に環境美化の日を実施している。この前後2回の日曜日を含めた計5回、自治公民館ごとに清掃活動等を行い、市では雑草・雑木等の搬入受入を行っている。令和2年度は、7月5日、12日、19日、26日、8月2日の日曜日で計画していたが、7月26日に都城市で新型コロナウイルス感染症が発生したため、8月2日の環境美化の日を中止し、代替措置として9月20日に搬入受入を行った。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立たないため中止した。

### 3 クリーンアップ宮崎の中止

毎年11月の第2日曜日にクリーンアップ宮崎を実施している。この前後の日曜日を含めた計3回、自治公民館ごとに清掃活動等を行い、市では雑草・雑木等の搬入受入を行っている。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立たないため中止した。

## 第5項 福祉・健康関連行事

### 1 合同金婚式

結婚50年目の御夫婦の長寿と幸せを願い金婚祝を実施している。内容は、合同金婚式典への招待及び、御夫婦での記念写真の撮影、御祝状及び記念品の贈呈。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

例年どおり市から記念写真、祝状及び記念品を贈呈。

合同金婚式典の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度は中止とした。令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

(2) 合同金婚式該当状況

【合同金婚祝い受領状況（令和元年～令和4年度）】 (単位：組)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金婚式典参加	131	中止	中止	118
記念写真	258	223	277	247
祝状及び記念品	469	428	478	341

2 都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式

戦役又は市内で空襲等により犠牲となった7,333柱の御霊を追悼するため、市主催による「都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式」を毎年、都城大空襲のあった8月6日に実施している。式典には、遺族を始め各種団体を招待するとともに、広く一般市民にも参加を呼び掛けている。平成16年度からは、市内の小学校児童も参列し、平和への想いを継承する取り組みとして、千羽鶴の献納や平和学習の発表等が披露されている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は中止とした。令和3年度・令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城市戦没者・空襲犠牲者合同追悼式（令和元年～令和4年度）】 (単位：参列者数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	台風のため中止	中止	35	46

3 都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭

都城市特別攻撃隊戦没者慰霊碑に合祀されている戦没者の英霊を追悼し、世界の恒久平和を祈願するため、都城市の西飛行場から「疾風」の特攻第一陣（第一特別振武隊）が出撃・戦死した4月6日に戦没者慰霊祭を開催するもの。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は中止とした。令和3年度・令和4年度は、規模を縮小して開催した。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭（令和元年～令和4年度）】 (単位：参列者数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	137	中止	8	9

#### 4 都城忠霊碑慰霊祭

戦没者等の御霊を慰霊するため、市内の各地域にある遺族会や奉賛会（都城忠霊碑、語り継ぐ会、上長飯・一万城・広原、志和池、中郷、庄内、西岳、高城、山田、縄瀬、高崎、前田）が戦没者慰霊祭を行っている。市では各地区の遺族会等に「都城市遺族会等行事経費補助金」の交付を行い、各地区の慰霊行事を支援している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度・令和3年度・令和4年度は中止とした。令和5年度は、規模を縮小せずに開催予定である。

【都城忠霊碑慰霊祭（令和元年～令和4年度）】

（単位：参列者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参列者	75	中止	中止	中止

#### 5 がん検診事業

公共施設内で受付をする集団がん検診は、国の緊急事態宣言や市内での感染拡大により屋内公共施設が閉館となったため、検診を中止し、代替日を設けて実施した。ただし、大腸がん検診については、すでに採便された方のみ、対策を徹底した上、当日予定会場で回収を行った。

【中止になったがん検診日程及び代替日】

中止となったがん検診	代替日
<p>【令和元年度】</p> <p>○肺がん検診</p> <p>&lt;高崎地区&gt;</p> <p>3月3日（火）炭床自治公民館・江平農村環境改善センター</p> <p>3月4日（水）山神原・栢木・上新田自治公民館</p> <p>3月5日（木）東霧島多目的集会所・横谷自治公民館</p> <p>3月6日（金）前田児童館・栗巣自治公民館</p> <p>3月10日（火）原村・共和自治公民館</p> <p>3月11日（水）高崎福祉保健センター・高坂自治公民館</p> <p>3月12日（木）下新田・三和自治公民館</p> <p>3月14日（土）高崎総合支所</p> <p>&lt;姫城地区&gt;</p> <p>3月13日（金）コミュニティセンター（姫城町）</p>	代替日は設けず
【令和2年度】	

<p>○肺がん検診</p> <p>&lt;五十市地区&gt;</p> <p>8月18日(火) 有里・下今町・平長谷自治公民館</p> <p>8月19日(水) 五十市地区公民館・久保原西自治公民館</p> <p>&lt;沖水地区&gt;</p> <p>8月20日(木) 高木・広瀬自治公民館</p> <p>8月25日(火) 松之元・旭自治公民館</p> <p>8月26日(水) 山野原・中東原自治公民館</p> <p>8月27日(木) 上金田・下金田自治公民館</p> <p>8月28日(金) 太郎坊・高木自治公民館</p> <p>&lt;山田地区&gt;</p> <p>1月7日(木) 毘砂丸・牛谷自治公民館</p> <p>1月13日(水) 瀬之口・中村・平山自治公民館</p> <p>1月14日(木) 浜之段・下是位川内・上是位川内自治公民館</p> <p>1月15日(金) 谷頭五自治公民館・谷頭トレーニングセンター</p> <p>1月19日(火) 長谷・大古川自治公民館</p> <p>1月20日(水) 山田体育館・木之川内体育センター</p> <p>&lt;山之口地区&gt;</p> <p>1月22日(金) シルバーヤングふれあいの里・麓地区営農研修館</p> <p>1月26日(火) 麓地区多目的研修センター・永野地区自治公民館</p> <p>1月27日(水) 青井岳自治公民館・五反田営農研修館</p> <p>1月28日(木) 乗平自治公民館・上富吉地区体育館・桑原営農研修館</p> <p>1月30日(土) 山之口勤労福祉センター</p> <p>2月2日(火) 西向原自治公民館・川内営農研修館</p> <p>2月3日(水) 山之口勤労福祉センター・正近自治公民館</p> <p>2月4日(木) 山之口地区健康増進センター・街区一自治公民館</p>	<p>○肺がん検診</p> <p>&lt;五十市地区&gt;</p> <p>10月29日(木) 有里・下今町・平長谷自治公民館</p> <p>10月30日(金) 五十市地区公民館・久保原西自治公民館</p> <p>&lt;沖水地区公民館&gt;</p> <p>10月7日(水) 高木・広瀬自治公民館</p> <p>10月16日(金) 松之元・旭自治公民館</p> <p>10月23日(金) 山野原・中東原自治公民館</p> <p>11月27日(金) 下金田・上金田自治公民館</p> <p>12月4日(金) 太郎坊・高木自治公民館</p> <p>&lt;山田地区&gt;</p> <p>2月12日(金) 毘砂丸・牛谷・田中自治公民館</p> <p>2月24日(水) 瀬之口・中村・平山自治公民館</p> <p>2月26日(金) 浜之段・下是位川内・上是位川内自治公民館</p> <p>3月17日(水) 山田体育館・大古川・谷頭五自治公民館</p> <p>3月18日(木) 瀬茅自治公民館・木之川内体育センター・長谷自治公民館</p> <p>&lt;山之口地区&gt;</p> <p>2月19日(金) 西向原自治公民館・山之口地区健康増進センター</p> <p>3月19日(金) 山之口勤労福祉センター</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>&lt;高城地区&gt;</p> <p>2月5日(金) 四家多目的研修集会施設・岩屋野自治公民館</p> <p>○胃がん検診</p> <p>8月17日(月) 五十市地区公民館</p> <p>8月27日(木) 沖水地区公民館</p> <p>8月28日(金) 五十市地区公民館</p> <p>8月30日(日) コミュニティセンター</p> <p>※8月30日は同時実施予定だった特定健診、肺がん・大腸がんを含む全ての検診を中止</p> <p>○乳がん検診</p> <p>8月20日(木) 横市・妻ヶ丘地区公民館</p> <p>1月14日(木) コミュニティセンター</p> <p>1月20日(水) コミュニティセンター</p> <p>1月22日(金) コミュニティセンター</p> <p>2月4日(木) コミュニティセンター</p> <p>2月5日(金) 妻ヶ丘・横市</p> <p>2月7日(日) 五十市</p> <p>○子宮がん検診</p> <p>1月14日(木) コミュニティセンター</p> <p>1月20日(水) コミュニティセンター</p>	<p>&lt;高城地区&gt;</p> <p>3月6日(土) 四家多目的研修集会施設</p> <p>○胃がん検診</p> <p>9月18日(金) 五十市地区公民館</p> <p>9月24日(木) 沖水地区公民館</p> <p>11月1日(日) コミュニティセンター</p> <p>○乳がん検診</p> <p>2月5日(金) 横市・妻ヶ丘地区公民館</p> <p>2月9日(火) コミュニティセンター</p> <p>2月24日(水) コミュニティセンター</p> <p>○子宮がん検診</p> <p>2月9日(火) コミュニティセンター</p> <p>2月24日(水) コミュニティセンター</p>
<p><b>【令和3年度】</b></p> <p>○肺がん検診</p> <p>&lt;小松原地区&gt;</p> <p>6月1日(火) 平江・北原自治公民館</p> <p>6月2日(水) 大王・志比田自治公民館</p> <p>6月3日(木) セブンイレブン志比田店・宮丸自治公民館</p> <p>6月4日(金) ミートショップながやま志比田店・志比田北自治公民館</p> <p>6月8日(火) 大根田自治公民館・小松原地区公民館</p>	<p>○肺がん検診</p> <p>&lt;小松原地区&gt;</p> <p>8月12日(木) 平江・北原自治公民館</p> <p>8月20日(金) 志比田北自治公民館</p> <p>9月9日(木) 大王・志比田自治公民館</p> <p>10月6日(水) 大根田自治公民館・小松原地区公民館</p> <p>10月14日(木) 宮丸自治公民館</p> <p>※セブンイレブン志比田店、ミートショップながやま志比田店、神柱宮境内は日程の調整がつかない</p>

6月9日(水) 神柱宮境内 <妻ヶ丘地区> 6月9日(水) 天神自治公民館 6月10日(木) 若葉・坂元自治公民館	かったため、近隣の検診場所を案内 <妻ヶ丘地区> 9月8日(水) 坂元自治公民館 10月14日(木) 天神自治公民館 ※6月10日の若葉自治公民館は、代替日を設けず、6月18日(金)同所の検診時間を延長して対応
--------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 周知方法

事前の予約が必要な胃がん、乳がん、子宮がん検診については、個別通知（電話または文書）で、事前予約が必要のない肺がん検診については、公民館長への連絡とポスターの掲載、当日の広報車での巡回で中止の周知を行った。

6 特定健康診査及び後期高齢者健康診査事業

(1) 特定健康診査及び後期高齢者健康診査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年8月に実施予定であった集団特定健康診査及び後期高齢者健康診査を中止した。健診は事前予約制であるため、申込者に対し個別に文書を送付し、中止の連絡を行った。

令和3年度、令和4年度は、集団検診の中止はしなかった。

また、令和3年度は、市民の受診控えや医療機関の健診受け入れが十分にできなかったため、当初10月末までの予定であった個別健診実施期間を12月末まで延長した。

中止した集団健診実施予定日と場所

日程	曜日	実施時間	場所
令和2年8月30日	日	午前	コミュニティセンター

(2) 保健指導

健診結果に応じて実施する特定保健指導や生活習慣病重症化防止のための保健指導は、主に家庭訪問や対象者の来庁により、対面で行っている。

国の緊急事態宣言や市内の感染拡大によって、市民に外出自粛を促している期間においては、対面の指導を原則中止し、電話や書面による指導を行った。

7 健康教室等

(1) ステップ運動教室事業

ステップ運動は、心肺機能の向上や足腰の筋力強化などができる運動であり、市民の健康づくりのため、例年5月から3月に月1～2回の教室を実施している。

①日程

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ステップ運動教室事業の全日程を中止とした。

令和4年度は、感染防止対策を講じた上で、7月から3月に月に1～2回実施した。

## ② ステップ台の貸出

外出自粛により、身体活動が低下する懸念があるため、令和2年9月から令和4年3月までの期間は、ステップ運動経験者に対してステップ台の貸出しを行った。

## (2) 健康ライフ教室事業

当該事業は、生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることを目的に、集合形式による教室を年10回程度実施している。

令和2年度に実施を予定していた5回のうち、令和3年1月20日（水）13時30分から15時から、ウェルネス交流プラザで開催予定であった「骨粗しょう症（講話編）」を新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

## (3) 世界糖尿病デー事業

毎年、世界糖尿病デーである11月14日を含む一週間を「全国糖尿病週間」として、糖尿病について理解を深めるイベントが全国各地で行われている。都城市でも、毎年11月に、都城市健康サービスセンターと共催で「世界糖尿病イベント in 都城」を開催している。全国糖尿病週間には、都城市総合文化ホールを糖尿病のイメージカラーである「ブルー」にライトアップしている。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントとライトアップともに中止した。

## 8 健康づくり地域団体

### (1) 食生活改善推進員事業

食生活改善推進員は、養成研修を受講した方に市長が委嘱し、食生活を通じて地域で健康づくりの実践を行っている。

#### ① 変更及び中止した事業

##### ・育成研修

現任の食生活改善推進員を対象とした研修で、令和2年度から3年度は全て中止とした。令和4年度は、研修を行った。

##### ・養成研修

養成研修は、食生活改善推進員として活動する者を養成する研修である。令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5回の研修を6回にし、講義と調理実習を分けて、短時間の実施とした。

また、育成研修、養成研修の実習で調理したものは、その場で試食せず、持ち帰りとした。

#### ② 地域活動

食生活改善推進員が自治公民館等で行う調理実習を伴う研修会は、全て中止した。

減塩や野菜の摂取を促すレシピの配布や手洗いなどの感染予防を啓発するチラシの配布活動などを行っ

た。

## (2) みやこんじょ健康づくり会事業

みやこんじょ健康づくり会は、11地区の自主活動グループで、主に体を動かす活動を通して健康づくりを行っている団体である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会長会を2回中止とし、各地区活動についてはその都度感染状況を見て相談しながら、実施や中止の判断をした。

### ① 地区会長会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった代表者会の日程は、下記の通りである。

各地区会長には、連絡事項を記載した文書を中止の文書に同封して、連携を図った。

	日程	曜日	時間	場所
第1回	4月24日	金	13時30分から15時まで	中央公民館 第三研修室(2階)
第2回	7月31日	金		

### ② 各地区活動

新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、その都度、活動実施の有無を健康課と地区会長で判断した。

中止となった日程は、下記の通りである。

地区	日程	内容
小松原	4月11日(土)	グランドゴルフ
	5月9日(土)	講演(健康体操)
	8月8日(土)	料理教室
	11月14日(土)	甘酒づくり
	1月9日(土)	ヨガ
	2月13日(土)	グランドゴルフ
妻ヶ丘	1月13日(水)	体操(亀谷先生)
祝吉	5月8日(金)	ノルディック
	6月12日(金)	グランドゴルフ
	7月10日(金)	講話
	8月7日(金)	食改善教室
	10月9日(金)	スカット・オーバーホール
	12月11日(金)	食改善料理
	1月8日(金)	健康体操
	2月12日(金)	地区ウォーキング大会
	3月12日(金)	ヨガ 反省会
五十市	4月11日(土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	4月30日(木)	パークゴルフ

	5月14日(木)	パークゴルフ
	6月6日(土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	8月23日(日)	まち協主催 公園と軽スポーツ
	9月19日(土)	まち協主催 グランドゴルフ大会
	1月14日(木)	パークゴルフ
	2月27日(土)	五十市地区グランドゴルフ大会
	3月11日(木)	総会
横市	8月19日(水)	講話
	11月19日(木)	野外ウォーキング
	1月20日(水)	講話 新春の集い
沖水	6月	健康と講話 エクササイズ
志和池	5月14日(木)	ゴキブリ団子作り
	6月11日(木)	食生活活動
庄内	4月10日(金)	ゴキブリ団子 ドレッシング
	5月8日(金)	めんつゆ 焼き肉のたれ
	10月10日(金)	運動会に協力
	11月13日(木)	手芸
	1月15日(金)	ソバ作り
	2月	健康づくり大会への参加
	3月12日(金)	反省会・総会(料理)
中郷	8月20日(木)	軽スポーツ
	1月20日(木)	軽スポーツ
	2月17日(木)	食生活活動
高城	4月20日(月)	総会
	5月22日(金)	グランドゴルフ
	5月	ネットワーク会議
	9月28日(月)	調理実習
	11月29日(金)	リース作り
	1月19日(日)	高城町ウォーキング大会参加
	2月	健康づくり大会への参加
山田	4月7日(火)	ウォーキング
	5月12日(火)	笑いヨガ 軽スポーツ
	8月4日(火)	軽スポーツ
	9月1日(火)	救急救命法講習
	1月5日(火)	笑いヨガ 軽スポーツ
	2月	健康づくり大会への参加

高崎	6月4日(木)	健康体操
	9月3日(木)	学習教室
	10月6日(木)	3地区合同交流会
	12月3日(木)	学習教室
	1月28日(木)	調理実習
	2月	健康づくり大会への参加
	3月18日(木)	反省会

### (3) 世界糖尿病デー事業

毎年、世界糖尿病デーである11月14日を含む一週間を「全国糖尿病週間」として、糖尿病について理解を深めていただくイベントが全国各地で行われている。都城市でも、毎年11月に、都城市健康サービスセンターと共催で「世界糖尿病イベント in 都城」を開催している。全国糖尿病週間には、都城市総合文化ホールを糖尿病のイメージカラーである「ブルー」にライトアップしている。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントとライトアップともに中止した。

## 第6項 農政・土木関係行事

### 1 市場取引業務始め式の中止

毎年1月5日に都城市公設地方卸売市場において、1年間の市場取引の活性化及び青果・水産・花きの安定供給、無事故を祈願するための取引業務始め式を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から令和2年度及び令和4年度を中止とした。

#### (1) 中止周知までの経緯

##### ・令和2年度

令和2年12月29日、指定管理者である㈱都城公設卸売市場から、宮崎中央卸売市場・宮崎市公設地方卸売市場が初商式を中止するとの情報が入った。農政部内で協議した結果、都城市公設地方卸売市場の取引業務始め式も中止することとなり、市場関係者や報道機関等へ中止の連絡を行った。なお、せりについては通常どおり行った。

##### ・令和4年度

令和4年12月28日、指定管理者である㈱都城公設卸売市場から連絡があり、12月27日に宮崎県から「医療非常事態宣言」が発令されたことにより、取締役会（青果2社、水産、花きの役員出席）からの中止の要請があった。この要請を受け農政部内で協議した結果中止することになり、市場関係者や報道機関等へ中止の連絡を行った。なお、せりについては通常どおり行った。

### 2 市場まつりの中止

市場で取り扱う生鮮食料品等の消費拡大を図るため、毎年11月に都城市公設地方卸売市場において、市場まつりを開催していたが、令和2年度、令和3年度及び令和4年度において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした。

### 3 畜産関係行事の中止

#### (1) 県畜産共進会【種畜の部】

開催予定時期：令和2年10月3日～4日

#### (2) 第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会

開催予定時期：令和2年10月31日～11月2日

#### (3) 在モンゴル日本大使館主催「天皇誕生日」レセプション

開催予定時期：令和3年1月

#### (4) オール九州ブラックアンドホワイトショー

開催予定時期：令和3年3月

### 4 都城志布志道路整備・活用促進大会

#### (1) 都城志布志道路建設促進協議会

地域高規格道路指定の都城志布志道路建設について、関係各市が相互に連携協調し、その建設促進を図ることを目的とする協議会であり、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、書面での開催となった。

##### 【総会日程】

年月日	内 容	場 所	備考
R3. 4. 28	総会 書面決議	—	協議会／民間協議会／女性の会共催
R4. 4. 27	総会 書面決議	—	協議会／民間協議会／女性の会共催

#### (2) 都城志布志道路整備・活用促進大会

都城志布志道路の早期全線開通と整備後の活用促進のため、地元選出国會議員、国土交通省、財務省、九州地方整備局、県等へ要望を行う。新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、令和3年度の要望活動は、書面及びオンラインにて行った。

##### 【要望活動】\_\_要望書送付・オンライン開催

年月日	内 容	場 所	備考
R3. 4. 8～9	東京要望	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付
R3. 7. 2	宮崎要望	宮崎河川国道事務所 宮崎県、宮崎県議会	要望書送付
R3. 7. 9	鹿児島要望	鹿児島県、鹿児島県議会	要望書送付
R3. 7. 14～15	東京要望	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	WEB 要望
R3. 7. 28～29	福岡要望	九州地方整備局	WEB 要望
R3. 10. 25～26	東京活動	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付

R4. 1. 27～28	福岡要望	九州地方整備局	要望書送付
R4. 2. 7～8	東京活動	国土交通省、財務省 衆・参議院議員会館	要望書送付

Web 会議システムを利用した都城志布志道路建設促進に関する要望

・7月2日東京 WEB 要望活動

古川 禎久 衆議院議員      森山 ひろし 衆議院議員      村山 一弥道路局長



五位塚 剛 曾於市長      池田 宜永 都城市長      下平 晴行 志布志市長

・7月28日福岡（九州地方整備局）WEB 要望活動

下平 晴行 志布志市長      五位塚 剛 曾於市長



富山 英範 道路部長

藤巻 浩之 局長

池田 宜永都城市長

## 5 景観図画コンクール

入選作品 30 点及び応募作品の中から 100 点を、イオンモール都城駅前イオンホールで展示する予定であったが、県の医療非常事態宣言の発令に伴い展示会場の変更と作品展示数を縮小した。

### 【作品展示数】

	展示会場	作品展示数	備考
変更前	イオンモール都城駅前 イオンモール	130 点	
変更後	都城市役所 1 階 市民サロン	30 点	

### (1) 景観図画コンクールの表彰式

入選者 30 名の表彰式をイオンモール都城駅前イーストコートで行う予定であったが、県の医療非常事態宣言の発令に伴い表彰式の会場の変更と出席者を縮小した。

	表彰式の会場	出席者	備考
変更前	イオンモール都城駅前 イーストコート	入選者 30 名	
変更後	市長室	特選者 3 名	

## 6 道路河川愛護デーの中止

### 1 事業名等 道路河川愛護デー中止

#### (1) 目的

7 月は「河川愛護月間」であり、身近な自然空間である河川への愛護意識が広く県民の間で醸成されることを目的として定められている。

また、8 月は「道路ふれあい月間」（8 月 10 日は「道の日」）として、道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図ることを目的として制定されている。

道路・河川愛護運動の一層の推進を図るため、国、県 都城市及び三股町の共催で道路・河川愛護デーとして関係団体に参加を呼びかけ、道路・河川の清掃を行うものだが、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で開催中止とした。

#### (2) 参加予定団体（参加予定人数 800 名）

- ・都城地区建設業協会
- ・青友会都城支部
- ・都城造園協同組合
- ・都城管工事協同組合
- ・都城地区及び北諸管工事協同組合
- ・都城電気工事業協同組合
- ・都城森林組合
- ・日本補償コンサルタント協会
- ・九州電力(株)都城営業所

- ・ N T T 西日本グループ
- ・ 国土交通省宮崎河川国道事務所  
(都城出張所及び都城国道維持出張所)
- ・ 都城信用金庫
- ・ 都城土木事務所

## 第7項 社会・教育関連行事

### 1 都城教育の日啓発事業の中止

教育委員会では、都城市民みんなでより良き社会を構築するために、一人ひとりが学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、平成27年度に2月18日を「都城教育の日」に制定し、平成28年度に2月を「都城教育の日」啓発月間、1月から3月までを周知強化月間と定め、啓発を行っている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月に実施予定であった都城教育の日啓発イベントを中止した。

### 2 高齢者学級

高齢期の生涯学習を充実させるため、昭和47年度から開設している学級に対し、開設のための補助及び高齢者学習グループ活動の奨励援助を行っている。高齢者学級は、地区公民館ごとに5月に開級式を行い、2月まで毎月1回、講話、スポーツ、見学等を実施している。

また、学級運営の向上と学習内容の充実を図るために、同58年度から開催している高齢者学級振興大会への補助を行っている。

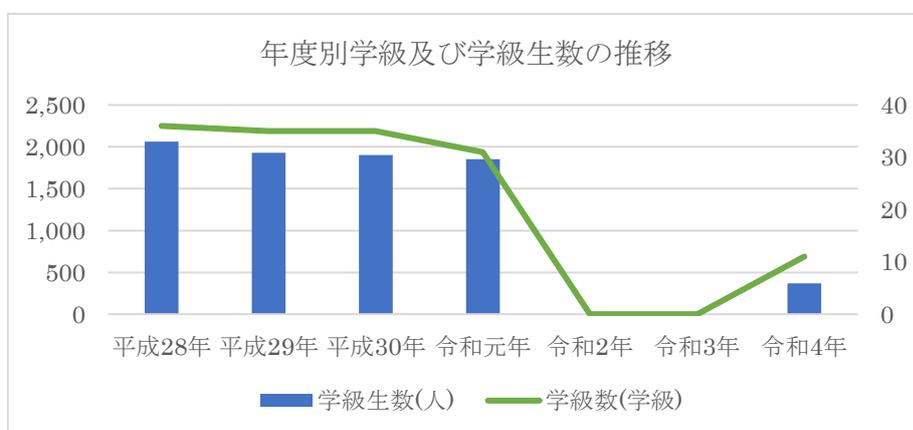
令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い開催できなかった。

令和4年度については、各地域の状況や意見に応じて、開催の判断をした。

#### 【学級数及び学級生数 年間比較：平成28年度～令和4年度】

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
学級数(学級)	36	35	35	31	—	—	11
学級生数(人)	2,063	1,929	1,902	1,853	—	—	368

#### 【学級数及び学級生数 年間推移】



### 3 よか・余暇・楽習ネットワーク事業

多様な市民の学習ニーズに対応するため「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも」を合言葉に学習者と指導者をつなぐ学習提供の仕組みとして「よか・余暇・楽習ネットワーク事業」を実施している。例年3月には、事業の教室生や自主講座を実施している学習生が、学習の成果を発表する場として、「生涯学習フェスティバル」を実施している。

令和2年度は、前年度3月に開催を予定していた「生涯学習フェスティバル」を、4月に延期としていたが、感染症収束の見通しが立たず、中止を決定。よか・余暇・楽習ネットワーク事業の教室については、4月20日に全ての教室を休止することを決定し、8月には令和3年3月末までの休止継続が決定した。4月1日から休止決定までの間に開催した教室は、59教室、延べ695人が活動を行った。

令和3年度は、高齢者へのワクチン接種完了後の9月から事業再開の方向で検討していたが、都城・北諸県圏域の感染急増圏域（赤圏域）指定や、県独自の緊急事態宣言発令があり、10月4日に再開となった。令和4年1月には再度、感染急増圏域（赤圏域）に指定され、活動休止を要請した。3月開催予定としていた「生涯学習フェスティバル」も中止を決定し、以降、年度内の事業再開には至らなかった。10月4日から休止決定までの間に開催した教室は、267教室、延べ2,019人が活動を行った。

令和4年度は、事業休止状態が6月まで継続していたが、行動要請が緩和されたことを受けて、6月中旬から事業再開した。開催した教室は、920教室、延べ5,981人が活動を行った。3月開催予定としていた「生涯学習フェスティバル」については、感染リスクの高いステージ発表や飲食を伴う催しを中止し、展示のみ実施に至った。

### 4 市民大学講座

市民大学講座は、市民（運営委員）が企画運営する市民のための講座として、令和2年度で第56回目を迎える予定であった講座であり、例年7月から9月までの火曜日、午後7時から午後8時30分まで、計12回（野外研修1回を含む）の講座を開催している。

受講生は例年100人以上であり、会場である中央公民館大会議室では3密を避けることが困難で、講師との日程調整の都合上10月以降に延期することも困難であったため、令和2年度は中止を決定した。

令和3年度は、高齢者へのワクチン接種完了後の9月からの開催を検討としたが、感染症の収束が見込めず、中止を決定した。

令和4年度は、県のイベント等の実施制限も緩和されたことから、感染予防対策を行いつつ第58回として計9回（野外研修は中止）の講座を開催し、105人の受講登録者数であった。

### 5 人権啓発イベント

本市では、全ての市民に人権意識の普及高揚を図り、もって同和問題解決の促進に資するために、昭和58年12月に「都城市同和問題啓発推進協議会」として設立され、昭和63年7月に「都城市人権啓発推進協議会」と名称を変更し、人権啓発活動を行っている。また、人権教育についても、本市の教育方針に基づいて、基本的人権尊重の確立を目指し、市民に同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施している。

令和2年度人権啓発事業については、当初予定していた都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会（7

月)、夏休みふれあい映画祭(8月)、都城市人権啓発推進大会(12月)を中止とした。

令和3年度は、都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会(8月)、人権啓発推進大会(12月)を中止とした。また、夏休みの時期に開催するふれあい映画祭も11月に延期したものの、感染症拡大防止のため中止とした。

令和4年度は、行動要請が緩和されたことを受けて、都城市人権啓発推進協議会全体会・講演会(7月)、人権啓発推進大会(12月)を実施した。また、ふれあい映画祭も11月に延期して実施した。

コロナ禍においても、人権啓発標語募集や人権啓発特集号の発行等は毎年度実施し、できる限りの人権啓発活動を行った。

## 6 出前講座

### (1) ハロー市役所元気講座

市民の要望に応じて、市役所の職員が、日頃行っている仕事の内容などを、出向いて話をするものである。各分野の専門知識を活かした話ができ、市民と協働したまちづくりの推進にも役立っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月中旬に、事業休止を行い8月下旬には、安全な開催が難しいと判断し、令和2年度の事業を中止とした。

令和3年度は、県独自の緊急事態宣言期間中は事業の自粛を依頼した。

令和4年度は、6月中旬から感染防止対策(マスク着用、手指消毒、換気、参加者の体調把握等)を徹底することを条件として再開した。また、申込者には感染症対策を講じた上で申し込むという同意書の提出を求めた。(受講実績55件、延べ1,582人利用)

### (2) ハロー元気講座

企業・組合等の社員を講師とする「企業・組合による出前講座」として、企業・組合などがもつ学習資源を学習講座としてメニュー化し、出前講座として開設したものである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月中旬に、事業休止を行い8月下旬には、安全な開催が難しいと判断し、令和2年度の事業を中止とした。

令和3年度は、県独自の緊急事態宣言期間中は事業の自粛を依頼した。

令和4年度は、6月中旬から感染防止対策(マスク着用、手指消毒、換気、参加者の体調把握等)を徹底することを条件として再開した。また、申込者には感染症対策を講じた上で申し込むという同意書の提出を求めた。(受講実績13件、延べ350人利用)

## 7 家庭教育学級

親又はそれに代わる養育者が、家庭における子どもの教育を行うのに必要な知識や技術を学習する機会を提供することを目的として開設している。

令和2年度は、4月中旬に、開設に係る説明会の中止(書面開催)及び活動自粛を要請し、9月上旬には、感染防止対策を各学級で徹底することを条件に、活動再開とした。(35学級開設)

令和3年度は、開設に係る説明会を中止した。(33学級開設)

令和4年度は、県のイベント等の実施制限も緩和されたことから、感染予防対策を行いつつ事業を実

施した。(29 学級開設)

## 8 成人式（現はたちの集い）

本市では、成人の日を迎えた青年を祝い励ますとともに、社会人としての自覚を促すために例年 1 月 4 日～1 月第 2 月曜日を「都城市における新成人者を祝う期間」とし、成人式を開催してきた。

令和 2 年度の成人式は、開催に向けて準備を進めていたが、12 月 14 日に開催された国の新型コロナウイルス対策本部の会議で、観光需要喚起策「Go To トラベル」を令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 1 月 11 日まで全国一斉に一時停止することが決定されたことから、新成人及び市民の健康と安全を最優先に考慮し、令和 2 年度の成人式を令和 3 年 8 月に延期することとした。

令和 3 年 8 月 7 日～8 月 15 日を令和 2 年度分の「都城市における新成人者を祝う期間」と改め、令和 3 年度分は例年どおりの期間として準備を進めていたが、令和 2 年度分の開催が近くなっても新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、成人者のワクチン接種の目処も立たない状況だった。令和 2 年度分の式典の中止を検討したが、関係業者等から再延期の要望が寄せられたことから、日程調整会議を経て、令和 2 年度分を令和 4 年 1 月 2 日～4 日に再延期し、令和 3 年度分を令和 4 年 1 月 8 日～10 日に開催することとした。※地区や学校の都合により例外あり。

式典は、ワクチン予防接種済証又は PCR 検査陰性結果通知等の提示を出席条件とし、提示が困難な新成人には、抗原検査キットの無料配付を行い、所要時間 30 分以内の縮小プログラムで実施した。

令和 4 年度は、各地区実行委員会を中心とした式典運営にて、30 分以内の縮小プログラムを基本に開催。民法改正により成人年齢が 18 歳に引き下げられたため、名称を「はたちの集い」に変更し、1 月 3 日～8 日に各地区公民館や都城市総合文化ホール等にて実施した。

なお、ワクチン予防接種済証や検査キット等の対応は行わず、手指消毒と検温を徹底した。

## 9 社会教育関係事業

### (1) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後の居場所づくりとして小学生を対象に、様々な体験活動を提供しており、9 教室で開催している。

令和元年度は、令和 2 年 3 月の臨時休校に伴い、活動を休止し、事業を終了した。

令和 2 年度は、5 月中旬からの事業実施を予定していたが、緊急事態宣言を受け、6 月中旬からの事業開始となった。教室運営に当たり「都城市立小・中学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を参考に、対応マニュアルを作成し、感染症予防に関するスタッフ研修会を行った。

なお、学校が臨時休校する際は、放課後子ども教室も休止とすることとした。ただし、放課後児童クラブ代替りの役割をもつ 4 教室（西岳小、夏尾小、吉之元小、縄瀬小）については、令和 2 年 3 月の臨時休校の際、保護者の希望がある場合のみ児童の受け入れを行っており、令和 2 年度も同様の対応を行った。臨時休校期間中の利用者は、1 日平均 10 人であった。

令和 3 年度及び令和 4 年度は、感染予防対策を行いつつ通常どおり教室を開催した。

## (2) ジュニア・リーダー教室

ジュニア・リーダー教室は、小学6年生から中学3年生を対象にジュニア・リーダーになるために必要な知識や技術を学ぶ教室である。子ども会活動の支援及び指導をするジュニア・リーダーを育成することで、ジュニア・リーダークラブ活動及び子ども会活動の更なる活性化を図っている。

ジュニア・リーダークラブに入会するためには、本教室を修了することが条件となっており、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って教室を開催しなければクラブへの入会も阻害してしまうことが懸念された。

しかしながら、子どもたちが共同で体験学習や企画などを行う必要のある本教室では、3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しいと考え、令和2年度は中止することとした。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況は変わらず、異学校交流により感染リスクがある本事業は開催を自粛することとした。秋頃には、緊急事態宣言が解除されたが、学校の部活動時間等が制限される状況は変わらず、12月に1回のみ短縮開催とした。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症に対する理解が進み、イベント開催等に対する考えも容認され始めたことから、11月以降に計6回の教室を開催した。

## (3) 子どもフェスティバル

子どもフェスティバルは、青少年健全育成、次世代を担うリーダーの育成を目的として例年10月に開催している。公募による子どもの実行委員（小学5・6年生が対象）が主体となり、6月から約15回の実行委員会を通して、フェスティバル当日に向け企画や制作活動を行う。

令和元年度のフェスティバル当日の参加者は約2,000人。運営として実行委員36人（大人11人、子ども25人）、南九州大学ボランティアスタッフ16人が携わった。

令和2年度は大人実行委員会において、例年どおりの開催ができなくても、そこへ向かう課程を重要視し、実行委員会活動を行っていききたいという意見が寄せられた。しかしながら、子どもの実行委員は小学生であり、活動内容も3密（密閉・密集・密接）を避けることが難しいものであることから、子ども実行委員の公募及び子どもフェスティバル開催に向けての準備は保留とし、その後も感染症収束の見込みが立たなかったため、フェスティバルは中止とした。

令和3年度も、令和2年度と同様の対応を行った。

令和4年度当初においても、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立たず、長期間の準備を要する本事業は中止する方針を決定した。

なお、本事業は、市中央部に偏った事業で、全市域での少年教育推進に適さないという判断から、令和4年度の既存事業見直しに伴い、廃止することとなった。

## (4) 勤労青少年ホーム（カレッジピア）

勤労青少年ホームは、働く青少年が余暇を活用して、各種の教養講座やスポーツクラブ活動などを行う施設で、同時に友人の輪を広げ、コミュニケーションを図る場のことである。本市では、昭和44年から実施している。

カレッジピアは、都城市勤労青少年ホームのクラブ活動会員全体の集まりの名称であり、クラブ活動を超えて全体での交流会や地域行事へ参加して、会員同士の交流を深め、地域への貢献を目指して活動

している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全ての活動を中止した。

令和3年度は、圏域の感染状況等を鑑みながら活動を実施したが、会員減少等により市が直接運営する事業としては、令和3年度をもって廃止することとなった。

#### (5) 都城市社会教育振興大会

本市では、毎年、社会教育関係団体の活動の活性化と団体間の連携の促進を目的に、都城市社会教育振興大会を、市教育委員会及び市社会教育関係団体等連絡協議会の主催で実施している。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策で中止とした。

令和2年度は、人数制限及び時間短縮による開催を予定し、準備を進めていたが、市内の感染状況、参加者の特性を踏まえ、社会教育振興大会は中止とした。表彰に関しては、推薦をすでにいただいていたため、選考会で被表彰者の選考を行い、個別に授与した。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たなかったことから、引き続き社会教育振興大会を中止し、表彰に関しても令和2年度と同様とした。

令和4年度においては、手指消毒や体温測定等、基本的な感染症対策を講じ、参加人数を制限した上で開催（一般市民への周知は行わず、関係団体のみでの開催）。従来のプログラムでは、表彰式後に講演及び各団体によるパネルディスカッションを実施していたが、コロナ禍で各団体の活動が十分に行えていないことから、講演及び事例発表とした。また、各団体によるパネル展示についても、同様の理由により、任意の展示とした。表彰に関しては、社会教育振興大会の開会行事にて表彰式を執り行い、賞状と記念品を授与した。

#### (6) 青少年健全育成

公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議との連携を図り、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、青少年健全育成市民会議総会・青少年育成講演会の開催等を行っている。

令和2年度は、青少年育成・家庭教育講演会の開催を11月に予定していたが、講師のキャンセル料が発生することや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館等の措置がとられた場合施設の利用ができなくなるため、5月中旬に中止を決定した。

なお、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会は3密を避けた環境下で開催した。7月開催の同総会については、3密を避けることが難しいため、書面での開催となった。

令和3年度も、同様の理由により青少年育成・家庭教育講演会を中止とし、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会及び7月開催の同総会については、感染状況を鑑み、書面での開催となった。

令和4年度は、6月の都城市青少年健全育成市民会議幹事会は3密を避けた環境下で開催し、7月開催の同総会については、3密を避けることが難しいため、書面での開催となった。青少年育成・家庭教育講演会は、従来開催の会場より広い都城市総合文化ホールを会場とし、事前申し込み制とするなど、感染対策を講じた上で、11月に開催した。

## 第8項 スポーツ関連行事

### 1 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会の設立延期

新型コロナウイルスの感染拡大のため、鹿児島国体が令和2年から令和5年に延期となり、これに伴い宮崎国スポも令和8年から令和9年に延期となった。

本市は、当初、大会の5年前にあたる令和3年に、都城市準備委員会を設立する予定としていたが、宮崎国スポが1年延期されたことに合わせて、翌年の令和4年5月23日に設立総会・第1回総会を開催した。

#### 【宮崎国スポの延期に係る経緯】

月日	概要
R2. 5. 12	日本スポーツ協会から各都道府県体育・スポーツ協会及び各競技団体へ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、6月中に鹿児島国体の開催可否を判断する旨を通知
R2. 5. 15	日本スポーツ協会会長と鹿児島県知事が意見交換
R2. 5. 20	鹿児島県知事が今秋の国体実施が困難であることの見通しを示す
R2. 6. 11	鹿児島県知事が県議会本会議で国体年内開催の断念を表明
R2. 6. 11	R3～24年に国体開催が決まっている三重、栃木、佐賀、滋賀の4県から日本スポーツ協会へ予定通りの開催などを求める共同要望書を提出
R2. 6. 19	日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、鹿児島県、スポーツ庁の4者が国体、障害者スポーツ大会を来年以降に延期することを発表
R2. 6. 19	来年開催予定である三重県知事が、「日本全体で影響が少ない結論を導き出してほしい」旨をコメント
R2. 6. 19	鹿児島県知事が「できるだけ早く鹿児島で開催できるように努力する」旨をコメント
R2. 6. 22	鹿児島県知事が記者会見において、R3年以降、4年以内の開催を目指す考えを示す
R2. 7. 12	鹿児島県知事選挙
R2. 7. 28	鹿児島県新知事就任
R2. 8. 7	日本スポーツ協会から宮崎県知事に鹿児島国体が2023年に延期になった場合、宮崎県の開催予定年が1年延期になることへの協力要請
R2. 8. 12	宮崎県知事から宮崎県準備委員会委員（都城市長含む）に宮崎県の開催予定年が1年延期になることへの協力要請
R2. 8. 13	都城市長から宮崎県知事に、宮崎県の開催予定年が1年延期になることを了承する旨回答
R2. 10. 15	日本スポーツ協会の臨時国体委員会において、鹿児島国体及び障スポが令和5年に開催されることが決定
R2. 10. 15	宮崎県の開催年令和8年から令和9年に変更され1年延期が決定

R3. 8. 17	全国的な感染拡大を受け、三重国体は全競技を無観客にて開催することに決定。
R3. 8. 21	三重県において緊急事態宣言の発令要請に伴い、三重国体の中止を、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省に申し入れ。
R3. 8. 25	日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁、三重県の4者協議にて、三重国体の中止に同意。
R3. 8. 26	日本スポーツ協会にて、三重国体の中止を決定。
R3. 9. 24	三重国体実行委員会にて、2027年への大会延期の断念を決定。
R4. 5. 23	感染拡大防止に配慮しながら、都城市準備委員会設立総会・第1回総会を開催。
R4. 10. 1	3年ぶりに国体(栃木県・第74回大会)開催。
R5. 10. 7	令和2年に延期となった鹿児島国体(特別国体)が開催。

## 2 その他主なスポーツ関連事業の中止

### (1) みやざき県民総合スポーツ祭

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のため、開催を中止した競技団体が多く、11競技12種目のみの実施となり、参加者総数は1,452名で、前年度比では14,838名の減となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のため、総合開会式は中止となったが、県内4市8町38会場において感染対策を徹底した上で、28競技28種目の競技が事前・事後の開催となった。その結果、参加者総数は5,054名で、前年度比では3,602名の増となった。

令和4年度は、令和4年6月4日(土)、ひなた木の花ドームにおいて総合開会式が開催され、県内8市7町64会場において、全58競技(市郡対抗の部47競技(レスリング競技中止)・交流レクリエーションの部11競技)が開催となった。本市からは35競技、863名の選手役員団を派遣した。

### (2) 宮崎縣市町村対抗駅伝競走大会

宮崎縣市町村対抗駅伝競走大会は、宮崎県駅伝の伝統を継承し、ジュニアの育成と駅伝王国宮崎の復活を期し併せて県内各市町村のさらなる交流の促進、県民スポーツの振興を図ることを目的に実施している。

令和2年度は令和3年1月11日(月・成人の日)に開催予定で、選考会と選手結団式までは実施したが、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大したことにより中止となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ふるさと選手は県内在住選手のみのお出場とし、かつ、各自治体1チームの出場と規模縮小して、令和4年1月10日(月・成人の日)に2年ぶりに開催された。本市代表チームは2位となる好成績を収めた。

令和4年度は、引き続き各自治体1チームの出場だったが、ふるさと選手は県外在住者の出場も可能となり、令和5年1月9日(月・成人の日)に開催された。本市代表チームは、ふるさと選手の活躍もあり、2時間3分34秒の大会新記録で初優勝を飾った。また、躍進賞の「走姿頭心賞」についても、市郡の部で本市が第12回大会より2分5秒タイムを縮め獲得した。

### (3) 南九州駅伝競走大会

冬の霧島路を駆け抜けるこの大会は、えびの市をスタートし、小林市、高原町を經由し、都城市をゴールとする 61.3 km のコースで行われる歴史と伝統のある大会である。

令和 2 年度は、令和 3 年 2 月 7 日（日曜日）に第 75 回大会開催を予定していたが、県外からの参加チームも多く、コースも国道を利用し広範囲に亘ることから、ランナーや大会運営関係者、沿道の観客に対し十分な新型コロナウイルス感染症防止対策を取ることが難しく、感染リスクを完全に排除できないことから、この大会の関係者全員の健康と安全を最優先に考え、主催者会議において協議の結果、開催中止を決定した。

令和 3 年度は、令和 4 年 2 月 6 日（日曜日）の第 76 回大会開催に向けて慎重に検討を続けていたが、第 6 波の懸念を始め、以前として予断を許さない状況にあり、ランナーはもとより大会運営を支える多くの関係者や沿道の観客の健康・安全面を第一に考慮した結果、前年度の第 75 回大会に続き、開催中止を決定した。

令和 4 年度は、令和 5 年 2 月 5 日（日曜日）、宮崎県警察本部・交通機動隊、各警察署、関係自治体をはじめとした関係機関、競技役員・自主整理員の御協力をいただき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ガイドラインを作成し、3 年ぶりとなる第 77 回大会を開催した。

大会は、県内外 36 チームが出場し、3 時間 7 分 38 秒のタイムで小林高 C チームが優勝を飾った。小林高のチームの優勝は、前回大会に続き 41 度目である。

### (4) みやこんじょジュニアトップアスリート事業

令和 9 年に開催予定である宮崎国民スポーツ大会等で活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘、育成、競技力向上やジュニア選手の育成に携わる指導者の養成、指導力の向上を目的に実施している。

実施に当たっては、一般財団法人都城市スポーツ協会（当時は一般財団法人都城市体育協会）と関係競技団体とが連携し、指導者研修会、実技指導講習会及び合同練習会等を実施している。

令和 2 年度は、令和 2 年 4 月 17 日付けで都城市体育協会に委託したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、日本体育大学との包括連携による事業は実施せず、感染状況の落ち着いた地域の大学等の教授や指導者を招聘しての実施等一部委託内容の変更を行い実施した。

令和 3 年度は、令和 3 年 4 月 14 日付けで都城市スポーツ協会に委託したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、日本体育大学との包括連携による事業は陸上競技のみの実施となり、感染状況の落ち着いた地域の大学等の教授や指導者を招聘しての実施等一部委託内容の変更を行い実施した。

令和 4 年度は、令和 4 年 4 月 20 日付けで都城市スポーツ協会に委託し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も少なく、日本体育大学との包括連携による事業をはじめ、すべての事業を計画どおりに実施できた。

### (5) スポーツ推進委員による「地域スポーツ教室」及び「ニュースポーツ大会」

地域スポーツ教室は、各地区において高齢者等を対象に、年 8 回程度、ニュースポーツや体操を実施している。令和 2 年度及び令和 3 年度の「ニュースポーツ大会」は、地域スポーツ教室生を対象にした

「スカットボール大会」と全市民を対象にした「アジャタ大会」を計画していた。

しがしながら、上記事業については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを完全に排除できないとの理由から、令和2年度に引き続き令和3年度の開催も中止とした。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を講じた上で、地域スポーツ教室生を対象とした「ニュースポーツ大会」と、全市民を対象にした「アジャタ大会」を開催した。

#### (6) みやざきフェニックス・リーグ

みやざきフェニックス・リーグは、プロ野球秋季教育リーグとして、未来の球界を担う若手選手の育成・強化を目的として実施されており、本県全体で「スポーツランドみやざき」を全国に発信するために取り組んでいる事業である。令和2年度からみやざきフェニックスリーグ支援実行委員会へ加盟し、主催する（一社）日本野球機構と連携を図りながら開催誘致に取り組んだ結果、都城運動公園野球場で令和2年度3試合、令和3年度5試合（1試合は雨天のため中止）が開催された。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、両年度とも全試合無観客での開催となった。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を講じた上で、有観客により7試合開催した。

#### (7) スポーツ習慣化促進モデル事業

本市においては、平成30年度から令和2年度までの3か年、総合型地域スポーツクラブを中心とした実行委員会を設置し、県単独モデル事業である「スポーツ習慣化促進モデル事業」を展開した。内容は、主に運動実施率の低い働き世代・子育て世代を対象に、総合型地域スポーツクラブの特色を生かした健康増進に資する継続的な多面的なプログラムを市内各地で展開・実施するものである。

令和2年度は、当初、企業対抗運動会とニュースポーツ体験会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の見直しを行い、コロナ禍の中ではあったが、各スポーツクラブの継続したプログラムのほか、実行委員会を中心に運動チャレンジ動画の配信やラジオ出演及び市広報誌掲載を通し、1130県民運動の推進を図った。

また、年末年始においては、市内企業・団体を対象としたウォーキングアプリ「SALKO」を活用した個別ウォーキングを実施し、ウォーキングイベントを行うことにより、働き世代の運動・スポーツ習慣化を促進する取り組みを行った。

令和3年度は、国の公共スポーツ施設等活性化助成事業の助成金を活用し、新たに市スポーツ協会を実行委員会へ加え、高城運動公園多目的広場をメイン会場に多世代を対象としたスポーツ習慣化促進事業を2回実施した。11月7日（日）のウォーキングイベントに63名、12月12日（日）のスポーツ体験教室に55名の参加があり、『1130県民運動』の推進を図ることができた。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、国の公共スポーツ施設等活性化助成事業の助成金を活用し、新たに（一社）市スポーツコミッションを実行委員会へ加え、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で、11月6日（日）高城運動公園多目的広場をメイン会場に多世代を対象としたウォーキングイベントを実施した結果、72名の参加があった。

また、12月4日（日）には、山田運動公園柔剣道場において、スポーツをする機会の少ない多世代を

対象とした太極拳・ヨガ教室を開催し、34名の参加があり、『1130 県民運動』の推進を図ることができた。

(8) スポーツ少年団

都城市スポーツ少年団は、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に1963年（昭和38年）に設立した。

令和2年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,243人、指導者261人、単位団数87団体となっている。以下の事業を計画したが、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。

【令和2年度行事一覧】

月日	事業名
R2.4.20	市スポーツ少年団本部総会【書面表決】
R2.4.30	第19回市スポーツ少年団結団式【中止】
R2.6.1	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】
R2.7.30～ 31	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【中止】
R2.9.1～	第56回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【5月開催を9月～12月に延期】
R2.9.21	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【中止】
R2.11.6	本部長による関係小学校訪問【実施】
R2.12.12	第4回バレーボールクリニック【時間短縮・人数制限で実施】
R3.1.10～ 13	台湾スポーツ文化交流事業（派遣）【中止】
R3.2.13～ 14	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【中止】
R3.2 下旬	市スポーツ少年団第1回常任理事会（表彰選考委員会）【書面表決】
R3.3.13～ 14	アクサ生命生命 PRESENTS 第26回アクサ生命 UMK スポーツフェスタ【中止】
R3.3.22	市スポーツ少年団第2回常任理事会【開催】

令和3年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,269人、指導者194人、単位団数83団体となっている。

【令和3年度行事等一覧】

月日	事業名
R3.4.21	市スポーツ少年団本部総会【開催】
R3.4.30	第20回市スポーツ少年団結団式【中止】
R3.7.15	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】

R3. 7. 26 ~ 27	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【中止】
R3. 9. 1~	第57回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【5月開催を9月～12月に延期】
R3. 9. 23	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【中止】
R3. 12. 4	第4回バレーボールクリニック【規模縮小開催：時間短縮・人数制限で実施】
R3. 12. 17	本部長による関係小学校訪問【実施】
R4. 1 初旬	台湾スポーツ文化交流事業（派遣）【中止】
R4. 1 下旬	市スポーツ少年団第1回常任理事会（表彰選考委員会）【中止】
R4. 2. 12 ~ 13	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【中止】
R4. 3. 12 ~ 13	アクサ生命生命 PRESENTS 第27回アクサ生命 UMK スポーツフェスタ【開催】
R4. 3. 25	市スポーツ少年団常任理事会【開催】

令和4年度の都城市スポーツ少年団団員数は1,286人、指導者179人、単位団数82団体(12種目)となっている。

【令和4年度事業等一覧】

月日	事業名
R4. 4. 22	市スポーツ少年団本部総会(書面総会)
R4. 4. 27	第21回市スポーツ少年団結団式【中止】
R4. 5. 12	市スポーツ少年団企画運営・育成指導部会【開催】
R4. 7. 21	市スポーツ少年団第1回理事会【開催】
R4. 7. 31	市スポーツ少年団第1回リーダー研修会【開催】
R4. 7. 3~31	第58回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城・北諸ブロック予選会【開催】
R4. 9. 11	市スポーツ少年団スポーツ交流大会【開催】
R4. 11. 17	本部長による関係小学校訪問【開催】
R4. 12. 10	第6回バレーボールクリニック【開催】
R4. 12. 16	市スポーツ少年団第1回常任理事会【開催】
R5. 1 中旬	市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業【中止】
R5. 2. 11~12	市スポーツ少年団第2回リーダー研修会【開催】
R5. 2. 20	市スポーツ少年団第2回常任理事会・表彰選考委員会【開催】
R5. 3. 4	市スポーツ少年団指導者協議会表彰式【開催】

また、新型コロナウイルス感染症による施設閉鎖や子どもの安全のため以下のとおり、通常の活動を制限した。

【令和2年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習 試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸 圏域	県 内	県 外		
4/22 ~ 5/17	休止	×	×	×	×	×	×	×	
5/18 ~ 6/14	制限	○	×	×	×	×	×	×	
7/27 ~ 7/28	制限	△	×	×	×	×	×	×	△・・・屋外のみ練習可
8/8 ~ 8/19	休止	×	×	×	×	×	×	×	
8/20 ~ 8/31	制限	△	×		×	×	×	×	△・・・屋外のみ練習可
9/1 ~ 11/6	制限	○	○	○	○	○	×	○	県内のみ合宿可
11/7 ~ 12/29	制限	○	○	○	○	○	○	○	赤圏域・クラスター発生地を除く
12/30	制限	○	○	○	○	○	×	×	
12/31 ~ 1/3	制限	○	×	×	×	×	×	×	
1/4 ~ 2/7	休止	×	×	×	×	×	×	×	
2/8 ~ 2/19	制限	○	×	×	×	×	×	×	
2/20 ~ 2/26	制限	○	○	○	○	×	×	×	
2/27 ~ 3/19	制限	○	○	○	○	○	×	×	

【令和3年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習 試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸 圏域	県 内	県 外		
3/20 ~ 4/16	制限	○	○	○	○	○	○	×	
4/17 ~ 4/23	制限	○	○	○	○	○	○	×	
4/24 ~ 5/31	制限	○	×	△	△	△	△	×	△屋外のみ練習可 (上位大会につながる大会のみ)
5/21 ~ 6/3	休止	×	×	×	×	×	×	×	
6/4 ~ 6/10	制限	○	×	×	×	×	×	×	
6/11 ~ 6/20	制限	○	○	○	○	○	△	×	上位大会に繋がる大会のみ
6/21 ~ 7/16	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
7/17 ~ 8/4	制限	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言等区域は除く
8/5 ~ 8/11	制限	○	○	○	○	△	×	×	赤圏域を除く
8/12 ~ 8/18	休止	×	×	×	×	×	×	×	

8/19	～	8/25	休止	×	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可
8/26	～	8/31	休止	△	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/1	～	9/5	休止	△	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/6	～	9/12	休止	△	×	×	×	×	×	×	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
9/13	～	9/23	制限	○	×	×	×	×	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
9/24	～	9/30	制限	○	△	△	△	×	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
10/1	～	10/10	制限	○	○	○	○	○	×	×	活動計画書提出の上、学校での練習可
10/11	～	1/12	緩和	○	○	○	○	○	○	○	緊急事態宣言等区域は除く
1/13	～	1/18	制限	○	×	△	×	×	×	×	
1/19	～	1/25	休止	×	×	△	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
1/26	～	2/1	休止	×	×	△	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
2/2	～	2/13	休止	×	×	△	×	×	×	△	上位大会の場合のみ練習可 (ただし、学校施設のみ)
2/14	～	2/20	休止	×	×	△	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
2/21	～	2/27	制限	○	×	△	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
2/28	～	3/6	制限	○	○	○	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
3/7	～	3/13	制限	○	○	○	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)
3/14	～	3/31	制限	○	○	○	×	×	×	△	上位大会直近の場合のみ練習可(ただし、学校施設のみ)

【令和4年度活動制限一覧】

日程	活動	練習	練習試合	大会	交流			宿泊	備考
					北諸圏域	県内	県外		
4/1 ~ 4/24	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
4/25 ~ 5/15	制限	○	○	○	○	○	△	×	
5/16 ~ 5/29	制限	○	○	△	△	△	△	×	
5/30 ~ 6/20	制限	○	○	△	△	△	△	×	
6/21 ~ 7/11	制限	○	○	△	△	△	△	△	宿泊を伴うものは要相談
7/12 ~ 9/21	制限	○	○	○	○	○	△	×	
9/22 ~ 9/26	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談
9/27 ~ 12/28	制限	○	○	○	○	○	△	△	宿泊を伴うものは要相談

## 第5章 市民・事業者への支援

### 第1節 経済対策

#### 第1項 特別定額給付金給付事業

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示された。

これを受け全国の市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援（1人につき10万円給付）を行うこととなった。

#### (1) 特別定額給付金推進室の設置

令和2年4月現在、総務部の10名体制にて業務を執行していたが、早期の給付実現のために、全庁的な取組が必要となり、各部（局）から、兼任職員を選任し対応した。

令和2年4月23日に本館7階に「特別定額給付金推進室」を設置し、最終的には、職員64名、会計年度任用職員24名、計88名が業務に従事した。その他にも、部分的に各部から応援職員が従事し、文字通り、全庁的な取組が行われた。

事業終了後、令和3年3月31日付けで兼任を解き、特別定額給付金推進室はその役目を完了した。

#### (2) 事業の実施主体と経費負担

実施主体は、市区町村

実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助(10/10)を行う。